

本件選挙の選挙区別選挙当日有権者数（有権者数順）

(平成29年10月22日現在)

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
1	東京都第13区	472,423	1.979
2	東京都第17区	471,496	1.975
3	東京都第10区	470,938	1.972
4	東京都第8区	470,738	1.972
5	神奈川県第15区	469,287	1.965
6	北海道第3区	469,215	1.965
7	神奈川県第16区	468,685	1.963
8	東京都第9区	468,623	1.963
9	北海道第5区	466,620	1.954
10	東京都第4区	466,486	1.954
11	東京都第22区	465,616	1.950
12	兵庫県第6区	464,425	1.945
13	静岡県第5区	464,130	1.944
14	埼玉県第2区	462,995	1.939
15	神奈川県第5区	462,505	1.937
16	東京都第16区	462,216	1.936
17	京都府第6区	461,660	1.933
18	神奈川県第13区	460,572	1.929
19	東京都第24区	460,468	1.928
20	東京都第12区	460,263	1.928
21	東京都第5区	459,031	1.922
22	東京都第3区	458,242	1.919
23	神奈川県第10区	457,843	1.917
24	北海道第2区	457,703	1.917
25	東京都第6区	456,048	1.910
26	東京都第23区	455,437	1.907
27	東京都第11区	454,255	1.902
28	神奈川県第14区	453,812	1.901
29	埼玉県第3区	453,235	1.898
30	大阪府第9区	453,014	1.897
31	東京都第14区	452,263	1.894
32	福岡県第5区	451,861	1.892
33	千葉県第4区	451,595	1.891
34	宮城県第2区	450,926	1.889
35	千葉県第2区	449,998	1.885
36	埼玉県第1区	449,270	1.882
37	東京都第7区	448,816	1.880
38	東京都第1区	448,684	1.879
39	愛知県第7区	448,044	1.876
40	茨城県第6区	446,083	1.868
41	大阪府第2区	445,924	1.868
42	愛知県第12区	444,298	1.861
43	北海道第1区	443,008	1.855
44	埼玉県第6区	440,900	1.847
45	兵庫県第7区	439,113	1.839
46	愛知県第8区	439,060	1.839
47	埼玉県第14区	438,883	1.838
48	新潟県第1区	438,808	1.838
49	神奈川県第18区	438,807	1.838
50	千葉県第5区	438,691	1.837
51	静岡県第6区	438,156	1.835
52	大阪府第18区	437,120	1.831
53	愛知県第6区	436,625	1.829
54	愛知県第10区	436,482	1.828
55	東京都第18区	436,431	1.828
56	東京都第2区	435,872	1.825
57	福岡県第3区	435,814	1.825
58	愛知県第9区	435,193	1.823
59	神奈川県第7区	434,882	1.821
60	福岡県第2区	434,178	1.818

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
61	神奈川県第3区	433,774	1.817
62	福岡県第1区	433,508	1.816
63	埼玉県第7区	432,898	1.813
64	長野県第1区	432,700	1.812
65	栃木県第1区	432,618	1.812
66	兵庫県第4区	431,484	1.807
67	宮城県第1区	431,342	1.807
68	北海道第6区	431,012	1.805
69	神奈川県第2区	430,845	1.804
70	神奈川県第17区	430,786	1.804
71	山梨県第1区	430,175	1.802
72	愛知県第5区	429,573	1.799
73	東京都第21区	429,529	1.799
74	大阪府第14区	427,974	1.792
75	神奈川県第1区	427,736	1.791
76	熊本県第3区	426,191	1.785
77	岐阜県第3区	426,163	1.785
78	大阪府第5区	426,084	1.784
79	東京都第19区	425,966	1.784
80	熊本県第1区	421,257	1.764
81	千葉県第7区	421,071	1.763
82	神奈川県第8区	420,568	1.761
83	千葉県第1区	419,847	1.758
84	東京都第25区	418,348	1.752
85	福島県第1区	417,603	1.749
86	愛知県第13区	416,667	1.745
87	東京都第20区	415,565	1.740
88	三重県第3区	415,230	1.739
89	三重県第2区	414,741	1.737
90	埼玉県第15区	413,553	1.732
91	福岡県第10区	413,429	1.731
92	東京都第15区	412,336	1.727
93	千葉県第8区	411,572	1.724
94	千葉県第9区	410,963	1.721
95	千葉県第13区	410,959	1.721
96	愛知県第3区	410,812	1.721
97	埼玉県第9区	410,494	1.719
98	茨城県第1区	410,084	1.717
99	栃木県第4区	406,035	1.701
100	長野県第3区	405,003	1.696
101	広島県第2区	404,633	1.695
102	大阪府第13区	404,319	1.693
103	青森県第2区	403,329	1.689
104	大阪府第1区	403,292	1.689
105	埼玉県第13区	402,941	1.688
106	京都府第4区	402,079	1.684
107	愛知県第2区	401,957	1.683
108	大阪府第11区	400,367	1.677
109	大阪府第15区	399,851	1.675
110	北海道第9区	398,603	1.669
111	奈良県第1区	398,548	1.669
112	兵庫県第11区	398,434	1.669
113	静岡県第2区	397,153	1.663
114	神奈川県第12区	395,393	1.656
115	大阪府第6区	393,255	1.647
116	岩手県第2区	393,200	1.647
117	京都府第1区	393,178	1.647
118	茨城県第3区	392,370	1.643
119	兵庫県第2区	391,704	1.641
120	静岡県第1区	391,598	1.640

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
121	大阪府第4区	390,850	1.637
122	兵庫県第1区	389,742	1.632
123	福岡県第9区	389,715	1.632
124	岩手県第3区	389,315	1.630
125	奈良県第2区	389,051	1.629
126	愛知県第1区	388,992	1.629
127	長野県第2区	388,839	1.629
128	千葉県第12区	387,875	1.624
129	群馬県第1区	387,276	1.622
130	愛媛県第1区	386,883	1.620
131	神奈川県第11区	386,677	1.619
132	兵庫県第5区	385,935	1.616
133	広島県第7区	385,208	1.613
134	愛知県第11区	384,438	1.610
135	福井県第1区	383,767	1.607
136	千葉県第5区	383,730	1.607
137	大分県第1区	383,177	1.605
138	埼玉県第5区	382,565	1.602
139	神奈川県第6区	382,061	1.600
140	北海道第8区	381,321	1.597
141	岡山県第4区	380,500	1.594
142	福岡県第6区	379,173	1.588
143	富山県第3区	376,809	1.578
144	石川県第1区	376,647	1.577
145	静岡県第3区	376,618	1.577
146	大阪府第3区	376,572	1.577
147	埼玉県第4区	376,437	1.577
148	愛知県第4区	376,367	1.576
149	埼玉県第12区	376,359	1.576
150	大阪府第7区	373,702	1.565
151	北海道第4区	373,655	1.565
152	徳島県第1区	372,695	1.561
153	奈良県第3区	369,148	1.546
154	静岡県第8区	368,666	1.544
155	三重県第1区	366,960	1.537
156	千葉県第11区	366,196	1.534
157	兵庫県第9区	365,836	1.532
158	青森県第3区	364,978	1.529
159	岡山県第1区	363,645	1.523
160	埼玉県第8区	363,607	1.523
161	千葉県第6区	363,440	1.522
162	茨城県第2区	363,181	1.521
163	山口県第1区	362,270	1.517
164	広島県第3区	362,256	1.517
165	福岡県第8区	361,452	1.514
166	福岡県第4区	361,451	1.514
167	鹿児島県第1区	360,597	1.510
168	埼玉県第11区	359,745	1.507
169	青森県第1区	356,933	1.495
170	宮崎県第1区	356,152	1.492
171	千葉県第10区	356,116	1.491
172	京都府第3区	354,834	1.486
173	佐賀県第2区	353,654	1.481
174	愛知県第15区	353,398	1.480
175	兵庫県第10区	352,291	1.475
176	福島県第2区	352,177	1.475
177	鹿児島県第2区	348,221	1.458
178	長崎県第1区	347,539	1.456
179	大阪府第12区	344,910	1.445
180	岐阜県第4区	341,541	1.430

(平成29年10月22日現在)

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
181	秋田県第3区	340,190	1.425
182	鹿児島県第4区	340,045	1.424
183	群馬県第2区	337,060	1.412
184	大阪府第17区	337,018	1.411
185	千葉県第3区	336,797	1.411
186	佐賀県第1区	334,711	1.402
187	大阪府第8区	333,595	1.397
188	静岡県第7区	332,724	1.393
189	神奈川県第4区	332,192	1.391
190	福島県第5区	331,667	1.389
191	埼玉県第10区	331,530	1.388
192	鹿児島県第3区	329,979	1.382
193	山形県第2区	328,854	1.377
194	岐阜県第1区	328,524	1.376
195	広島県第1区	328,214	1.375
196	静岡県第4区	328,170	1.374
197	神奈川県第9区	327,305	1.371
198	石川県第2区	326,183	1.366
199	大阪府第16区	325,021	1.361
200	滋賀県第1区	323,630	1.355
201	兵庫県第3区	322,051	1.349
202	大阪府第10区	320,660	1.343
203	熊本県第3区	320,132	1.341
204	高知県第1区	318,871	1.335
205	熊本県第2区	318,735	1.335
206	新潟県第4区	317,754	1.331
207	香川県第1区	314,240	1.316
208	三重県第4区	312,991	1.311
209	新潟県第3区	312,835	1.310
210	和歌山県第1区	312,819	1.310
211	群馬県第5区	312,619	1.309
212	大分県第3区	312,610	1.309
213	大阪府第19区	311,807	1.306
214	茨城県第7区	311,660	1.305
215	沖縄県第3区	311,539	1.305
216	広島県第6区	310,908	1.302
217	山形県第1区	309,496	1.296
218	岐阜県第2区	309,088	1.294
219	広島県第4区	307,470	1.288
220	群馬県第3区	306,339	1.283
221	北海道第10区	305,968	1.281
222	長崎県第2区	303,574	1.271
223	新潟県第2区	302,798	1.268
224	島根県第2区	302,782	1.268
225	山形県第3区	302,085	1.265
226	高知県第2区	301,709	1.264
227	北海道第12区	301,508	1.263
228	福岡県第7区	301,415	1.262
229	愛知県第14区	298,566	1.250
230	群馬県第4区	298,186	1.249
231	兵庫県第12区	297,672	1.247
232	岩手県第1区	296,551	1.242
233	山口県第2区	294,753	1.234
234	滋賀県第4区	294,712	1.234
235	岡山県第2区	293,094	1.228
236	宮城県第3区	292,288	1.224
237	栃木県第5区	291,805	1.222
238	北海道第11区	290,399	1.216
239	沖縄県第2区	287,525	1.204
240	長野県第5区	287,463	1.204

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
241	沖縄県第4区	286,648	1.201
242	新潟県第6区	285,999	1.198
243	大分県第2区	285,252	1.195
244	宮崎県第3区	285,176	1.194
245	宮崎県第2区	284,933	1.193
246	岐阜県第5区	283,802	1.189
247	新潟県第5区	282,318	1.182
248	岡山県第3区	282,169	1.182
249	島根県第1区	276,774	1.159
250	秋田県第2区	276,022	1.156
251	茨城県第4区	274,892	1.151
252	岡山県第5区	274,649	1.150
253	福島県第3区	274,213	1.148
254	徳島県第2区	271,975	1.139
255	山梨県第2区	270,539	1.133
256	栃木県第2区	269,836	1.130
257	沖縄県第1区	269,675	1.129
258	福井県第2区	269,467	1.129
259	京都府第2区	269,197	1.127
260	富山県第1区	268,576	1.125
261	愛媛県第3区	268,565	1.125
262	香川県第2区	267,905	1.122
263	秋田県第1区	267,740	1.121
264	山口県第3区	267,356	1.120
265	滋賀県第2区	266,673	1.117
266	滋賀県第3区	266,377	1.116
267	福岡県第11区	265,731	1.113
268	宮城県第6区	265,726	1.113
269	北海道第7区	265,468	1.112
270	愛媛県第4区	264,013	1.106
271	宮城県第5区	263,675	1.104
272	和歌山県第3区	263,656	1.104
273	長崎県第4区	261,478	1.095
274	愛媛県第2区	257,808	1.080
275	広島県第5区	256,815	1.076
276	山口県第4区	256,464	1.074
277	石川県第3区	255,053	1.068
278	富山県第2区	254,572	1.066
279	和歌山県第2区	252,354	1.057
280	茨城県第5区	249,839	1.046
281	京都府第5区	248,936	1.043
282	福島県第4区	247,621	1.037
283	香川県第3区	247,520	1.037
284	長野県第4区	246,516	1.032
285	栃木県第3区	246,268	1.031
286	長崎県第3区	242,428	1.015
287	鳥取県第2区	240,310	1.006
288	宮城県第4区	239,981	1.005
289	鳥取県第1区	238,771	1.000

乙第2号証の1

平成21年選挙の選挙区別選挙当日有権者数（有権者数順）

（平成21年8月30日現在）

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
1	千葉県第4区	487,837	2,304
2	神奈川県第10区	484,482	2,288
3	東京都第6区	481,818	2,275
4	北海道第1区	475,525	2,246
5	東京都第3区	474,069	2,239
6	兵庫県第6区	471,847	2,228
7	東京都第1区	462,949	2,186
8	東京都第19区	462,375	2,184
9	東京都第23区	461,006	2,177
10	東京都第8区	460,985	2,177
11	東京都第22区	459,207	2,169
12	静岡県第5区	456,360	2,155
13	神奈川県第15区	454,639	2,147
14	兵庫県第7区	454,288	2,145
15	神奈川県第13区	453,308	2,141
16	北海道第5区	452,618	2,138
17	埼玉県第2区	452,200	2,136
18	埼玉県第3区	451,668	2,133
19	東京都第5区	450,606	2,128
20	東京都第16区	450,445	2,127
21	静岡県第6区	450,065	2,125
22	東京都第24区	448,401	2,118
23	愛知県第12区	448,205	2,117
24	京都府第6区	447,950	2,115
25	神奈川県第5区	447,549	2,114
26	東京都第9区	444,929	2,101
27	北海道第6区	440,855	2,082
28	東京都第7区	440,571	2,081
29	東京都第11区	439,676	2,076
30	北海道第3区	439,446	2,075
31	東京都第17区	436,866	2,063
32	北海道第2区	436,036	2,059
33	福岡県第2区	433,570	2,048
34	大阪府第9区	433,290	2,046
35	神奈川県第16区	430,198	2,032
36	神奈川県第14区	430,105	2,031
37	長野県第1区	429,859	2,030
38	兵庫県第4区	429,463	2,028
39	福島県第1区	427,768	2,020
40	神奈川県第17区	427,538	2,019
41	東京都第4区	426,496	2,014
42	新潟県第1区	425,456	2,009
43	千葉県第2区	425,033	2,007
44	大阪府第18区	424,742	2,006
45	神奈川県第2区	424,028	2,002
46	埼玉県第6区	423,131	1,998
47	大阪府第14区	422,981	1,998
48	茨城県第6区	422,245	1,994
49	愛知県第9区	421,977	1,993
50	宮城県第2区	421,735	1,992
51	神奈川県第1区	420,265	1,985
52	埼玉県第1区	419,401	1,981
53	愛知県第7区	418,255	1,975
54	愛知県第8区	417,869	1,973
55	愛知県第10区	417,772	1,973
56	大阪府第4区	417,037	1,969
57	愛知県第6区	416,933	1,969
58	岐阜県第3区	416,239	1,966
59	東京都第13区	414,724	1,959
60	千葉県第5区	413,805	1,954

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
61	栃木県第1区	413,562	1,953
62	北海道第9区	413,536	1,953
63	福岡県第10区	411,858	1,945
64	愛知県第5区	411,827	1,945
65	神奈川県第7区	411,728	1,944
66	大阪府第5区	411,679	1,944
67	埼玉県第14区	411,625	1,944
68	東京都第18区	409,067	1,932
69	茨城県第1区	407,489	1,924
70	神奈川県第3区	407,479	1,924
71	埼玉県第9区	405,593	1,915
72	東京都第2区	405,333	1,914
73	福岡県第5区	404,933	1,912
74	埼玉県第7区	404,838	1,912
75	北海道第8区	403,646	1,906
76	宮城県第1区	402,329	1,900
77	長野県第3区	401,784	1,897
78	大阪府第15区	400,398	1,891
79	栃木県第4区	399,612	1,887
80	千葉県第9区	399,436	1,886
81	大阪府第13区	398,349	1,881
82	東京都第20区	398,174	1,880
83	千葉県第1区	397,382	1,877
84	静岡県第2区	396,931	1,875
85	千葉県第7区	396,926	1,875
86	京都府第4区	395,807	1,869
87	福岡県第3区	394,960	1,865
88	神奈川県第11区	394,396	1,863
89	東京都第12区	393,158	1,857
90	福岡県第9区	392,919	1,856
91	千葉県第8区	391,010	1,847
92	広島県第2区	390,965	1,846
93	大阪府第11区	390,098	1,842
94	群馬県第1区	389,150	1,838
95	愛媛県第1区	388,575	1,835
96	長野県第2区	387,779	1,831
97	大阪府第6区	387,778	1,831
98	愛知県第13区	386,936	1,827
99	大阪府第3区	385,757	1,822
100	千葉県第12区	385,658	1,821
101	茨城県第3区	385,445	1,820
102	富山県第3区	385,190	1,819
103	静岡県第1区	384,117	1,814
104	福岡県第1区	381,954	1,804
105	愛知県第3区	381,361	1,801
106	兵庫県第11区	381,236	1,800
107	京都府第1区	381,114	1,800
108	兵庫県第8区	380,989	1,799
109	大阪府第1区	380,575	1,797
110	愛知県第2区	378,272	1,786
111	東京都第21区	377,839	1,784
112	神奈川県第8区	376,393	1,778
113	東京都第15区	375,924	1,775
114	千葉県第11区	375,812	1,775
115	神奈川県第6区	374,762	1,770
116	広島県第7区	374,726	1,770
117	埼玉県第12区	374,017	1,766
118	愛知県第4区	373,755	1,765
119	静岡県第3区	373,341	1,763
120	福岡県第8区	373,312	1,763

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
121	福岡県第6区	372,298	1,758
122	愛知県第1区	369,526	1,745
123	神奈川県第12区	367,535	1,736
124	兵庫県第1区	366,318	1,730
125	熊本県第1区	366,290	1,730
126	秋田県第3区	365,951	1,728
127	千葉県第10区	365,443	1,726
128	岡山県第4区	364,284	1,720
129	埼玉県第15区	362,866	1,714
130	愛知県第11区	362,700	1,713
131	大分県第1区	362,058	1,710
132	埼玉県第11区	362,044	1,710
133	兵庫県第5区	361,999	1,710
134	埼玉県第13区	361,814	1,709
135	東京都第14区	361,677	1,708
136	兵庫県第9区	361,568	1,708
137	茨城県第2区	360,278	1,701
138	静岡県第8区	359,736	1,699
139	山口県第1区	359,225	1,696
140	石川県第1区	358,479	1,693
141	兵庫県第2区	358,300	1,692
142	長崎県第1区	352,817	1,666
143	大阪府第2区	352,167	1,663
144	広島県第3区	350,705	1,656
145	大阪府第7区	349,304	1,650
146	福島県第2区	349,036	1,648
147	千葉県第6区	348,266	1,645
148	岐阜県第4区	347,362	1,640
149	青森県第1区	346,953	1,639
150	埼玉県第4区	346,769	1,638
151	埼玉県第8区	346,220	1,635
152	東京都第10区	346,039	1,634
153	京都府第3区	345,315	1,631
154	愛知県第15区	344,911	1,629
155	岡山県第1区	344,652	1,628
156	山形県第2区	344,315	1,626
157	宮崎県第1区	344,098	1,625
158	兵庫県第10区	343,729	1,623
159	福島県第5区	343,654	1,623
160	埼玉県第5区	342,355	1,617
161	神奈川県第18区	342,219	1,616
162	北海道第10区	342,003	1,615
163	大阪府第12区	341,609	1,613
164	福岡県第4区	335,310	1,584
165	三重県第3区	334,471	1,580
166	長崎県第2区	333,739	1,576
167	鹿児島県第1区	333,555	1,575
168	宮城県第4区	332,136	1,569
169	大阪府第17区	332,106	1,568
170	群馬県第2区	331,305	1,565
171	神奈川県第4区	331,102	1,564
172	広島県第6区	331,003	1,563
173	静岡県第4区	329,927	1,558
174	埼玉県第10区	327,354	1,546
175	三重県第2区	326,627	1,543
176	静岡県第7区	326,020	1,540
177	岐阜県第1区	325,039	1,535
178	新潟県第3区	323,892	1,530
179	大分県第3区	322,307	1,522
180	千葉県第13区	321,969	1,521

(平成21年8月30日現在)

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
181	新潟県第4区	321,921	1.520
182	兵庫県第3区	321,036	1.516
183	千葉県第3区	320,113	1.512
184	東京都第25区	319,057	1.507
185	山形県第3区	318,892	1.506
186	北海道第12区	318,569	1.504
187	大阪府第8区	317,977	1.502
188	群馬県第5区	317,838	1.501
189	石川県第2区	317,490	1.499
190	北海道第4区	316,523	1.495
191	新潟県第2区	315,884	1.492
192	大阪府第10区	315,502	1.490
193	茨城県第7区	314,798	1.487
194	福岡県第7区	314,243	1.484
195	大阪府第16区	314,054	1.483
196	和歌山県第1区	313,226	1.479
197	島根県第2区	312,861	1.478
198	青森県第4区	311,445	1.471
199	岐阜県第2区	311,445	1.471
200	広島県第1区	311,170	1.470
201	三重県第1区	310,063	1.464
202	滋賀県第1区	308,301	1.456
203	兵庫県第12区	307,887	1.454
204	大分県第2区	307,141	1.450
205	熊本県第2区	306,933	1.450
206	大阪府第19区	306,878	1.449
207	山形県第1区	306,052	1.445
208	山口県第2区	305,610	1.443
209	香川県第1区	304,702	1.439
210	和歌山県第3区	304,250	1.437
211	茨城県第4区	303,672	1.434
212	岩手県第2区	300,967	1.421
213	群馬県第3区	299,261	1.413
214	神奈川県第9区	299,255	1.413
215	秋田県第2区	299,193	1.413
216	新潟県第6区	298,729	1.411
217	熊本県第4区	298,569	1.410
218	奈良県第2区	298,265	1.409
219	福島県第3区	298,086	1.408
220	栃木県第5区	296,210	1.399
221	宮崎県第2区	295,965	1.398
222	奈良県第1区	295,931	1.398
223	愛媛県第2区	295,878	1.397
224	宮崎県第3区	294,460	1.391
225	岡山県第3区	294,210	1.389
226	広島県第4区	293,632	1.387
227	長野県第5区	291,541	1.377
228	奈良県第3区	290,935	1.374
229	群馬県第4区	290,446	1.372
230	岐阜県第5区	289,490	1.367
231	三重県第5区	289,477	1.367
232	宮城県第3区	289,304	1.366
233	北海道第11区	289,067	1.365
234	沖縄県第3区	288,868	1.364
235	滋賀県第4区	288,796	1.364
236	岡山県第2区	288,735	1.364
237	岡山県第5区	285,800	1.350
238	新潟県第5区	284,942	1.346
239	岩手県第4区	284,534	1.344
240	島根県第1区	282,460	1.334

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
241	鹿児島県第2区	281,457	1.329
242	長崎県第4区	280,233	1.323
243	山口県第3区	278,585	1.316
244	北海道第7区	277,937	1.313
245	岩手県第1区	275,596	1.302
246	香川県第2区	274,715	1.297
247	広島県第5区	273,182	1.290
248	栃木県第2区	272,965	1.289
249	愛媛県第3区	272,730	1.288
250	福岡県第11区	272,543	1.287
251	鹿児島県第4区	271,930	1.284
252	熊本県第3区	270,914	1.279
253	京都府第2区	269,819	1.274
254	奈良県第4区	269,294	1.272
255	山口県第4区	269,088	1.271
256	石川県第3区	268,230	1.267
257	秋田県第1区	267,441	1.263
258	愛知県第14区	265,069	1.252
259	鹿児島県第3区	264,355	1.248
260	滋賀県第2区	262,896	1.242
261	沖縄県第2区	262,402	1.239
262	青森県第3区	262,246	1.238
263	富山県第1区	261,895	1.237
264	沖縄県第4区	259,929	1.228
265	京都府第5区	259,445	1.225
266	鳥取県第1区	258,394	1.220
267	富山県第2区	257,917	1.218
268	沖縄県第1区	255,502	1.207
269	香川県第3区	251,318	1.187
270	鹿児島県第5区	250,755	1.184
271	岩手県第3区	249,636	1.179
272	長野県第4区	249,373	1.178
273	山梨県第3区	248,102	1.172
274	栃木県第3区	247,194	1.167
275	熊本県第5区	246,515	1.164
276	福島県第4区	244,469	1.155
277	三重県第4区	243,958	1.152
278	愛媛県第4区	243,418	1.150
279	青森県第2区	242,488	1.145
280	滋賀県第3区	240,854	1.137
281	佐賀県第1区	235,158	1.111
282	山梨県第2区	234,746	1.109
283	和歌山県第2区	233,384	1.102
284	宮城県第6区	232,919	1.100
285	鳥取県第2区	228,476	1.079
286	佐賀県第3区	227,696	1.075
287	茨城県第5区	227,553	1.075
288	徳島県第2区	227,122	1.073
289	宮城県第5区	226,277	1.069
290	佐賀県第2区	226,094	1.068
291	福井県第1区	220,971	1.044
292	福井県第2区	219,456	1.036
293	山梨県第1区	219,110	1.035
294	徳島県第3区	218,898	1.034
295	高知県第2区	217,563	1.027
296	徳島県第1区	214,365	1.012
297	福井県第3区	213,911	1.010
298	高知県第1区	213,841	1.010
299	長崎県第3区	212,785	1.005
300	高知県第3区	211,750	1.000

乙第2号証の2

平成24年選挙の選挙区別選挙当日有権者数（有権者数順）

（平成24年12月16日現在）

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
1	千葉県第4区	495,212	2.425
2	神奈川県第10区	492,394	2.411
3	東京都第6区	484,860	2.374
4	北海道第1区	484,486	2.373
5	東京都第3区	480,107	2.351
6	東京都第1区	477,631	2.339
7	兵庫県第6区	475,955	2.331
8	東京都第19区	466,796	2.286
9	東京都第23区	463,214	2.268
10	東京都第22区	462,725	2.266
11	神奈川県第13区	461,285	2.259
12	埼玉県第3区	459,854	2.252
13	東京都第8区	459,547	2.251
14	兵庫県第7区	458,806	2.247
15	埼玉県第2区	457,792	2.242
16	静岡県第5区	457,412	2.240
17	神奈川県第15区	456,520	2.236
18	東京都第5区	456,028	2.233
19	北海道第5区	455,555	2.231
20	東京都第24区	455,220	2.229
21	愛知県第12区	454,656	2.227
22	東京都第16区	452,248	2.215
23	京都府第6区	450,247	2.205
24	北海道第3区	449,087	2.199
25	神奈川県第5区	448,705	2.197
26	東京都第9区	448,660	2.197
27	福岡県第2区	444,145	2.175
28	東京都第7区	443,996	2.174
29	静岡県第6区	443,795	2.173
30	東京都第11区	442,124	2.165
31	北海道第2区	442,115	2.165
32	北海道第17区	439,362	2.152
33	神奈川県第14区	437,769	2.144
34	大阪府第9区	437,139	2.141
35	北海道第6区	435,032	2.130
36	神奈川県第16区	431,606	2.114
37	宮城県第2区	429,416	2.103
38	茨城県第6区	428,923	2.101
39	千葉県第2区	428,687	2.099
40	兵庫県第4区	428,586	2.099
41	新潟県第1区	428,456	2.098
42	大阪府第4区	428,137	2.097
43	埼玉県第1区	428,119	2.097
44	埼玉県第6区	427,730	2.095
45	長野県第1区	427,377	2.093
46	東京都第4区	427,018	2.091
47	愛知県第7区	426,435	2.088
48	神奈川県第17区	426,043	2.086
49	大阪府第18区	425,951	2.086
50	神奈川県第7区	425,283	2.083
51	神奈川県第2区	424,090	2.077
52	東京都第2区	423,177	2.072
53	愛知県第9区	423,038	2.072
54	愛知県第8区	422,291	2.068
55	愛知県第10区	420,971	2.062
56	大阪府第14区	420,172	2.058
57	愛知県第6区	419,927	2.056
58	埼玉県第14区	419,574	2.055
59	東京都第13区	418,668	2.050
60	神奈川県第1区	418,323	2.049

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
61	栃木県第1区	417,910	2.047
62	岐阜県第3区	416,629	2.040
63	福島県第1区	415,837	2.036
64	宮城県第1区	415,768	2.036
65	東京都第18区	415,060	2.033
66	埼玉県第7区	414,399	2.029
67	愛知県第5区	413,966	2.027
68	大阪府第5区	413,941	2.027
69	神奈川県第3区	413,592	2.025
70	千葉県第5区	411,147	2.013
71	福岡県第10区	410,748	2.012
72	福岡県第5区	410,337	2.010
73	茨城県第1区	406,694	1.992
74	北海道第9区	406,072	1.989
75	埼玉県第9区	404,976	1.983
76	東京都第20区	402,763	1.972
77	福岡県第3区	402,674	1.972
78	千葉県第9区	402,578	1.972
79	千葉県第1区	402,425	1.971
80	千葉県第7区	401,267	1.965
81	長野県第3区	400,439	1.961
82	栃木県第4区	399,474	1.956
83	福岡県第1区	398,511	1.952
84	大阪府第13区	398,057	1.949
85	大阪府第15区	396,882	1.944
86	静岡県第2区	395,390	1.936
87	東京都第12区	394,907	1.934
88	京都府第4区	394,847	1.934
89	愛知県第13区	394,757	1.933
90	大阪府第1区	394,097	1.930
91	千葉県第8区	393,127	1.925
92	北海道第8区	393,030	1.925
93	広島県第2区	392,877	1.924
94	愛媛県第1区	391,588	1.918
95	大阪府第11区	390,610	1.913
96	福岡県第9区	389,612	1.908
97	神奈川県第11区	389,013	1.905
98	愛知県第3区	387,281	1.897
99	茨城県第3区	387,034	1.895
100	長野県第2区	386,742	1.894
101	東京都第15区	386,411	1.892
102	群馬県第1区	385,702	1.889
103	千葉県第12区	385,319	1.887
104	大阪府第6区	385,249	1.887
105	兵庫県第11区	385,201	1.886
106	静岡県第1区	384,803	1.884
107	愛知県第2区	383,295	1.877
108	神奈川県第8区	382,436	1.873
109	京都府第1区	381,942	1.870
110	東京都第21区	381,396	1.868
111	大阪府第3区	379,798	1.860
112	兵庫県第8区	379,425	1.858
113	富山県第3区	378,864	1.855
114	広島県第7区	376,742	1.845
115	神奈川県第12区	375,902	1.841
116	埼玉県第12区	373,491	1.829
117	神奈川県第6区	373,384	1.829
118	愛知県第1区	373,297	1.828
119	静岡県第3区	372,305	1.823
120	埼玉県第15区	371,932	1.821

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
121	兵庫県第1区	371,889	1.821
122	福岡県第6区	371,451	1.819
123	愛知県第4区	371,031	1.817
124	熊本県第1区	370,689	1.815
125	千葉県第11区	370,630	1.815
126	東京都第14区	369,077	1.807
127	大分県第1区	367,985	1.802
128	愛知県第11区	367,599	1.800
129	岡山県第4区	367,067	1.798
130	福岡県第8区	366,106	1.793
131	埼玉県第13区	362,488	1.775
132	石川県第1区	362,225	1.774
133	千葉県第10区	360,459	1.765
134	静岡県第8区	359,948	1.763
135	兵庫県第9区	359,269	1.759
136	茨城県第2区	359,147	1.759
137	埼玉県第11区	358,995	1.758
138	兵庫県第5区	358,266	1.755
139	山口県第1区	357,488	1.751
140	兵庫県第2区	355,943	1.743
141	埼玉県第4区	355,100	1.739
142	秋田県第3区	354,501	1.736
143	広島県第3区	352,969	1.729
144	埼玉県第5区	352,329	1.725
145	大阪府第7区	352,168	1.725
146	神奈川県第18区	351,874	1.723
147	埼玉県第8区	351,130	1.720
148	大阪府第2区	351,116	1.720
149	東京都第10区	350,217	1.715
150	千葉県第6区	350,197	1.715
151	長崎県第1区	349,297	1.711
152	岡山県第1区	348,940	1.709
153	宮城県第1区	347,429	1.701
154	愛知県第15区	346,245	1.696
155	兵庫県第10区	346,032	1.695
156	京都府第3区	344,013	1.685
157	福島県第2区	343,424	1.682
158	岐阜県第4区	343,212	1.681
159	福岡県第4区	342,598	1.678
160	大阪府第12区	340,842	1.669
161	青森県第1区	340,697	1.668
162	三重県第3区	338,689	1.659
163	山形県第2区	337,290	1.652
164	宮城県第4区	335,608	1.644
165	鹿児島県第1区	335,532	1.643
166	大阪府第17区	333,086	1.631
167	福島県第5区	331,670	1.624
168	群馬県第2区	331,434	1.623
169	長崎県第2区	330,346	1.618
170	神奈川県第4区	329,966	1.616
171	千葉県第13区	329,571	1.614
172	三重県第2区	328,474	1.609
173	北海道第10区	328,145	1.607
174	埼玉県第10区	327,555	1.604
175	静岡県第7区	327,416	1.603
176	福岡県第4区	327,407	1.603
177	千葉県第3区	325,289	1.593
178	岐阜県第1区	323,652	1.585
179	広島県第6区	321,391	1.574
180	大阪府第8区	319,782	1.566

(平成24年12月16日現在)

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
181	兵庫県第3区	319,736	1.566
182	東京都第25区	319,662	1.565
183	新潟県第4区	318,807	1.561
184	新潟県第3区	318,635	1.560
185	石川県第2区	317,874	1.557
186	大分県第3区	316,901	1.552
187	大阪府第16区	315,608	1.546
188	大阪府第10区	315,392	1.545
189	広島県第1区	314,600	1.541
190	群馬県第5区	314,402	1.540
191	滋賀県第1区	314,309	1.539
192	茨城県第7区	312,416	1.530
193	山形県第3区	311,172	1.524
194	和歌山県第1区	311,046	1.523
195	北海道第12区	310,903	1.523
196	北海道第4区	310,552	1.521
197	新潟県第2区	309,710	1.517
198	岐阜県第2区	308,982	1.513
199	三重県第1区	307,509	1.506
200	福岡県第7区	307,168	1.504
201	島根県第2区	307,126	1.504
202	香川県第1区	306,129	1.499
203	大阪府第19区	305,845	1.498
204	山形県第1区	305,571	1.496
205	青森県第4区	304,989	1.494
206	熊本県第2区	304,176	1.490
207	神奈川県第9区	303,887	1.488
208	茨城県第4区	302,837	1.483
209	兵庫県第12区	301,901	1.478
210	群馬県第3区	299,459	1.467
211	山口県第2区	299,363	1.466
212	大分県第2区	297,700	1.458
213	奈良県第2区	297,375	1.456
214	和歌山県第3区	296,790	1.453
215	広島県第4区	295,992	1.450
216	奈良県第1区	295,460	1.447
217	沖縄県第3区	295,449	1.447
218	熊本県第4区	293,234	1.436
219	新潟県第6区	292,581	1.433
220	栃木県第5区	292,302	1.431
221	岩手県第2区	292,204	1.431
222	福島県第3区	292,166	1.431
223	奈良県第3区	291,732	1.429
224	群馬県第4区	291,568	1.428
225	宮崎県第2区	290,374	1.422
226	宮崎県第3区	290,170	1.421
227	滋賀県第4区	289,130	1.416
228	愛媛県第2区	288,911	1.415
229	北海道第11区	288,689	1.414
230	秋田県第2区	288,595	1.413
231	岡山県第2区	288,235	1.412
232	長野県第5区	288,040	1.411
233	岡山県第3区	287,873	1.410
234	岐阜県第5区	285,751	1.399
235	宮城県第3区	283,645	1.389
236	新潟県第5区	282,118	1.382
237	岩手県第4区	281,402	1.378
238	三重県第5区	281,210	1.377
239	鹿児島県第2区	279,787	1.370
240	岡山県第5区	279,385	1.368

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
241	岩手県第1区	278,714	1.365
242	島根県第1区	278,225	1.363
243	長崎県第4区	275,931	1.351
244	熊本県第3区	272,616	1.335
245	山口県第3区	272,343	1.334
246	北海道第7区	271,986	1.332
247	沖縄県第2区	271,001	1.327
248	栃木県第2区	270,510	1.325
249	愛媛県第3区	270,413	1.324
250	鹿児島県第4区	270,164	1.323
251	香川県第2区	269,988	1.322
252	福岡県第11区	268,910	1.317
253	沖縄県第4区	268,344	1.314
254	京都府第2区	266,982	1.307
255	秋田県第1区	266,508	1.305
256	広島県第5区	265,314	1.299
257	奈良県第4区	263,526	1.291
258	愛知県第14区	263,426	1.290
259	滋賀県第2区	263,307	1.289
260	山口県第4区	263,255	1.289
261	富山県第1区	262,477	1.285
262	沖縄県第1区	261,120	1.279
263	石川県第3区	260,929	1.278
264	青森県第3区	259,111	1.269
265	鹿児島県第3区	258,665	1.267
266	富山県第2区	255,022	1.249
267	鳥取県第1区	254,800	1.248
268	京都府第5区	253,719	1.243
269	滋賀県第3区	248,563	1.217
270	香川県第3区	248,437	1.217
271	山梨県第3区	248,202	1.216
272	長野県第4区	246,633	1.208
273	栃木県第3区	246,508	1.207
274	鹿児島県第5区	245,207	1.201
275	三重県第4区	242,526	1.188
276	熊本県第5区	240,729	1.179
277	青森県第2区	239,623	1.173
278	福島県第4区	237,918	1.165
279	佐賀県第1区	236,864	1.160
280	岩手県第3区	236,102	1.156
281	愛媛県第4区	234,060	1.146
282	山梨県第2区	232,239	1.137
283	和歌山県第2区	229,965	1.126
284	鳥取県第2区	226,124	1.107
285	佐賀県第3区	224,182	1.098
286	徳島県第2区	224,074	1.097
287	佐賀県第2区	223,594	1.095
288	茨城県第5区	223,450	1.094
289	宮城県第6区	221,503	1.085
290	福井県第1区	220,972	1.082
291	福井県第2区	217,114	1.063
292	山梨県第1区	217,046	1.063
293	徳島県第1区	213,999	1.048
294	高知県第1区	213,948	1.048
295	徳島県第3区	213,160	1.044
296	高知県第2区	212,410	1.040
297	福井県第3区	211,528	1.036
298	宮城県第5区	211,113	1.034
299	長崎県第3区	209,222	1.025
300	高知県第3区	204,196	1.000

乙第2号証の3

平成26年選挙の選挙区別選挙当日有権者数（有権者数順）

（平成26年12月14日現在）

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
1	東京都第1区	492,025	2.129
2	北海道第1区	490,592	2.123
3	東京都第3区	486,466	2.105
4	東京都第5区	482,615	2.089
5	兵庫県第6区	478,067	2.069
6	東京都第6区	471,533	2.041
7	東京都第19区	470,785	2.037
8	東京都第22区	466,769	2.020
9	東京都第23区	466,399	2.018
10	埼玉県第3区	465,154	2.013
11	東京都第8区	464,884	2.012
12	神奈川県第13区	463,907	2.008
13	埼玉県第2区	463,353	2.005
14	兵庫県第7区	461,774	1.998
15	愛知県第12区	458,221	1.983
16	神奈川県第15区	456,896	1.977
17	静岡県第5区	456,271	1.975
18	東京都第24区	456,057	1.974
19	北海道第5区	452,921	1.973
20	東京都第16区	455,218	1.970
21	北海道第3区	454,453	1.967
22	東京都第7区	452,092	1.956
23	東京都第9区	452,092	1.956
24	福岡県第2区	451,222	1.953
25	神奈川県第5区	450,157	1.948
26	京都府第6区	450,074	1.948
27	北海道第2区	446,830	1.934
28	東京都第11区	446,555	1.932
29	神奈川県第14区	443,923	1.921
30	千葉県第4区	443,507	1.919
31	東京都第17区	441,780	1.912
32	神奈川県第10区	440,652	1.907
33	東京都第2区	439,169	1.900
34	大阪府第9区	437,772	1.894
35	静岡県第6区	437,590	1.894
36	宮城県第2区	435,534	1.885
37	埼玉県第1区	435,352	1.884
38	大阪府第4区	434,977	1.882
39	神奈川県第7区	433,936	1.878
40	神奈川県第16区	432,822	1.873
41	東京都第4区	432,784	1.873
42	愛知県第7区	432,249	1.871
43	千葉県第2区	432,033	1.870
44	茨城県第6区	431,909	1.869
45	北海道第6区	430,198	1.862
46	新潟県第1区	430,046	1.861
47	埼玉県第6区	429,244	1.858
48	大阪府第18区	425,818	1.843
49	長野県第1区	425,741	1.842
50	神奈川県第17区	425,376	1.841
51	兵庫県第4区	425,316	1.841
52	愛知県第8区	425,151	1.840
53	山梨県第1区	424,678	1.838
54	愛知県第9区	424,434	1.837
55	埼玉県第14区	423,816	1.834
56	神奈川県第2区	423,383	1.832
57	愛知県第10区	422,754	1.829
58	東京都第13区	422,015	1.826
59	愛知県第6区	422,007	1.826
60	宮城県第1区	421,921	1.826

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
61	栃木県第1区	421,001	1.822
62	東京都第18区	420,304	1.819
63	大阪府第14区	419,584	1.816
64	神奈川県第18区	419,361	1.815
65	神奈川県第3区	419,186	1.814
66	埼玉県第7区	419,183	1.814
67	神奈川県第1区	418,500	1.811
68	岐阜県第3区	416,673	1.803
69	愛知県第5区	415,845	1.800
70	千葉県第5区	415,510	1.798
71	大阪府第5区	414,245	1.793
72	福島県第1区	413,597	1.790
73	福岡県第5区	413,480	1.789
74	福岡県第10区	409,018	1.770
75	福岡県第3区	408,175	1.766
76	福岡県第1区	407,731	1.764
77	茨城県第1区	405,377	1.754
78	東京都第20区	404,949	1.752
79	千葉県第1区	404,904	1.752
80	埼玉県第9区	404,476	1.750
81	千葉県第7区	403,843	1.748
82	大阪府第1区	403,593	1.747
83	千葉県第9区	402,951	1.744
84	北海道第9区	400,657	1.734
85	愛知県第13区	399,518	1.729
86	長野県第3区	398,979	1.727
87	栃木県第4区	398,881	1.726
88	東京都第12区	398,205	1.723
89	大阪府第13区	397,435	1.720
90	千葉県第8区	396,160	1.714
91	東京都第15区	395,474	1.711
92	京都府第4区	394,727	1.708
93	大阪府第15区	394,072	1.705
94	広島県第2区	393,696	1.704
95	愛知県第3区	393,338	1.702
96	愛媛県第1区	393,115	1.701
97	静岡県第2区	393,047	1.701
98	大阪府第11区	390,435	1.690
99	千葉県第13区	388,076	1.679
100	愛知県第2区	387,954	1.679
101	福岡県第9区	387,163	1.675
102	神奈川県第8区	386,783	1.674
103	兵庫県第11区	386,553	1.673
104	茨城県第3区	386,081	1.671
105	北海道第8区	386,040	1.671
106	静岡県第1区	385,176	1.667
107	長野県第2区	384,847	1.665
108	大阪府第6区	384,725	1.665
109	神奈川県第11区	384,363	1.663
110	千葉県第12区	383,899	1.661
111	東京都第21区	383,589	1.660
112	京都府第1区	383,347	1.659
113	群馬県第1区	383,075	1.658
114	神奈川県第12区	379,426	1.642
115	福井県第1区	378,855	1.639
116	兵庫県第8区	378,523	1.638
117	埼玉県第15区	378,253	1.637
118	広島県第7区	377,312	1.633
119	愛知県第1区	377,177	1.632
120	兵庫県第1区	376,701	1.630

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
121	東京都第14区	376,054	1.627
122	大阪府第3区	375,218	1.624
123	富山県第3区	374,965	1.623
124	神奈川県第6区	373,105	1.615
125	熊本県第1区	372,104	1.610
126	福岡県第6区	371,610	1.608
127	埼玉県第12区	371,546	1.608
128	大分県第1区	371,001	1.606
129	静岡県第3区	370,762	1.604
130	徳島県第1区	370,625	1.604
131	愛知県第4区	369,566	1.599
132	愛知県第11区	369,434	1.599
133	岡山県第4区	368,880	1.596
134	千葉県第11区	366,620	1.587
135	石川県第1区	365,140	1.580
136	埼玉県第13区	362,426	1.568
137	福岡県第8区	361,498	1.564
138	静岡県第8区	360,427	1.560
139	埼玉県第4区	360,274	1.559
140	埼玉県第5区	358,127	1.550
141	兵庫県第9区	358,073	1.550
142	大阪府第7区	357,950	1.549
143	茨城県第2区	357,635	1.548
144	埼玉県第11区	356,578	1.543
145	千葉県第10区	356,470	1.543
146	山口県第1区	356,223	1.542
147	東京都第10区	355,489	1.538
148	兵庫県第5区	354,902	1.536
149	佐賀県第2区	353,810	1.531
150	兵庫県第2区	353,378	1.529
151	広島県第3区	353,319	1.529
152	埼玉県第8区	352,666	1.526
153	岡山県第1区	351,645	1.522
154	千葉県第6区	351,419	1.521
155	大阪府第2区	351,243	1.520
156	宮城県第1区	349,006	1.510
157	福岡県第4区	347,219	1.503
158	秋田県第3区	346,644	1.500
159	愛知県第15区	346,433	1.499
160	長崎県第1区	346,340	1.499
161	兵庫県第10区	345,329	1.494
162	福島県第2区	344,368	1.490
163	京都府第3区	343,926	1.488
164	三重県第3区	340,420	1.473
165	岐阜県第4区	339,798	1.470
166	大阪府第12区	339,469	1.469
167	鹿児島県第1区	336,070	1.454
168	青森県第1区	335,909	1.454
169	大阪府第17区	331,992	1.437
170	山形県第2区	331,726	1.436
171	群馬県第2区	330,850	1.432
172	三重県第2区	329,308	1.425
173	福島県第5区	328,896	1.423
174	神奈川県第4区	327,687	1.418
175	静岡県第7区	327,260	1.416
176	千葉県第3区	327,236	1.416
177	佐賀県第1区	327,125	1.416
178	長崎県第2区	327,027	1.415
179	埼玉県第10区	326,406	1.413
180	静岡県第4区	325,255	1.408

(平成26年12月14日現在)

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
181	岐阜県第1区	322,667	1.396
182	大阪府第8区	322,648	1.396
183	東京都第25区	318,877	1.380
184	兵庫県第3区	318,793	1.380
185	石川県第2区	318,066	1.376
186	北海道第10区	317,990	1.376
187	広島県第1区	317,223	1.373
188	高知県第1区	317,212	1.373
189	大阪府第16区	316,965	1.372
190	新潟県第4区	316,172	1.368
191	滋賀県第1区	315,850	1.367
192	広島県第6区	314,804	1.362
193	大阪府第10区	314,623	1.362
194	新潟県第3区	314,215	1.360
195	大分県第3区	312,569	1.353
196	群馬県第5区	311,416	1.348
197	茨城県第7区	309,577	1.340
198	和歌山県第1区	309,449	1.339
199	神奈川県第9区	307,305	1.330
200	香川県第1区	306,871	1.328
201	岐阜県第2区	306,405	1.326
202	北海道第4区	305,717	1.323
203	山形県第3区	305,295	1.321
204	大阪府第19区	305,283	1.321
205	山形県第1区	304,983	1.320
206	三重県第1区	304,954	1.320
207	新潟県第2区	304,858	1.319
208	高知県第2区	304,779	1.319
209	北海道第12区	304,381	1.317
210	島根県第2区	303,849	1.315
211	熊本県第2区	303,272	1.312
212	福岡県第7区	302,683	1.310
213	青森県第4区	300,421	1.300
214	群馬県第3区	299,587	1.296
215	沖縄県第3区	298,831	1.293
216	広島県第4区	298,095	1.290
217	兵庫県第12区	297,736	1.288
218	奈良県第2区	295,929	1.281
219	山口県第2区	295,470	1.279
220	奈良県第1区	295,236	1.278
221	群馬県第4区	291,698	1.262
222	奈良県第3区	291,571	1.262
223	大分県第2区	291,002	1.259
224	栃木県第5区	290,220	1.256
225	福島県第3区	289,354	1.252
226	滋賀県第4区	288,855	1.250
227	新潟県第6区	288,032	1.246
228	岡山県第2区	287,815	1.246
229	北海道第11区	287,275	1.243
230	宮崎県第3区	286,688	1.241
231	宮崎県第2区	286,325	1.239
232	長野県第5区	285,418	1.235
233	宮城県第3区	283,873	1.228
234	岡山県第3区	283,475	1.227
235	岐阜県第5区	283,223	1.226
236	秋田県第2区	281,658	1.219
237	熊本県第4区	280,738	1.215
238	岩手県第1区	280,231	1.213
239	新潟県第5区	279,755	1.211
240	岩手県第4区	279,085	1.208

順位	選挙区名	有権者数	最小選挙区との格差
241	宮城県第6区	278,590	1.206
242	鹿児島県第2区	277,830	1.202
243	三重県第5区	276,155	1.195
244	島根県第1区	275,513	1.192
245	岡山県第5区	275,296	1.191
246	沖縄県第2区	274,583	1.188
247	岩手県第2区	273,433	1.183
248	徳島県第2区	273,387	1.183
249	沖縄県第4区	273,173	1.182
250	熊本県第3区	272,953	1.181
251	茨城県第4区	271,409	1.175
252	山梨県第2区	268,532	1.162
253	山口県第3区	268,385	1.161
254	栃木県第2区	268,166	1.160
255	鹿児島県第4区	268,131	1.160
256	北海道第7区	267,614	1.158
257	愛媛県第3区	267,558	1.158
258	香川県第2区	267,060	1.156
259	福岡県第2区	266,868	1.155
260	和歌山県第3区	266,640	1.154
261	京都府第2区	265,879	1.151
262	秋田県第1区	265,311	1.148
263	福岡県第11区	265,270	1.148
264	富山県第1区	262,560	1.136
265	愛媛県第4区	262,312	1.135
266	沖縄県第1区	262,269	1.135
267	愛知県第14区	262,144	1.134
268	滋賀県第2区	261,938	1.134
269	広島県第5区	259,578	1.123
270	奈良県第4区	259,318	1.122
271	山口県第4区	258,934	1.121
272	石川県第3区	256,406	1.110
273	鹿児島県第3区	254,599	1.102
274	宮城県第4区	253,742	1.098
275	滋賀県第3区	253,069	1.095
276	富山県第2区	252,747	1.094
277	和歌山県第2区	252,386	1.092
278	青森県第2区	252,014	1.091
279	愛媛県第2区	250,372	1.083
280	茨城県第5区	249,720	1.081
281	京都府第5区	249,694	1.081
282	岩手県第3区	246,234	1.066
283	熊本県第5区	246,201	1.065
284	香川県第3区	245,993	1.065
285	栃木県第3区	244,477	1.058
286	長野県第4区	244,255	1.057
287	青森県第3区	241,145	1.044
288	三重県第4区	241,010	1.043
289	鹿児島県第5区	240,760	1.042
290	長崎県第4区	239,820	1.038
291	長崎県第3区	239,356	1.036
292	鳥取県第2区	238,926	1.034
293	鳥取県第1区	238,027	1.030
294	福島県第4区	233,320	1.010
295	宮城県第5区	231,081	1.000

選挙時報

SENKYO-JIHO

第 62 卷 第 10 号

第23回参議院議員通常選挙について	天野 秀亮…(1)
衆議院小選挙区の一票の較差是正等について	戸梶 晃輔…(13)
政治改革の経緯とその後の主な改正経過 (17)	原 佳子…(35)
選挙管理委ばなし (55) 不在者投票などのこと (15)	小堺 始…(49)
— 資 料 欄 —	
任意制選挙公営制度及び記号式投票制度に関する調 (平成24年12月31日現在)	…(57)

平成25年7月21日執行
参議院議員総選挙 結果調 (速報) その2
総務省選挙部

目次……………(61)

全国市区選挙管理委員会連合会編

選挙事務のお手伝い

選挙用品

アルミ製投票箱 投票記載台
選挙用テーブル
投票用紙計数機
ビニールマット 他

選挙システム

新投票システム
期日前・当日投票システム 他

候補者交付物件

候補者用表示物 証紙 証票 他

地方選挙早わかり

紹介用品

スロープ・車椅子 他

広報関連用品

懸垂幕 横断幕 のぼり 表示板
自動車パネル たすき 腕章 他

啓発・ノベルティ

ティッシュ、カイロ、うちわ 他

勲章・記念品

新選挙カタログ
ELECTION & NOVELTY

※ カタログの送付をご希望の際は
下記までご連絡下さい。



株式会社 日本選挙センター

www.senkyo-center.com

本社：〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-34 TEL (03) 3294-5251
大阪：〒550-0004 大阪市西区堀本町2-5-15-901 TEL (06) 6446-0151
am-senkyo@senkyo-center.com

乙第3号証の1

表3 投票の状況 (選挙区)

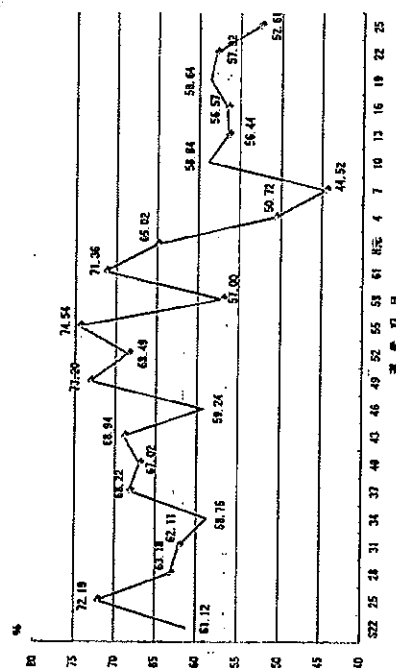
	今回(H25. 7. 21)	前回(H22. 7. 11)	増減
登録当日有権者数 (人)	104,152,590	104,029,135	123,455
投票者数 (人)	54,798,927	60,255,670	▲ 5,456,743
期日前投票者数 (人)	12,949,982	12,085,636	864,346
投票率 (%)	52.61	57.92	▲ 5.31
男性 (%)	53.50	58.38	▲ 4.88
女性 (%)	51.79	57.49	▲ 5.70

表4 期日前投票の状況

区分	期日前投票者数 (A)	投票者数 (B)	選挙当日有権者数 (C)	投票率 (B)/(C)	(A)/(C)
25歳	12,949,982	54,798,927	104,152,590	52.61	12.43
24歳	12,039,570	61,669,473	103,969,886	59.32	11.58
22歳	12,085,636	60,255,670	104,029,135	57.92	11.62
21歳	13,984,508	72,019,655	103,949,441	69.28	13.45
19歳	10,798,737	60,813,926	103,710,035	58.64	10.41
17歳	8,962,847	69,526,624	102,985,213	67.51	8.70
16歳	7,171,390	57,990,757	102,507,526	56.57	6.99

※ 衆議院議員選挙は小選挙区、参議院議員選挙は選挙区における数値である。

図1 参議院議員通常選挙 (地方区・選挙区) における投票率の推移



注1 選挙区は、1955年以前は地方区、1955年以後は選挙区である。
注2 選挙区は、1955年以前は地方区、1955年以後は選挙区である。
注3 1955年以前は地方区、1955年以後は選挙区である。

衆議院小選挙区の一票の較差是正等について (上)

総務省選挙部選挙課

企画官 戸 梶 晃 輔

一 はじめに

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うこと等を内容とする衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第六十八号。以下「区割り改定法」という。)が、第一八三回通常国会において成立し、第一八一回臨時国会において成立した衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設

置法の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第九十五号。以下「緊急是正法」という。)のうち、公職選挙法の改正規定が、区割り改定法の公布の日 (平成二十五年六月二十八日) から起算して一月を経過した日 (同年七月二十八日。以下「一部施行日」という。) から施行された。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の一票の較差是正については、平成二十三年三月二十三日の最高裁大法廷判決 (違憲状態・合理的期間未経過) 以降、一年以上にわたり、衆議院議員の定数削減や衆議院選挙制度の抜本改革論議も併せて、各党各会派の間や国会において様々な議論・協議を重ねられ、区割

り改定法は、最終的には衆議院での再可決により成立したところである。

本稿においては、その経緯、緊急是正法及び区割り改定法の内容等について、説明を行うこととした。

一 緊急是正法成立までの経緯（第一八一回臨時国会まで）

1 平成二十二年国勢調査の実施と国勢調査人口（速報値）の公表

平成二十二年の大規模国勢調査は、平成二十二年十月一日を基準日として行われ、平成二十三年二月二十五日に国勢調査人口（速報値）が公表された。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「画定審設置法」という。）では、第二条において、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「画定審議会」という。）の所掌事務について、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときには、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告することと規定し、

れ、審議が進められたところである。

そして、平成二十三年三月二十三日、最高裁大法廷判決が出された。

同判決においては、「本件選挙制度の下における小選挙区の区割りの基準については、区画審設置法三条が定めているが（以下、この基準を「本件区割基準」といい、この規定を「本件区割基準規定」という）、同条一項は、選挙区の改定案の作成につき、選挙区間の人口の最大較差が二倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとしており、これは、投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものといえることができる。」と判示した。

一方で、同判決は、「本件選挙時において、本件区割基準規定の定める本件区割基準のうち一人別枠方式（注2）に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っており（注3）、同基準に従って改定された本件区割規定の定める本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていたものではあるが、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、本件区割基準規定及び本件区

画定審設置法第一項において、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとされている。

したがって、平成二十二年国勢調査については、改定案の勧告期限は、平成二十四年二月二十五日となり、画定審議会は、勧告期限までの勧告に向けて、平成二十三年三月一日に会議を開催し、平成二十二年国勢調査人口（速報値）の状況を聴取するなど、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成作業を開始した。

2 平成二十三年三月最高裁大法廷判決（違憲状態・合理的期間未経過）

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員の選挙に係る一票の較差（注1）をめぐる選挙無効訴訟は、全国二十選挙区について提起され、平成二十一年十二月から平成二十二年四月までの間に八高裁・高裁支部から出された十件の判決は、合憲が三件、違憲状態・合理的期間未経過が三件、違憲・事情判決が四件であった。これらはいずれも上告され、最高裁においてはこうち九件が平成二十二年九月八日に大法廷に回付さ

割規定が憲法十四条一項等の憲法の規定に違反するものということとはできない。（中略）一人別枠方式は、衆議院議員の選挙制度に関して戦後初めての抜本的改正を行うという経緯の下に、一定の限られた時間の中でその合理性が認められるものであり、その経緯を離れてこれを見るときは、投票価値の平等という憲法の要求するところとは相容れないものといわざるを得ない。衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならない。したがって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の一人別枠方式を廃止し、区画審設置法三条一項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法措置を講ずる必要があるところである。」と判示した。

画定審議会は、平成二十三年三月二十八日に会議を開催し、同判決の内容を聴取した上で、同判決を踏まえ、一人別枠方式に代わる各都道府県の

区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区数（以下「都道府県別選挙区数」という。）について立法措置が講じられるまでの間、作業を中断することとした。

（注1）最大較差は、選挙当日有権者数で二・三〇四倍（千葉四区／高知三区）、平成十二年国勢調査人口で二・〇六四倍（兵庫六区／高知三区）であった。

（注2）緊急是正法による削除前の画定審設置法第三条第二項では、都道府県別選挙区数は、各都道府県にあらかじめ一を配当した上で（このことを「一人別枠方式」という。）これに小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とされていた。

（注3）これに関連して、平成二十三年三月の最高裁大法院判決では、一人別枠方式について、「この方式については、（中略）相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し、人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させることができようようにすることを目的とする旨の説明がされている。しかし、この選挙制度によって選出される議員は、いずれの地域の選挙区から選出されたかを問わず、全国民を代表して国政に関与することが要請されているのであり、相対的に人口の少ない地域に対する配慮はそのような活動の中で全国

的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事柄であって、地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない。しかも、本件選挙時には、一人別枠方式の下でされた各都道府県への定数配分の段階で、既に各都道府県間の投票価値にはほぼ二倍の最大較差が生ずるなど、一人別枠方式が（中略）選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因となっていたことは明らかである。一人別枠方式の意義については、人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮という立法時の説明にも一部うかがわれるところであるが、既に述べたような我が国の選挙制度の歴史、とりわけ人口の変動に伴う定数の削減が著しく困難であったという経緯に照らすと、新しい選挙制度を導入するに当たり、直ちに人口比例のみに基づいて各都道府県への定数の配分を行った場合には、人口の少ない県における定数が急激かつ大幅に削減されることになるため、国政における安定性、連続性の確保を図る必要があると考えられたこと、何よりもこの点への配慮なくしては選挙制度の改革の実現自体が困難であったと認められる状況の下で採られた方策であるといふことにあるものと解される。

そうであるとすれば、一人別枠方式は、おのず

からその合理性が疑問視されるものといふべきであり、新しい選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになった段階においては、その合理性は失われるものというわけではない。（中略）本件選挙時には、本件選挙制度導入後の最初の総選挙が平成八年に実施されてから既に十年以上を経過しており、その間に、区画審設置法所定の手続きに従い、同十二年の国勢調査の結果を踏まえて同十四年の選挙区の改定が行われ、更に同十七年の国勢調査の結果を踏まえて見直しの検討がされたが選挙区の改定を行わないこととされており、既に上記改定後の選挙区の下で二回の総選挙が実施されていたなどの事情があったものである。これらの事情に鑑みると、本件選挙制度は定着し、安定した運用がされるようになっていたと評価することができるのであって、もはや一人別枠方式の上記のような合理性は失われていたものといふべきである。」と判示している。

3 衆議院選挙制度に関する各党協議会等における検討・協議

(1) 各党での検討

平成二十三年三月の最高裁大法院判決を受けて、一人別枠方式に代わる都道府県別選挙区数の配分方式について、各党各会派において検

討が行われた。自民党では、同年五月十三日、党・政治制度改革実行本部において「〇増五減」案（注4）が取りまとめられた。

一方、与党の民主党では、当初、人口比例配分方式による「二増二減」案を軸に検討が進められたが、二一県において定数を削減することは影響が大きいとして、同年七月二十八日、政治改革推進本部において「五増九減」案（注5）と「六増六減」案（注6）の両案が取りまとめられた。

（注4）較差拡大の主因は人口が九〇万人以下の鳥取県、島根県、高知県、徳島県、福井県、佐賀県及び山梨県であり、既に定数二となっている鳥取県及び島根県以外の五県の定数を二とした上で、人口最小県の鳥取県の選挙区の人口をできるだけ平準化し、選挙区間の較差が二倍未満となるよう区割りの改定を行うもの。

（注5）人口最小県（鳥取県）に二選挙区を維持しつつ、都道府県間の最大較差は一・七五倍以下とし、人口の少ない都道府県は二選挙区当たり人口は少なくする（一票の価値が重くなる）ことを原則として、小選挙区定数が三〇〇以下となるように鳥取県との都道府県間較差が一・七五倍に近くなる都道府県を根数設定（東京都、

神奈川県、大阪府、愛知県、埼玉県及び千葉県
の六都府県)した上で、各都道府県に小選挙区を
配分するもの。都道府県別選挙区数の増加は五
都府県(東京都、長野県、岐阜県、静岡県及び
京都府)、減少は九道府県(北海道、埼玉県、福
井県、山梨県、大阪府、兵庫県、徳島県、高知
県及び佐賀県)となり、都道府県間の最大較差
は一・七四七倍となる。

(注6) 小選挙区選出議員の定数三〇〇を人口比例配
分した場合(二二増二二減)案の都道府県間
の最大較差は一・六四三倍となるが、当該最大
較差を下回り、かつ、都道府県別選挙区数が変
更となる都道府県数が最少となるようにするも
の。都道府県別選挙区数の増加は四都府県(埼玉
県、東京都(三増)、神奈川県及び愛知県)、減
少は六府県(福井県、山梨県、徳島県、高知県、
佐賀県及び鹿児島県)となり、都道府県間の最
大較差は一・六二六倍となる。

- (2) 衆議院選挙制度に関する各党協議会での協議
平成二十三年十月六日の与野党幹事長・書記
局長会談において、衆議院小選挙区選出議員の
選挙の一票の較差是正等について、各党協議を
行うことが確認され、同月十九日、「衆議院選
挙制度に関する各党協議会」(座長・榎床伸二

らるまでの間に、定数削減を含めた抜本的な
改革に関する検討を各党間で行い、その結果に
基づいて所要の措置を講ずる旨を明記する案
(今後の取組を担保する二段階論)を提示し、
自民党もこれに賛同を示したが、その他の政党
からは反発の声が上がり、議論はまとまらな
かった。

同年年末から平成二十四年年始にかけての消
費税率引き上げの動き(注7)の中で、平成二
十四年一月十八日、民主党は政治改革推進本部
総会で、二段階論を改め、一票の較差是正につ
いては自民党の「〇増五減」案を採用するとと
もに、比例定数の八〇削減を行い、一票の較差
是正、定数削減及び抜本改革の一体処理を行う
ことを決定し、同月二十五日の第九回協議会に
提示したが、他の政党からは賛同が得られな
かった。

さらに、同年二月十五日の第十二回協議会
では、「座長とりまとめ私案」が提示され、

- ・一票の較差是正は「〇増五減」による
- ・定数削減は比例定数の八〇削減を行う
- ・本格的な制度改革を行うまでの緊急措置とし

民主党幹事長代行)が設置され、第一回の協議
会が開催された。

同月二十一日の第二回協議会では、各党から
考え方の提示が行われた。民主党と自民党は現
行制度を前提として一票の較差是正を行うこと
を主張し、民主党からは「五増九減」案と「六
増六減」案、自民党からは「〇増五減」案が提
示された。一方、その他の政党は連用制や併用
制を含めた比例代表を中心とした制度や中選挙
区制を主張した。また、今後の進め方について
は、民主党及び自民党からは、一票の較差是正
にまず着手し、定数削減及び抜本改革は引き続
き協議すべきとする二段階論が主張され、一
方、その他の政党からは、一票の較差是正、定
数削減及び抜本改革を一体的に協議すべきとす
る一体論が主張された。

その後も、進め方や各党の考え方についての
議論を重ねられ、同年十一月十五日の第八回協
議会では、民主党からは、まずは一票の較差是
正のための画定審議会設置法の改正を行うこと
とし、改正法案附則の検討規定と附帯決議にお
いて、画定審議会の勧告を踏まえた措置が講ぜ

て、現行の並立制を、一歩に、比例定数の削
減に伴う民意の過度な集約を補正するための
措置を講ずる(具体的には、一部連用制とす
るなどの意見あり)

本格的な選挙制度改革については、次々回の
総選挙から実施できるよう、次期総選挙後、
第九次選挙制度審議会を設置し、参議院選挙
制度改革を踏まえつつ、新たな中選挙区制
(連記制を含む)など、有権者の政権選択と
一定の民意の反映を両立させる選挙制度のあ
り方について検討を行い、一年以内に結論を
得る

ことが示されたが、議論はまとまらなかった。

その後、同月二十二日、与野党幹事長・書記
局長会談が開催され、各党協議会の経過報告と
協議が行われ、引き続き各党協議会で協議を続
けることとされたが、そうした状況の中で、同
月二十五日、画定審議会法に基づく画定審議会
の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の
勧告期限を過ぎることとなった。

さらに、榎床座長が各党の意見を個別に聴い
た上で、同年四月二十五日の第十六回協議会

で、再度「座長取りまとめ私案」が提示され、前回取りまとめ私案からの変更点として、比例定数の削減を八〇から七五に縮減し、民意の過度な集約を補正するための措置の具体的内容として、ブロック比例を全国比例に改めるとともに、比例定数一〇五の三割を連用制（注8）とする（並立制七〇、連用制三五）ことが示されたが、これについても議論はまとまらなかった。

このように衆議院選挙制度に関する各党協議会においては、最終的には十一政党（注9）により、計十六回にわたって、一票の較差是正や定数削減等の衆議院選挙制度の在り方についての議論が行われたが、各党間での合意には至らなかった。

（注7）「社会保障・税一体改革大綱について」（平成二十四年一月六日に政府・与党社会保障改革本部において素案決定、同年二月十七日に閣議決定）において、「衆議院議員定数を八十削減する法律等を早期に国会に提出し、成立を図る」とことが記述された。

（注8）各名簿居出政党等の比例代表選出議員選挙における得票数に基づき、小選挙区選出議員選挙

補正するための措置のうち連用制導入については、比例定数一四〇のうち、並立制を一〇五、連用制を三五とすることが示され、同月十八日の会談でも協議が行われたが、まとまらなかった。

（注10）衆議院選挙制度改革について（案）

1. 次期総選挙に限った緊急措置

1) 一票の較差是正

昨年三月の最高裁判決を受け、衆議院の各小選挙区間の較差を緊急に是正するため、一人別枠方式を廃止し、各都道府県の小選挙区数を「〇増・五減」する措置を講ずる。

2) 定数削減

衆議院の比例定数を四〇削減し、前記1)とあわせて定数を四五削減する。（下記「2. 本格的な選挙制度改革」において定数を更に三五削減する。）

3) 選挙制度

本格的な制度改革を行うまでの緊急措置として、現行の並立制をベースに、比例定数の削減に伴い民意が過度に集約されることを補正するための措置を講ずる。

① ブロック比例を全国比例に改める。

② 比例定数一四〇のうち三五を連用制とする（並立制一〇五、連用制三五）。

2. 本格的な選挙制度改革

での獲得議席数+1から順にドント式で議席配分を行う方式（小選挙区選出議員選挙での獲得議席数+1、+2、+3・・・を除数とする。）である。

（注9）民主党、自民党、公明党、国民新党、みんなの党、共産党、社民党、新党きづな、たちあがれ日本、新党大地、新党改革

(3) 与野党幹事長・書記局長会談での協議

その後の各党間の協議は、与野党幹事長・書記局長会談へと舞台を移すこととなった。

平成二十四年五月二十三日の会談では、榎床各党協議会座長から「座長取りまとめ私案」を含めたこれまでの協議経過が報告された上で、協議が行われた。

そして、同年六月十四日の会談では、奥石民主党幹事長が「衆議院選挙制度改革について（案）」（注10）を提示し、二度目の「座長取りまとめ私案」（同年四月二十五日提示）からの変更点としては、比例定数の削減を七五から四〇に縮減し、次回の総選挙後の本格的な選挙制度改革の検討において、残りの三五削減を行う（並立定数を四〇とする）、民意の過度な集約を

お定数四〇〇として、次々回の総選挙から実施できると、次期総選挙後、第九次選挙制度審議会を設置し、参議院選挙制度改革を踏まえつつ、有権者の政権選択と民意反映を両立させる選挙制度のあり方について検討を行い、一年以内に結論を得る。

4 民主党法案と自民党法案（緊急是正法案）の提出（第一八〇回通常国会）

民主党は、平成二十四年六月十八日、与野党幹事長・書記局長会談後に「衆議院選挙制度改革について（案）」に基づき、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（以下「民主党第一次法案」という。）を衆議院に提出した。民主党第一次法案は、同月二十六日、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託された。

一方、自民党は、同年七月二十七日、「〇増五減」による衆議院小選挙区選出議員の選挙区の一票の較差是正（定数削減は、小選挙区選出議員の定数を五削減）を内容とする衆議院小選挙区選出議員の選挙区画における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（以下「自民

党法案（緊急是正法案）」という。）を衆議院に提出した。

第一八〇回通常国会においては、民主党第一次法案は、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、民主党のみの出席で、同年八月二十二日に趣旨説明、同月二十三日、二十四日及び二十七日に質疑が行われ、同月二十七日の質疑の後、質疑終局と採決の動議が提出され、他の会派は欠席のまま民主党のみの出席で採決が行われ、可決された。また、同月二十八日に本会議で民主党、国民新党の賛成で可決（新党大地が反対、その他の各会派は欠席）され、参議院に送付されたが、参議院での委員会付託、審議は行われず、同年九月八日の国会閉会に伴い廃案とされた。

一方、自民党法案（緊急是正法案）は、同年八月二十三日、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託されたが、審議は行われないうまま、継続審議とされた。

5 緊急是正法の成立（第一八一回臨時国会）

第一八一回臨時国会は、平成二十四年十月二十

日開会が行われた。次に、両法案及び修正案に対する質疑が行われ、討論の後、自民党法案（緊急是正法案）、修正案、民主党第二次法案のうち修正部分を除く部分の順で採決が行われ、自民党法案（緊急是正法案）は原案のまま賛成多数で、民主党第二次法案は修正の上、賛成多数で、それぞれ可決された。そして、両法案は、同日の衆議院本会議で賛成多数で可決され、参議院に送付された。（注11）

さらに同日、自民党法案（緊急是正法案）は、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託され、同委員会での趣旨説明、質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。そして、同法案は、翌十六日、参議院本会議でも賛成多数で可決され、成立した。なお、同日、衆議院が解散され、民主党第二次法案は参議院での委員会付託、審議が行われないうまま廃案となった。（注12、注13）

緊急是正法は、同月二十六日に公布され、そのうち画定審設置法の改正規定は、公布の日から施行された。

一方で、衆議院議員の定数削減については、同

九日に開会されたが、同日、自民党法案（緊急是正法案）は衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に再度付託された。

民主党では第一八〇回通常国会で廃案とされた法案の取扱いについて協議が行われ、最終的には、同年十一月十四日、同国会に提出した法案と同内容の法案（以下「民主党第二次法案」という。）を再度提出した（同日、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託）。

その後、同日の党首討論における野田佳彦内閣総理大臣の衆議院解散に係る発言を受けて、翌十五日、衆議院では、政治倫理の確立及び公職選挙法の改正に関する特別委員会が開催された。同委員会では、まず民主党第二次法案、自民党法案（緊急是正法案）の順で趣旨説明が行われた後、民主党及び国民新党からは、民主党第二次法案について自民党法案（緊急是正法案）と重なる「〇増五減」による一票の較差是正部分を削除する公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案に対する修正案（以下「修正案」という。）が提出され、修正案の題

月十四日の党首討論以降、民主党、自民党及び公明党の三党間で協議を重ねられ、同月十六日、「衆議院議員の定数削減については、選挙制度の抜本的な見直しについて検討を行い、次期通常国会終了までに結論を得た上で必要な法改正を行うものとする」とする旨の三党国対委員長合意が行われた。

（衆議院の選挙制度改革に関する各党案の概要（第一八一回国会まで）は参考資料1、緊急是正法と民主党法案（第一次・第二次）の比較は参考資料2、民主党法案（第一次・第二次）の概要（要綱）は参考資料3を参照。）

（注11）国民の生活が第一は、平成二十四年十一月十五日、衆議院議員の定数を八五削減（小選挙区選出議員を五削減、比例代表選出議員を八〇削減）し、小選挙区選出議員の選挙区の一票の較差是正については「〇増五減」とする公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案を提出したが、衆議院での委員会付託、審議は行われないうまま、同月十六日の衆議院解散で廃案となった。

（注12）自民党法案（緊急是正法案）の賛否状況は次のとおりであった。

衆・倫選特委では民主党、自民党、国民の生活が第一、公明党、維新の会が賛成、共産党、社民党が反対。衆・本会議では民主党、自民党、国民の生活が第一、公明党、維新の会、みんなの党、太陽の党、改革無所属の会が賛成、共産党、社民党、減税日本、新党大地が反対。参・倫選特委では民主党、自民党、公明党、みんなの党、みどりの風が賛成、国民の生活が第一、共産党が反対。参・本会議では民主党、自民党、公明党、みんなの党、みどりの風、新党改革が賛成、国民の生活が第一、共産党、社民党、新党大地が反対。

(注13) 民主党第二次法案・修正案の賛否状況は次のとおりであった。

衆・倫選特委では民主党、維新の会が賛成、自民党、国民の生活が第一、公明党、共産党、社民党が反対。衆・本会議では民主党、維新の会、減税日本、改革無所属の会が賛成、自民党、国民の生活が第一、公明党、共産党、みんなの党、社民党、新党大地、太陽の党が反対。

なお、民主党第二次法案は、修正案により、公職選挙法の一部を改正する法律案とされた。

三 緊急是正法（平成二十四年十一月成立時）の概要

2 衆議院小選挙区選出議員の定数削減及び選挙区（第一条関係）

衆議院小選挙区選出議員の定数を五削減して二九五とし、選挙区は別に法律で定めるものとされた。

3 「一人別枠方式」に係る規定の削除（第三条関係）

平成二十三年三月の最高裁大法院判決で違憲状態とされた「一人別枠方式」について規定した画定審設置法第三条第二項が削除された。

この点については、自民党法案（緊急是正法案）の提案者からは、趣旨説明において、「各都道府県の区域内の衆議院小選挙区の数について、一人別枠方式を廃止することといたしております」との説明がされている。（注14）

(注14) 改正前の都道府県別選挙区数は、平成十二年国勢調査人口に基づき「一人別枠方式」で配分されたものであるが、平成二十二年国勢調査人口に基づき、仮に「一人別枠方式」で配分すると、定数三〇〇の場合には「四増四減」（定数増は東京都（二増）、神奈川県及び愛知県、定数減は大阪府、

1 趣旨（第一条関係）

衆議院小選挙区選出議員の選挙区をめぐる現状に鑑み、平成二十二年国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成に当たり、各選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、公職選挙法及び画定審設置法の一部改正について定めるものとされた。

この点については、自民党法案（緊急是正法案）の提案者（細田博之議員、以下同じ）からは、趣旨説明において、「昨年三月、現行の一人別枠方式及びそれに基づく選挙区間較差二・三〇四倍を違憲状態とし、できるだけ速やかな一人別枠方式の廃止、区割り規定の改正という立法措置にまで言及した最高裁大法院判決について、真摯に応えることが立法府の権威を保持することであると認識しております。今回の緊急是正法は、このような認識の下、現行の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成に当たり、各選挙区間における人口較差を緊急に是正し、違憲状態を早期に解消するため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正しようとするものであります」との説明がされている。

徳島県、高知県及び鹿児島県）、定数一九五の場合には「一増六減」（定数増は東京都、定数減は大阪府、広島県、徳島県、高知県、熊本県及び鹿児島県）となるが、これらは「〇増五減」とは異なる結果となるところである（平成二十五年四月十八日衆・倫選特委（区割り改定法案審議）新藤義孝総務大臣答弁等参照）。

4 都道府県別選挙区数の設定（附則第三条第一項・附則別表関係）

平成二十二年国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成に当たっては、都道府県別選挙区数は、緊急是正法附則別表で定める数とされた（次頁参照）。具体的には、議員一人当たり人口が平成二十二年国勢調査人口（確定値）の最も少ない県（鳥取県）よりも少ない、すなわち一票の価値が鳥取県よりも重い、福井県、山梨県、徳島県、高知県及び佐賀県の区域内の選挙区数が、それぞれ一ずつ減少して、三から二とされた（「〇増五減」）。

5 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成基準（附則第三条第二項関係）

都道府県別選挙区数 (緊急是正法附則別表)

都道府県	選挙区数	都道府県	選挙区の数
北海道	12	鳥取県	2
青森県	4	島根県	2
岩手県	4	岡山県	5
宮城県	6	広島県	7
秋田県	3	山口県	4
山形県	3	徳島県	2 (改正前 3)
福島県	5	香川県	3
茨城県	7	愛媛県	4
栃木県	5	高知県	2 (改正前 3)
群馬県	5	福岡県	11
埼玉県	15	佐賀県	2 (改正前 3)
千葉県	13	長崎県	4
東京都	25	熊本県	5
神奈川県	18	大分県	3
新潟県	6	宮崎県	3
富山県	3	鹿児島県	5
石川県	3	沖縄県	4
福井県	2 (改正前 3)		
山梨県	2 (改正前 3)		
長野県	5		
岐阜県	5		
静岡県	8		
愛知県	15		
三重県	5		
滋賀県	4		
京都府	6		
大阪府	19		
兵庫県	12		
奈良県	4		
和歌山県	3		

平成二十二年国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成は、次に掲げる基準により行われなければならないものとされた。

(1) 各選挙区の人口は、平成二十二年国勢調査人口(確定値)の最も少ない県(鳥取県)の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口以上であつて、かつ、当該人口の二倍未満であること。

(2) 選挙区の改定案の作成は、各選挙区間における人口較差を緊急に是正するために必要最小限の改定にとどめるという観点から、次に掲げる選挙区に限定し、その他の選挙区については行わないこと。また、この場合において、当該都道府県の区域内の各選挙区の人口の均衡を図り(イの選挙区の改定案の作成の場合に限る)、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。

イ 人口の最も少ない県(鳥取県)の区域内の選挙区

ロ 区域内の選挙区数が減少することとなる県(福井県、山梨県、徳島県、高知県及び佐賀

県の五県)の区域内の選挙区

ハ (1)の基準に適合しない選挙区

ニ ハに掲げる選挙区を(1)の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区

また、これに関しては、自民党法案(緊急是正法案)の提案者からは、趣旨説明において、「本法案は、緊急是正のために、市町村合併の影響の調整は基本的には行わない、あるいは、必要な改定は隣接選挙区に限るなど、必要最小限の改定にとどめるという考え方に立っております」との説明がされている。

なお、民主党第二次法案については、「〇増五減」による一票の較差是正部分は自民党法案(緊急是正法案)と同内容であることから削除して、自民党法案(緊急是正法案)と異なる部分に限定する修正案が提出されたところであるが、民主党第二次法案と同内容である民主党第一次法案の国会審議時(平成二十四年八月二十三日衆・倫選特委)においても、同法案の提案者(逢坂誠二議員)の答弁では、「本改正案に定める要件に該当しない場合には、市町村合併

の影響の調整をするための選挙区の改定は行わないことになると考えております。」「今回の改定対象選挙区につきましては、人口較差を緊急に是正するということが大きな柱となっておりますので、必要かつ最小限の範囲にしたいというふうに考えております。このような観点から改正法附則第三条第二項に規定する較差二倍未満の人口基準に適合しない選挙区を人口基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区は、隣接する選挙区に限るものであり、較差二倍未満の人口基準に適合しない選挙区とこれに隣接しない選挙区との間でのみ改定を行うこと、そのような方向で考えております。(略)玉突きのようなことはやらないということでもあります。それから、この場合における選挙区の区域の異動についても、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮しつつ、人口較差を緊急に是正するため、必要かつ最小限の範囲とすべきものというふうに考えておりますので、必要な場合には、選挙区の改定において市町村の分割を行うということもあり得ると考えているところでございます。

による改定案の勧告の期限は、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとされているが、緊急是正法においては、平成二十二年国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成については、平成二十三年三月の最高裁大法廷判決で違憲状態と判示された各選挙区間の人口較差を緊急に是正するという観点から、法律上、改定対象となる選挙区を限定し(画定審設置法では改定対象となる選挙区に限定はなく、全選挙区について改定の要否を検討)、区割りの改定の基準もかなり具体的に書き込んでおり、勧告の期限も大幅に短く設定しているところである。

- (2) 政府は、画定審議会の勧告があったときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとされた。

7 施行期日(附則第一条関係)

緊急是正法のうち、画定審設置法の改正規定については緊急是正法の公布の日(平成二十四年十一月二十六日)から、公職選挙法の改正規定につ

す」との説明がされている。

したがって、二に掲げる選挙区は、八に掲げる選挙区に隣接する選挙区に限り、これらの選挙区の改定は必要最小限とするものである。さらに、市町村の廢置分合等により一の市町(指定都市においては区)の区域が複数の選挙区に分割されている、いわゆる「分割市区町」については、当該市区町の区域が属する選挙区のいずれかがイからニまでに該当しないときは、当該市区町の区域が一の選挙区のみに属することを目的とする、「分割市区町」の解消のためのみの選挙区の改定は行わないものである。

6 勧告期限の特例等(附則第三条第三項・第四項関係)

- (1) 平成二十二年国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の勧告は、画定審設置法の改正規定の施行日(公布日である平成二十四年十一月二十六日)から六月以内においてできるだけ速やかに行うものとされた(勧告期限：平成二十五年五月二十六日)。

画定審設置法第四条第一項では、画定審議会

いては衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定める法律の施行日から、それぞれ施行することとされた。

※ 緊急是正法の条文規定等については、選挙時報第六一巻第一二号の掲載資料を参照。

[参考資料1] 衆議院の選挙制度改革に関する各党案の概要 (第181回国会まで)

	総定数	小選挙区	比例区	備考
現行案	480	300	180	・小選挙区の都道府県間較差 2.066 倍、選挙区間較差 2.524 倍
自由民主党案	435 (45 減)	295 (5 減)	140 (40 減)	・小選挙区は 0 増 5 減 (福井、山梨、徳島、高知、佐賀を各 1 減)、都道府県間較差 1.789 倍 画定審議会は施行日から 6 月以内に区割り改定案勧告 ・ブロック比例から全国比例とする ・比例定数の一部を連用制とする (並立制 105、連用制 35) ・次々回の総選挙からの実施が可能となるよう、総定数を 400 として、選挙制度の在り方について、次回の総選挙後、選挙制度審議会において 1 年以内に、検討を行い結論を得る
公明党案	445 (35 減)	295 (5 減)	150 (30 減)	・小選挙区は 0 増 5 減 (福井、山梨、徳島、高知、佐賀を各 1 減)、都道府県間較差 1.789 倍 画定審議会は施行日から 6 月以内に区割り改定案勧告 ・第一比例枠 120 (各党でドント配分) 第二比例枠 30 (3 位以下の政党でドント配分)
各党合意	—	合意案	大幅削減	・次回は連用制、将来的には併用制か新中選挙区制
日本維新の会案	395 (85 減)	295 (5 減)	100 (80 減)	・小選挙区は 0 増 5 減 (福井、山梨、徳島、高知、佐賀を各 1 減)、都道府県間較差 1.789 倍 ・連用制、次々回は中選挙区制
国民民主党案	300 (180 減)	廃止	300	・「一人一票」比例代表制 (非拘束名簿式) 投票はブロック単位 (11)、議席は全国集計、各党のブロックごとの当選人数はブロックの党内得票比率で決定
日本共産党案	395 (85 減)	295 (5 減)	100 (80 減)	・小選挙区は 0 増 5 減 (福井、山梨、徳島、高知、佐賀を各 1 減)、都道府県間較差 1.789 倍 画定審議会は施行日から 6 月以内に区割り改定案勧告

日本維新の会案	480	廃止	480	・11 ブロックの比例代表制
国民民主党案	—	一人別枠方式廃止 是正は各党合意	抜本改革なし の削減に反対	・併用制または連用制
自由民主党案	395 (85 減)	295 (5 減)	100 (80 減)	—
公明党案	400 (80 減)	中選挙区制	廃止	・都道府県間較差 1.48 倍 ・原則定数 3 (2~4)、2 名連記制も検討
日本共産党案	380 (100 減)	200 (100 減)	180	・重複立候補禁止
国民民主党案	—	次期総選挙までに、定数削減を含む制度の抜本改革 ※応急的に小選挙区 5 減による較差是正を実施	—	・応急的な小選挙区の較差是正 0 増 5 減 (福井、山梨、徳島、高知、佐賀を各 1 減)、都道府県間較差 1.789 倍

※ 提出法案・衆議院選挙制度改革に関する各党協議会公表資料等をもとに作成。
 ※ 都道府県間較差・選挙区間較差は、平成 22 年国勢調査人口 (確定値) による。

[参考資料3] 民主党法案（第一次・第二次）の概要（要綱）

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案要綱

第一 趣旨（改正法第1条関係）

この法律は、一票の格差を緊急に是正するとともに、衆議院議員の定数の削減及びこれに伴い民意が過度に集約されないようにするための臨時の措置を緊急に講ずるため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正について定めるものとする。

第二 公職選挙法の一部改正等（改正法第2条、改正法附則第3条及び附則別表関係）

一 一票の格差是正

1 衆議院議員の小選挙区

衆議院議員の小選挙区については、別に法律（2の改正案を踏まえたいわゆる「区割り法」）で定めること。（公選法第13条第1項及び別表第1関係）

2 今次の改正案に関する特例（0増5減）

平成22年の国勢調査の結果に基づく小選挙区の改定案の作成に当たっての特例（都道府県ごとの小選挙区の数（0増5減）、改定案の作成基準（各選挙区間の人口較差2倍未満）等）を定めること。（改正法附則第3条及び附則別表関係）

二 定数削減及び民意が過度に集約されないようにするための臨時措置（全国比例・「適用制」比例）

1 衆議院議員の定数削減

衆議院議員の定数を435人（現行480人）とし、小選挙区選出議員を295人（現行300人）、比例代表選出議員を140人（現行180人）とすること。

（公選法第4条第1項関係）

2 全国比例への改正

(1) 全国比例への改正

比例代表選挙につき、ブロック単位から全国単位とすること。

（公選法第12条関係）

(2) (1)の改正に伴う事項

(a) 名簿届出政党等の要件の改正

名簿届出政党等の要件のうち、候補者数要件（いわゆる新規参入要件）を28人以上とすること。（公選法第86条の2第1項関係）

(b) 供託金没収点の引下げ

比例の供託金の没収点につき、「比例当選者数の3倍」とすること。

（公選法第94条関係）

[参考資料2] 緊急是正法と民主党法案（第一次・第二次）の比較

緊急是正法（自民党提出）	民主党法案（第一次・第二次）
衆議院小選挙区選出議員の選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案 院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案	公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案 一（第二次法案）修正により、公職選挙法の一部を改正する法律案
第180回通常国会（平成24年7月27日）提出 一第181回臨時国会で成立（平成24年11月16日） 一平成24年11月26日公布	第180回通常国会（平成24年6月18日）提出 一国会開会により成立（平成24年9月8日） （第二次法案） 第181回臨時国会（平成24年11月14日）提出 一衆議院において、①は自民党法案（緊急是正法案）と同一内容であることから削除し、②～④に限定する修正
○ 一票の格差是正（小選挙区） - 一人別枠方式を廃止し、各都道府県の選挙区数を「0増・5減」 - 減少率：福井県、山梨県、徳島県、高知県、佐賀県 - 選挙区間の人口較差を2倍未満とする。 - 両定数の報告は、改正法の施行日から6月以内においてできるだけ速やかに行うものとする。 - 政府は、両定数の報告があったときは、報告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。	○ 一票の格差是正（小選挙区） - 一人別枠方式を廃止し、各都道府県の選挙区数を「0増・5減」 - 減少率：福井県、山梨県、徳島県、高知県、佐賀県 - 選挙区間の人口較差を2倍未満とする。 - 両定数の報告は、改正法の施行日から6月以内においてできるだけ速やかに行うものとする。 - 政府は、両定数の報告があったときは、報告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。
○ 定数削減 衆議院の定数を45削減（480⇒435） 小選挙区：5削減（300⇒295） 比例代表：40削減（180⇒140）	○ 定数削減 衆議院の定数を45削減（480⇒435） 小選挙区：5削減（300⇒295） 比例代表：40削減（180⇒140）
○ 選挙制度（比例代表） - 本格的な制度改革を行うまでの緊急措置として、現行の並立制をベースに比例定数の削減に伴い民意が過度に集約されることを補正するための措置を講ずる ○ 比例代表の区域：11ブロック⇒全国単位 ○ 比例定数140のうち35を適用制とする - 並立制部分（定数105）： 各政党の比例得票数に基づき、1から順にドント式で議席配分（1、2、3・・・を除く）	○ 選挙制度（比例代表） - 本格的な制度改革を行うまでの緊急措置として、現行の並立制をベースに比例定数の削減に伴い民意が過度に集約されることを補正するための措置を講ずる ○ 比例代表の区域：11ブロック⇒全国単位 ○ 比例定数140のうち35を適用制とする - 並立制部分（定数105）： 各政党の比例得票数に基づき、1から順にドント式で議席配分（1、2、3・・・を除く）
○ 選挙制度改正に関する検討 - 次々回の総選挙からの実施が可能となるよう、衆議院議員の定数を400人とすることと - して、有権者の政権の選択と一定の民意の反映との両立を図る選挙制度の在り方について、次回の総選挙後、選挙制度審議会において1年以内に、検討を行い結論を得るものとする。	○ 選挙制度改正に関する検討 - 次々回の総選挙からの実施が可能となるよう、衆議院議員の定数を400人とすることと - して、有権者の政権の選択と一定の民意の反映との両立を図る選挙制度の在り方について、次回の総選挙後、選挙制度審議会において1年以内に、検討を行い結論を得るものとする。

- (c) 選挙運動量の見直し
現在ブロック単位で定められている次の選挙運動量について、次のように改めること。
- ① 自動車の台数制限
名簿登録者 55 人まで 11 台、
10 人を超えるごとに 1 台追加
 - ② ビラの種類制限
22 種類以内
 - ③ ポスターの種類制限
33 種類以内
 - ④ 政党等演説会の同時開催数の制限
88 以内
 - ⑤ 新聞広告・政見放送・選挙公報の選挙運動量
新聞広告・政見放送・選挙公報の選挙運動量を定める政省令等につき、
参議院比例代表選挙と同様の選挙運動量が確保されるよう改正すること。
 - ⑥ 新聞広告の選挙公営の要件
有効投票の 100 分の 1 以上
(公選法第 141 条第 3 項、第 142 条第 3 項、第 144 条第 4 項、第 164 条の
2 第 3 項並びに第 149 条第 2 項及び第 6 項関係)

3 「連用制」比例枠の導入

衆議院比例代表選挙の当選人の数の決定について、次のように改めること。

- ① 比例定数 140 人のうち 105 人については、単純ドント式により当選人の数を決定すること。(公選法第 95 条の 2 第 1 項第 1 号関係)
- ② 比例定数 140 人のうち 35 人については、「連用制」な方法により当選人の数を決定すること。(公選法第 95 条の 2 第 1 項第 2 号関係)
- ③ 阻止条項(得票率 1%)を設けること。(公選法第 95 条の 2 第 1 項関係)

第三 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正(改正法第 3 条関係)

各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数について、いわゆる「1 人別格方式」を廃止すること。(区画審議会法第 3 条第 2 項関係)

第四 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第二(一の 2 を除く。)及び第四の二は、第二の一の 1 に規定する法律の施行の日から施行すること。

(改正法附則第 1 条関係)

二 選挙制度改革に関する検討

衆議院議員の選挙制度の改革については、次々回の総選挙からの実施が可能となるよう、参議院議員の選挙制度の改革の状況を踏まえつつ、衆議院議員の定数を 400 人とする事として、有権者の政権の選択と民意の反映との両立を図る選挙制度の在り方について、次回の総選挙後、選挙制度審議会において 1 年以内に、検討を行い結論を得るものとする事。(改正法附則第 4 条関係)

政治改革の経緯とその後の主な改正経過(十七)

衆議院事務局調査局第二特別調査室

次席調査員

原

佳

子

目次

はじめに

第一 政治改革の主な経緯

第二 政治改革後の主な改正経過

一 平成七年改正(第百三十四回国会)

二 平成八年改正(第百三十六回国会)

三 平成九年改正(第百四十回国会・第百四十一回国会)

四 平成十年改正(第百四十二回国会)

五 平成十一年改正(第百四十五回国会・第百四十六回国会)

六 平成十二年改正(第百四十七回国会・第百五

十回国会)

七 平成十三年改正(第百五十三国会)

八 平成十四年改正(第百五十四回国会・第百五十五回国会)

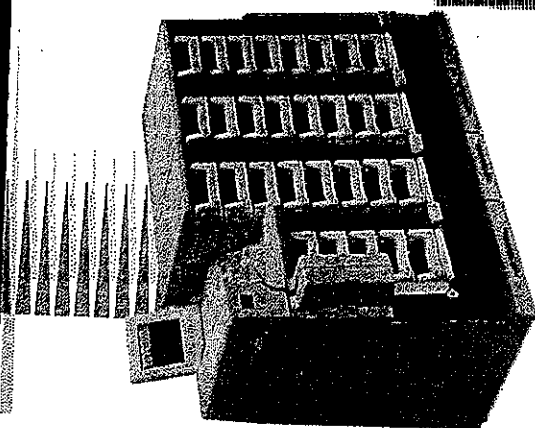
九 平成十五年改正(第百五十六回国会・第百五十七回国会)

(以上 前号まで)

十 平成十七年改正(第百六十二回国会・第百六十三回国会)

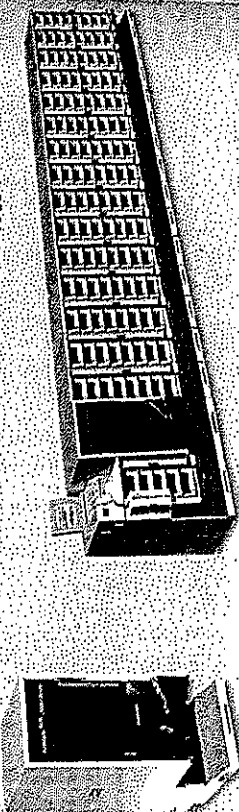
自書式投票用紙読取分類機 テラック(CRS-1)

- 大幅なスピードアップ
両面スキヤナー搭載で天地表裏混合票
そのまま分類!
最大125段スタッカーで細分化処理
開票作業を一気にスピードアップします。
- 環境に配慮した省電力設計
消費電力は13段でわずか250W。
低消費電力を実現しました。
- 軽量コンパクトで簡単接続
増設ユニットの重量は
1台あたり21kgと非常に軽量。
設置・取付は
職員の方が簡単にできます。



新機能オプション発売!

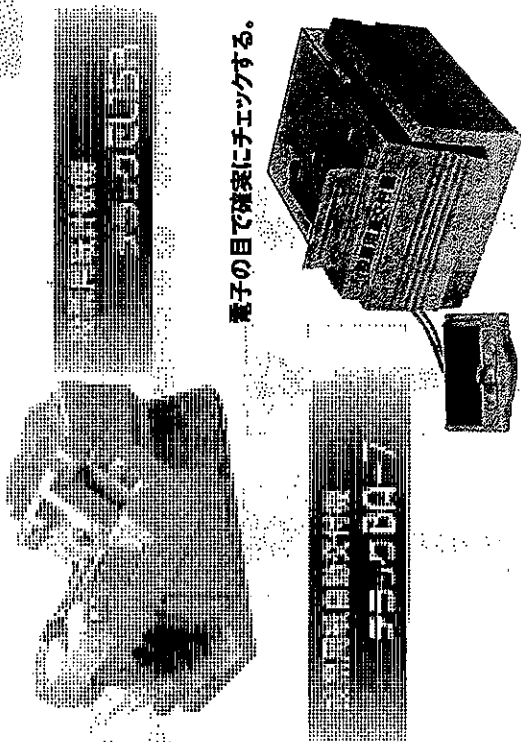
増設ユニット15台(125段スタッカー)+天地表裏反転ユニット
最大125段スタッカーで
圧倒的な細分化処理を実現。



株式会社 第一営業本部
〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36/TEL.03-3546-7769 / <http://www.mitsumi.co.jp>
【支店】札幌・仙台・横浜・東京・福岡・大阪・名古屋・神戸・広島・岡山・福岡・北九州・松山・岡山・高松

リジエクト機能搭載!!ノンストップカウンター

MITSUBISHI



電子の目で確実にチェックする。

株式会社 ムサシ

○予約購読について

- ▽予約の注文は必ず何月号よりと明記して下さい。
- ▽送料は現金書留・振替または小為替書留をご利用下さい。
- ▽申込は全国市区選挙管理委員会連合会または最寄りの市区選挙管理委員会へ。

選挙時報

第六十二巻
第十二号

定価二八〇円(本体価格二六七円)
(送料別)

平成十五年十月二十日印刷
平成十五年十月二十五日発行

全国市区選挙管理委員会連合会

編集長 秋 野 論

発行所 東京都江東区潮見二ノ五ノ三

印刷者 株式会社 松本文信堂

代表者 芝 崎 達 哉

発行所 全国市区選挙管理委員会連合会

〒100-0002 東京都千代田区飯田橋三十五-1

東京区政会館内

電話(東京) (三三六)五五五五(直通)

(三三六)三三三三(代表)

電 信 〇〇-一〇七五九〇九番

選挙時報

SENKYO-JIHO

第 62 巻 第 11 号

第46回衆議院議員総選挙の意識調査の結果について
…公益財団法人 明るい選挙推進協会…(1)

衆議院小選挙区の一票の較差は正等について (下)
……………戸梶 晃輔…(28)

平成25年度 理事会並びに研修会の概況 (旭川市)	
理事会の概況……………	58
研修会の概況……………	60
平成25年度新規要望事項で「要望する」と決定した公職選挙法等改正要望についての特別委員会の意見……………	61
平成24年度提出要望事項の整理で「引続き要望する」と決定した公職選挙法等改正要望についての特別委員会の意見……………	65
決議……………	77

— 資 料 欄 —

平成25年7月21日執行	
参議院議員総選挙 結果調 (速報) その3	
総務省選挙部	
目次……………	(78)
総務省選挙部人事異動……………	(92)

全国市区選挙管理委員会連合会編

11

選挙事務のお手伝い

選挙用品

アルミ製投票箱
選挙用テーブル
投票用紙計数機
ビニールマット 他

選挙システム

新投票システム
期日前・当日投票システム 他

候補者交付物件

候補者用表示物 証紙 証票 他

地方選挙早わかり

紹介用品

スロープ・卓椅子 他

広報関連用品

懸垂幕 横断幕 のぼり 表示板
自動車パネル たすき 腕章 他

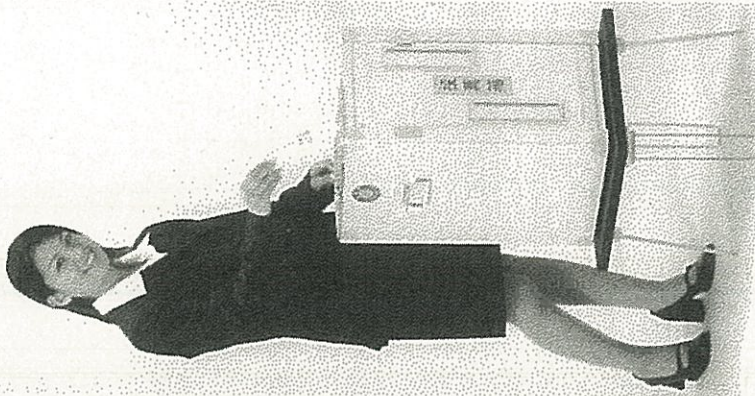
啓発・ノベルティ

ティッシュ、カイロ、うちわ 他

勲章・記念品

新選挙カタログ
ELECTION & NOVELTY

※ カタログの送付をご希望の際は
下記までご連絡下さい。



株式会社 日本選挙センター

www.senkyo-center.com

本社：〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-34 TEL (03) 3294-5251
大阪：〒550-0004 大阪市西区本町2-5-15-901 TEL (06) 6446-0151
am-senkyo@senkyo-center.com

衆議院小選挙区の一票の較差是正等について (下)

総務省選挙部選挙課

企画官 戸 梶 晃 輔

- 一 はじめに
- 二 緊急是正法成立までの経緯 (第一八一回臨時国会まで)
- 三 緊急是正法 (平成二十四年十一月成立時) の概要 (以上前号)
- 四 区割り改定法成立までの経緯 (第一八三回通常国会まで)

1 画定審議会の審議再開から勧告まで 緊急是正法では、附則第三条 (区割り改定法に

緊急是正法では、改定対象選挙区を限定するとともに、人口最小県である鳥取県の人口最小選挙区を基準として、選挙区間の人口較差を平成二十二年国勢調査人口に基づき二倍未満とすることが定められており、画定審議会は、基準となる鳥取県の審議を他の都道府県よりも先行して行うこととした。

まず、「緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針 (素案)」を審議するとともに、鳥取県の選挙区の地勢、交通等のレビュー等を行い、同年十二月二十七日の審議会で「緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針 (素案)」をとりまとめ、鳥取県知事に対して、「緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針 (素案)」と具体的な区割りについての意見照会を行うこととされた。

平成二十五年に入ってから、同年一月二十一日の審議会で、鳥取県知事からの意見回答を踏まえて鳥取県の選挙区の改定案の審議を行い、改定原案の決定を行うとともに、これに基づき全国の改定対象選挙区の範囲の確認を行い、改定対象選挙区を含むその他の十六関係都県の知事に対し

よる改正後は附則第四条。以下同じ。) 第三項において、平成二十二年国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成に係る画定審議会の勧告期限の特例が設けられ、勧告は画定審設置法の改正規定の施行日 (公布日) から六月以内においてできるだけ速やかに行うものとされた (勧告期限：平成二十五年五月二十六日) ことから、画定審議会は、緊急是正法が公布され、画定審議会設置法の改正規定が施行された平成二十四年十一月二十六日に会議を開催し、緊急是正法の内容等の説明を聴取するなど、直ちに改定案の作成作業を再開した。

で、「緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針 (素案)」と具体的な区割りについての意見照会を行うこととされた。また、並行して、関係都県の改定対象選挙区の地勢・交通等のレビューを行うとともに、同年二月上旬の関係都県知事からの意見回答後には、それらを踏まえて「緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針」の審議を行い、同年二月二十六日の審議会で「緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針」を決定した。

その後、同方針に基づいて、具体的な区割りの改定案の作成作業に入り、審議を進めた。

そして、画定審議会は、計十五回、平成二十五年に入ってから毎週一回のペースでの約四カ月間にわたる審議を経て、同年三月二十八日、一七都県四二選挙区の改定を内容とする「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告」を安倍晋三内閣総理大臣に行った。

2 区割り改定法案の提出まで

画定審議会が勧告を行った平成二十五年三月二十八日、勧告に先立ち、与党の自民党及び公明

党は、「定数削減と選挙制度改革についての自民党・公明党の合意」を行った。その中では、「昨年十一月十六日に成立した緊急是正法（〇増五減）に基づき、本日、選挙区画定審議会から内閣総理大臣に対し、区割り改定案が勧告される。衆議院小選挙区の一票の格差の適正状態を解消するため、定数削減と選挙制度の抜本改革の課題とは切り離して、政府から提出される区割り改定のための公職選挙法改正法案を速やかに成立させる」こととされた。

画定審議会の勧告後、同年四月十一日には、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会が開催され、画定審議会の村松岐夫会長から勧告についての説明聴取が行われるとともに、同委員会の保岡興治委員長から村松岐夫会長及び吉田弘正会長代理に対して、審議経過や勧告内容等についての参考人質疑が行われた。

また、緊急是正法では、附則第三条第四項において、政府は、画定審議会の勧告があつたときは、当該勧告に基づき、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする旨が規定されており、政府は、画定審議会の勧告後、直ちに法案作成作業

院本会議で賛成多数で可決された。

一方、衆議院での法案審議と前後して、各党から衆議院小選挙区の一票の較差是正や定数削減に関する法案提出が相次いだ。

民主党は、同年四月十六日、衆議院議員の定数を八〇削減（小選挙区選出議員を三〇削減、比例代表選出議員を五〇削減）し、小選挙区選出議員の選挙区の一票の較差是正については都道府県別選挙区数を人口比例配分（五増三五減）とする公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案を衆議院に提出した。

また、日本維新の会は、同年五月十六日、衆議院議員の定数を一四四削減（小選挙区選出議員を六〇削減、比例代表選出議員を八四削減）し、小選挙区選出議員の選挙区の一票の較差是正（〇増六〇減）を行う公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案を衆議院に提出した。

さらに、みんなの党は、同月十七日、衆議院小選挙区選出議員の定数を五削減し、一票の較差是正については都道府県別選挙区数を人口比例配分（一八増二三減）とする衆議院小選挙区選出議員

を進め、同月十二日、緊急是正法の一部を改正する法形式をとる衆議院小選挙区選出議員の選挙区画における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（以下「区割り改定法案」という。）を閣議決定し、第一八三回通常国会に提出した。

3 区割り改定法の成立まで

区割り改定法案は、平成二十五年四月十六日、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託され、同月十八日に与党の自民党及び公明党のみの出席で、趣旨説明の聴取と両党からの質疑が行われた。翌十九日には、委員会の開催について同委員会理事会で与野党間の協議が断続的に行われ、その間、伊吹文明衆議院議長が与野党の幹事長・書記局長と会談してあつせんが行われたが不調に終わり、最終的には、同日午後、与党の自民党及び公明党、野党からはみんなの党及び共産党の出席（その他の野党は欠席）で、野党両党からの質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。また、同月二十三日、衆議

院の選挙区画における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法の一部を改正する等の法律案（以下「みんなの党法案」という。）を参議院に提出した。（注15）

参議院においては、区割り改定法案とみんなの党法案の取扱いについて、与野党間で協議を重ねられたが合意には至らず、同年六月十日、平田参議院議長のあつせんにより、両法案が政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託された。その後、同月十二日以降、同委員会理事懇談会において委員会開催の協議が行われ、同月十九日及び二十一日に両法案を審議する委員会が開催されることとされたが、いずれも当日の与野党間協議で調整がつかず、委員会開催には至らなかった。

そうした状況の中、同月二十一日までで区割り改定法案が参議院に送付されてから六〇日が経過し（翌二十二日以降、衆議院での再議決が可能）、同月二十四日、衆議院本会議において、憲法第五十九条第四項により、区割り改定法案を参議院が否決したものとみなすべきとの動議が提出され、可決された。その後、参議院から区割り改定法案

の返付を受けた後（国会法第八十三条の三第三項、憲法第五十九条第二項に基づき区割り改定法案を再議決すべきとの動議が提出され、討論の後、出席議員の三分の二以上の多数（記名投票：賛成三八四、反対九一）で再可決され、区割り改定法が成立した。（注15）

区割り改定法は同月二十八日に公布、施行され、緊急是正法のうち未施行とされていた公職選挙法の改正規定は七月二十八日から施行された。

（注15）各党から提出された法案は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の一票の較差是正については、いずれも都道府県別選挙区数、選挙区の改定案の作成基準等を定めるものであり、区割り改定法のように具体的に選挙区の改定を行うものではない。なお、第一八三回国会の閉会（閉会後に第二十三回参議院議員通常選挙を執行）に伴い、参議院に提出されたみんなの党法案は廃案となり、その他の法案は継続審議とされた。

（注16）区割り改定法案の賛否状況は次のとおりであった。

衆・倫選特委では自民党、公明党が賛成、みんなの党、共産党が反対、民主党、維新の会、生活の党が欠席。衆・本会議（四月二十三日）では自民党、公明党が賛成、民主党、みんなの党、共産

党、生活の党、社民党が反対、維新の会が欠席。衆・本会議（六月二十四日・再可決）では自民党、公明党、維新の会が賛成、民主党、みんなの党、共産党、生活の党、社民党が反対。

4 衆議院選挙制度等に関する与野党実務者協議

緊急是正法に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の一票の較差是正に係る区割り改定法案の国会提出・国会審議と並行する形で、平成二十五年四月三日の与野党幹事長・書記局長会談を受けて、同月十八日、衆議院選挙制度等に関する与野党実務者協議が開催され、衆議院議員の選挙制度、定数削減及び較差是正の課題について、同年六月二十五日まで計九回協議が行われた。

具体的には、協議に参加した十党（注17）が、選挙制度、定数削減、較差是正等に関する考え方を提示し、選挙制度の抜本改革の方向性と議員定数のあり方について協議を行うとともに、現行制度下における議員定数のあり方と定数削減の具体案等について協議が行われたが、合意には至らなかった。

平成二十五年六月二十五日の第九回の協議では、確認事項として、

安倍晋三内閣総理大臣は、選挙制度について、民間の有識者が冷静かつ客観的な議論を行う第三者機関を国会に設けることを提案した。

その後、平成二十五年七月二十一日に執行された第二十三回参議院議員通常選挙の後、同年九月十日及び三十日の三党幹事長会談（自民党・公明党・民主党）を受けて、同年十月三日に三党の実務者協議が開始された。

（注17）自民党、公明党、民主党、維新の会、みんなの党、生活の党、共産党、社民党、みどりの風、新党改革

「衆議院議員の選挙制度については、よりよい選挙制度を構築する観点から、現行並立制の功罪を広く評価・検証し、定数削減の問題、一票の投票価値の問題、都道府県別定数配分の問題、民意集約機能の緩和の問題を含め、抜本的な見直しについて、参議院選挙後速やかに各党間の協議を再開し、結論を得るものとする。

その際、参議院で今後行われる選挙制度改革の議論などを考慮することが必要である。以上ただし、民主党は前記を確認するに当たり、次の意見を述べた。

衆議院議員の定数削減に関し、①都道府県への議席配分は人口比例に基づき行うべき。②「今秋の臨時国会において」と明確に期限を切って行わないと実効性がなく意味がない。

なお、抜本改革に定数削減や一票の較差是正など当面解決すべき問題も含まれており、結果的に定数削減や一票の較差是正が先送りとなる可能性がある。」との確認が行われた。

また、第一八三回通常国会が閉会された平成二十五年六月二十六日、国会閉会後の記者会見で、

五 画定審議会の勧告の概要

- 1 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針
緊急是正法附則第三条第二項では、平成二十二年国勢調査に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成基準（前掲三三参照）が定められているが、画定審議会は、これに加えて具体的な選挙区改定案を作成する上での指針となる「緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針」（参考資料6参照）を平成二十五年二月二十六日

に定め、これに則って具体的な区割りの見直し作業を行った。

なお、平成六年の選挙区画定案の作成時（平成六年八月十一日勧告）及び前回の平成十二年国勢調査に基づく選挙区改定案の作成時（平成十二年十二月十九日勧告）においても、画定審議会は、画定審設置法第三条に規定する選挙区改定案の作成基準に加えて、それぞれ、「区割り案の作成方針」「区割り改定案の作成方針」をあらかじめ定めて具体的な区割りの見直し作業を行っている。画定審議会が、見直し対象となる選挙区全体に適用させる統一的な基準として、これらの作成方針をあらかじめ定めて公表した上で、具体的な区割りの見直し作業を行うことにより、選挙区改定案の作成における客観性、公正性を確保しているところである。

今回の選挙区の改定では、緊急是正法において、改定対象選挙区を限定していること、人口最小県である鳥取県内の人口最小選挙区を基準として各選挙区間の人口較差を平成二十二年国勢調査人口（確定値）に基づき二倍未満としていること（過去二回は、原則として全国の議員一人当たり

・選挙区間の人口較差を二倍未満とするための選挙区の改定案の作成に当たっては、選挙区の区域の異動は、人口較差を二倍未満とする基準に適合させるために必要最小限とすること

等がある。

一方で、前回の選挙区改定時の「区割り改定案の作成方針」を基本的に踏襲した部分としては、画定審設置法と緊急是正法において、ともに選挙区の改定案の作成基準として規定されている「行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮」を具現化したものとして、

・選挙区は、飛地にしないものとする

・市区町村や郡の区域は分割しないことを原則とし、市区の人口が人口基準の上限人口を超える場合等、やむを得ない一定の要件を満たす場合に限り分割することができるものとする（ただし、分割の要件は、今回の選挙区の改定では、人口基準の設定が前回と異なることや、人口基準に適合させるための選挙区の改定では選挙区の区域の異動は必要最小限とされていることから、前回の選挙区改定とは相違点あり）

人口の二／三から四／三までに各選挙区の人口を収めるという偏差方式を採用していた）、さらに、法律上、区割りの改定基準をかなり具体的に書き込んでいること等、過去二回とは前提条件が大きく異なるところである。

「緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針」は、「改定対象選挙区」「改定対象選挙区の区割り基準」及び「改定案作成の作業手順」の三つから構成されている。

まず、「改定対象選挙区」は、緊急是正法で限定して定められているが（前稿三（二）参照）、その内容に従って定められている。

次に、「改定対象選挙区の区割り基準」については、緊急是正法で定められた選挙区改定案の作成基準の内容に従って定められているものとしては、

- ・人口の最も少ない県（鳥取県）の区域内における人口の最も少ない選挙区を基準として、選挙区間の人口較差を二倍未満とすること
- ・人口の最も少ない県（鳥取県）の区域内の選挙区の改定案の作成に当たっては、当該県の区域内の各選挙区の人口の均衡を図るものとする

地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮すること等がある。

なお、今回の「緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針」の作成に当たっては、関係都県知事からの意見（注18）も参考にして、市区町村を分割する要件について、素案段階から次の二つの基準を追加したところである。

- ・現在分割されている市区町の区域を分割しないこととすると、当該市区町以外の各選挙区の区域の異動を必要最小限とすることができない（拡大せざるを得なくなる）場合（最終的に画定審議会の勧告では、当該基準に基づいて宮城県大崎市を引き続き分割することとした）
- ・区域内の選挙区数が三から二に減少することとなる五県について、当該県の人口最大の市が単独の選挙区とすることができる規模の人口、すなわち鳥取県内の人口最小選挙区の人口以上を有する場合であり、さらに、県内の二選挙区の位置、形状等及び地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮すると、当該市の区域を分割しないこととすると合理的に改定を行う

ことができない場合（最終的に画定審議会の勧告では、当該基準に基づいて高知市を引き続き分割することとした）

そして、「改定案作成の作業手順」は、具体的な区割りの改定作業を行っていく際の作業の流れを示したものであるが、鳥取県については、全国の選挙区の人口較差二倍未満の基準となるため、他の都道府県よりも先行して審議を行い、選挙区の改定原案を作成することとされている。また、区域内の選挙区数が三から二に減少することとなる五県については、当該県の区域内の選挙区のうち、人口が最も少ないもの、すなわち一票の価値が最も重いものを手がかりとして、選挙区の改定案の作成を行うこととされている。

（注18）画定審置法第八条において、審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができると規定されており、関係都府県知事への意見照会もこれに基づくものである。

画定審議会は、都道府県知事は、都道府県の行政、地勢、交通等全般に及び、区割りについて都道府県全体を総合的に判断しうる立場にあり、そ

の意見は有効な判断材料であるとして、関係一七都府県知事に対して、「緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）」と具体的な区割りに関する意見照会を行ったところである。ただし、関係都府県知事の意見は、あくまでも選挙区改定案の作成の審議の参考とするものであり、画定審議会の審議の中で検討し、合理性があると認められるものについて、「緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針」や具体的な区割り改定案に反映している。

なお、過去の選挙区の画定案及び改定案の作成の際にも、都道府県知事への意見照会が行われているが、前回の平成十二年国勢調査の結果に基づく選挙区改定の改正法の国会審議時に、衆・参両院特委において、「審議会が小選挙区の区割りの改定方針及び改定案の調査審議を行うに当たっては、都道府県知事や市町村長から意見を聴くことなどにより、地域の実情を反映した勧告となるよう努めること」との附帯決議がなされている（平成十四年七月十七日）。今回の選挙区改定案の作成に際しての知事意見照会においては、関係市町村長へも意見照会する等、地域の実情を踏まえたものとするを付記して要請しているところである。

2. 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案（画定審置会の勧告）の概要

一方で、変更のない道府県は三〇、変更のない選挙区は二五八である。

今回の改定案は、平成二十二年国勢調査人口（確定値）に基づくものであるが、人口最大選挙区は東京十六区（五八万・六七七人）、人口最小選挙区は鳥取二区（二九万・一〇三人）となり、最大人口較差は初めて二倍を切り、一・九九八倍（改定前は二・五二四倍、千葉四区／高知三区）に縮減された。なお、前回平成十三年の改定案での最大較差は二・〇六四倍（兵庫六区／高知一区）（改定前は二・五七三倍、神奈川七区／鳥根三区）、平成六年の画定案での最大較差は二・一三七倍（北海道八区／鳥根三区）であった。

これにより、人口最小選挙区との較差が二倍以上となる選挙区はなくなった。なお、人口較差二倍以上の選挙区数は、改定前は九七選挙区、前回平成十三年の改定案では九選挙区（改定前は九五選挙区）、平成六年の画定案では一八選挙区であった。

今回の改定案は、衆議院小選挙区選出議員の

（四）総論

平成二十五年三月二十八日に勧告された衆議院議員小選挙区の選挙区の改定案は、一七都県において四二選挙区の改定を行うこととしている。なお、定数が五減となることから、改定後の選挙区数は二七となる。

また、都道府県別選挙区数の異動としては、緊急是正法で定められた「〇増五減」により、福井県、山梨県、徳島県、高知県及び佐賀県の五県で、いずれも区域内の選挙区数が三から二に、それぞれ一減となっている。

改定案により変更される四二選挙区（改定選挙区）の内訳としては、まず、人口の最も少ない鳥取県内の選挙区として二選挙区、選挙区の数が増えることとなる県の区域内の選挙区として五県の一五選挙区、較差二倍未満の人口基準に適合しない選挙区の改定に伴うものとして、人口最小選挙区（鳥取県新二区）の人口（二九万・一〇三人）を下回る選挙区とその隣接選挙区で八原一七選挙区、鳥取県新二区の人口の二倍（五八万・二〇六人）以上となる選挙区とその隣接選挙区で三都県八選挙区であ

選挙区の画定及び改定のみならず、昭和二十五年の公職選挙法制定以来、中選挙区制時代も含めて、較差是正としては初めて、最大人口較差が二倍を切るものである。

なお、分割市区町の取扱いについては、緊急是正法では改定対象となる選挙区を限定しており、その要件に該当しない場合には、市町村合併の影響を調整するための選挙区の改定は行われないこととされた。今回改定対象となる四十二選挙区においては、分割が解消される市町の数は二二、新たに分割される市区の数は三（船橋市、川崎市中原区、佐世保市）、分割の区域が変更される市区の数は四（大崎市、世田谷区、江戸川区、高知市）となり、分割市区町の数は九減少することとなった。改定対象とならない選挙区も含めた全体の状況としては、分割市区町の総数は、改定前の九七から八八となった。

また、勧告に併せて、次のとおり会長談話が発表された。

会長談話
当審議会が、衆議院議員選挙区画定審議会設置

を行い、当審議会として最善と考える改定案をとりまとめたところであります。

今後、政府において勧告に基づき速やかに区割りの改正法案を作成され、国会において成立が図られることを強く念願しております。

平成二十五年三月二十八日

衆議院議員選挙区画定審議会会長

村松岐夫

(2) 各都道府県の個別選挙区の改定案の概要

各都道府県の個別選挙区の改定案については、以下のとおりである。

なお、改定された選挙区を表示する行政区画その他の区域は、勧告日である平成二十五年三月二十八日現在によるものである。

○青森県

改定前の二区と三区の三戸郡五戸町とを合わせて新二区、改定前の三区の残余の区域で新三区とした。

○岩手県

改定前の三区と二区の下閉伊郡山田町とを

法の定めるところにより、平成二十三年二月二十五日に平成二十二年国勢調査の結果による人口が官報で公示されたことから、衆議院小選挙区の改定案の作成作業に着手しましたが、同年三月二十三日の最高裁判所大法廷判決を受け、作業を中断しました。その後、昨年十一月十六日に衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（以下「緊急是正法」という。）が成立したことを受け、緊急是正法が公布・施行された同月二十六日に作業を再開しました。

緊急是正法では、各選挙区間の較差を緊急に是正するため、施行から六月以内にできるだけ速やかに勧告を行うことが規定されており、当審議会としては、精力的に改定案の作成作業を行い、十五回にわたる審議を経て、本日、内閣総理大臣に対して、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を行いました。

今回の改定案の作成に当たっては、緊急是正法を踏まえ、各選挙区間の較差を二倍未満とするため、選挙区の安定性も考慮し、最大限の努力

合わせて新三区、改定前の二区の残余の区域で新二区とした。

○宮城県

改定前の五区と四区に属する大崎市の区域のうち旧志田郡の区域（大崎市松山総合支所管内、大崎市三本木総合支所管内及び大崎市鹿島台総合支所管内）とを合わせて新五区、改定前の六区と四区に属する大崎市の区域のうち旧古川市の区域とを合わせて新六区、改定前の四区の残余の区域で新四区とした。

○茨城県

改定前の五区と四区の那珂郡東海村とを合わせて新五区、改定前の四区の残余の区域で新四区とした。

○千葉県

改定前の四区の船橋市豊台出張所管内及び船橋市二和出張所管内と十二区とを合わせて新十二区、改定前の四区の船橋市の残余の区域で新四区とした。

○東京都

改定前の五区と六区の世田谷区池尻まちづくりセンター管内とを合わせて新五区、六区

の世田谷区の残余の区域で新六区とした。

改定前の十七区と十六区の江戸川区本庁管内上二色三丁目とを合わせて新十七区、改定前の十六区の江戸川区の残余の区域で新十六区とした。

○神奈川県

改定前の十区のうち、川崎市中原区のうち、指定都市移行前の旧大戸出張所の所管区域であった大戸地区の区域と十八区とを合わせて新十八区、改定前の十区の残余の区域で新十区とした。

○福井県（選挙区数一減）

改定前の一区と二区の大野市、勝山市、あわら市及び坂井市、三区に属する福井市の区域とを合わせて新一区、改定前の二区の鯖江市及び今立郡池田町並びに三区に属する越前市の区域と三区の残余の区域とを合わせて新二区とした。

○山梨県（選挙区数一減）

改定前の一区及び二区に属する甲府市、二区、西八代郡市川三郷町並びに三区に属する中央市及び南巨摩郡身延町の区域と三区とを合わせて新二区とした。

○高知県（選挙区数一減）

高知市については、旧土佐郡鏡村及び旧土佐郡土佐山村の区域を除く区域を、概ね鏡川及び浦戸湾に沿って東西に分割した。

高知市のうち旧土佐郡鏡村及び旧土佐郡土佐山村の区域並びにこれらの区域を除く概ね鏡川左岸の区域と、改定前の二区から同区に属する高知市及び吾川郡いの町の区域を除く区域とを合わせて新一区、高知市の残余の区域、改定前の二区に属する吾川郡いの町の区域と三区とを合わせて新二区とした。

○佐賀県（選挙区数一減）

改定前の一区と二区の神埼郡吉野ヶ里町並びに三区に属する佐賀市及び神埼市の区域とを合わせて新一区、改定前の二区の鹿島市、小城市、唐野市、杵島郡及び藤津郡並びに三区に属する武雄市の区域と三区とを合わせて新二区とした。

○長崎県

改定前の三区と四区の佐世保市の南部の三

を合わせて新一区、改定前の一区の山梨市及び甲州市並びに一区に属する笛吹市の区域と二区の残余の区域とを合わせて新二区とした。

○和歌山県

改定前の二区と三区の有田市とを合わせて新二区、改定前の三区の残余の区域で新三区とした。

○鳥取県

改定前の二区と一区の東伯郡湯梨浜町とを合わせて新二区、改定前の一区の残余の区域で新一区とした。

○徳島県（選挙区数一減）

改定前の一区と三区の小松島市、阿南市、勝浦郡、名西郡、那賀郡那賀町及び海部郡とを合わせて新一区、改定前の二区と三区の吉野川市及び美馬郡つるぎ町並びに三区に属する美馬市の区域とを合わせて新二区とした。

○愛媛県

改定前の四区と二区の伊予市及び二区に属する喜多郡内子町の区域とを合わせて新四

支所の所管区域（佐世保市役所早岐支所管内、佐世保市役所三川内支所管内及び佐世保市役所宮支所管内）とを合わせて新三区、改定前の四区の残余の区域で新四区とした。

○熊本県

改定前の五区と四区の下益城郡美里町とを合わせて新五区、改定前の四区の残余の区域で新四区とした。

六 区割り改定法の概要

1 法形式

区割り改定法は、

緊急是正法における公職選挙法の改正規定では、衆議院小選挙区選出議員の選挙区は「別に法律で定める」とされ（前稿三二参照）、改定前の選挙区を規定していた公職選挙法別表第一も削除されており、緊急是正法のみでは完結しておらず、選挙区の改定を行う改正規定は緊急是正法における公職選挙法の改正規定と一体となつて施行される必要があると考えられること。画定審議会による平成二十二年国勢調査の結果

に基づく選挙区改定案の勧告は、緊急是正法で改定対象とされた選挙区についてのみ行われたものであり、緊急是正法の施行後に二九五選挙区全てを改めて定めるよりも、改定前の選挙区を定めた公職選挙法別表第一を改正する法形式とした方がその趣旨から見てふさわしいと考えられること

から、緊急是正法の一部を改正する法形式とされたところである。

2 選挙区の改定（改正後の公職選挙法別表第一関係）

区割り改定法は、緊急是正法附則第三条四項により、平成二十二年国勢調査の結果に基づき画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の勧告に基づき、一七都県において四二選挙区の改定を行うものであり（前稿三六（2）参照）、当該勧告をそのまま立法化したものである。その内容は、前述五二（2）のとおりであり、具体的には、区割り改定法により改正された公職選挙法別表第一のとおりとされた。

なお、今回の改定で選挙区の区域に異動がない

これについては、平成六年の選挙区画定の改正法及び平成十二年国勢調査の結果に基づく前回平成十四年の選挙区改定の改正法においても、それぞれ公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとされていたこと、画定審議会の選挙区改定案の勧告後から各種報道がなされていること等から、公布から施行までのいわゆる周知期間は一月確保すれば十分であるとされたものである。

(2) 適用関係（改正後の緊急是正法附則第二条関係）

イ 総論

緊急是正法による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙については一部施行日以後初めてその期日を公示される総選挙（以下「今回の総選挙」という。）から、衆議院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、次の総選挙の期日の公示の日の前日までに

場合であっても、改正前の公職選挙法別表第一に記載されている行政区画その他の区域の名称について、平成十二年国勢調査の結果に基づく前回平成十四年の選挙区改定の法改正後に、市町村合併や市制施行等により変更があったものは、区割り改定法では、基準日（画定審議会の勧告が行われた平成二十五年三月二十八日）現在の名称を用いて記載することとされた。これにより、改正前の三〇〇選挙区のうち、改定された四二選挙区を含む一九九選挙区の表記が変更された。

3 施行期日・適用関係

(1) 施行期日（区割り改定法附則及び改正後の緊急是正法附則第一条関係）

区割り改定法は、公布の日（平成二十五年六月二十八日）から施行することとされた。また、緊急是正法のうち未施行であった改定後の衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定めた公職選挙法別表第一等の公職選挙法の改正規定は、区割り改定法の公布の日から起算して一月を経過した日（一部施行日：平成二十五年七月二十八日）から施行することとされた。

その期日を告示される衆議院議員の選挙及び一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙（衆議院議員の選挙を除く。）については、なお従前の例によることとされた。

したがって、衆議院小選挙区選出議員の選挙は、次の総選挙から改定後の選挙区で行われ、次の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される再選挙・補欠選挙については、改定前の選挙区で行われるものとされた。

ロ 政治活動用ポスター制限・寄付禁止等の規制対象区域

公職の候補者又は公職の候補者となるようにする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）の選挙区内での政治活動規制として設けられている

① 政治活動用ポスターの掲示制限（任期満了日の六月前の日又は衆議院の解散の日の翌日以降等）（公職選挙法第一四三条第一六項第二号）

② あいさつ状の禁止（公職選挙法第一四七

条の二)

③ 挨拶を目的とする有料広告の禁止 (公選法第一五二条)

④ 寄付禁止 (公職選挙法第一九九条の二から第一九九条の五)

について、衆議院小選挙区選出議員の選挙区が改定されて異動が生じた場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙の公職の候補者等に係る一部施行日以後の規制対象区域がどの範囲となるかが、論点となるところである。

まず、「公職の候補者」又は「公職の候補者となろうとする者」については、公職の候補者として立候補する選挙が次の総選挙である場合には改定後の選挙区内、次の総選挙が行われるまでの間の補欠選挙の場合には改定前の選挙区内と解されることである。

一方、「公職にある者」(現職議員)については、これらの規定では、地盤培養行為を制限し、カネのかからない選挙の実現を図るという観点から、「公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)」とされ、公職に就いた時点から次期選挙における「公職の

候補者となろうとする者」とみなして規制がかけられているが、選挙区が改定されて異動が生じた場合には、次の総選挙において、改定後の選挙区のいずれの選挙区から立候補するかは必ずしも特定できないことから、改定前の選挙区の区域の一部を含む改定後の選挙区のいずれかにおいて立候補すると考えるのが合理的である。したがって、次の総選挙における「公職の候補者となろうとする者」としての規制対象区域は、改定前の選挙区の区域の一部を含む改定後の全選挙区の区域と解されることである。なお、現職議員は、理論上は次の総選挙が行われるまでの間の補欠選挙についても「公職の候補者となろうとする者」とみなされることであり、この場合の規制対象区域は改定前の選挙区内と解されるが、結果として前述の次の総選挙に係る規制対象区域に包含されることである。

ハ 参議院選挙区選出議員の選挙等に係る選挙運動等の数量制限

区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区

数が三から一となる福井県、山梨県、徳島県、高知県及び佐賀県の五県については、一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院選挙区選出議員の選挙及び都道府県知事の選挙において、公職の候補者が頒布することができる選挙運動用の通常葉書及びビラの枚数並びに確認団体が開催することができる政談演説会の回数等は、改定前の当該県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区数、すなわち三を基礎として算定することとされた。これにより、平成二十五年七月二十一日に執行された第二十三回参議院議員通常選挙(同月四日公示)においては、該当する五県については、三を基礎としてこれらの数量制限が設定されたところである。

4 その他

区割り改定法の成立に伴い、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第百九十四号)が、区割り改定法と同日(平成二十五年六月二十八日)に公布され、一部施行日(平成二

十五年七月二十八日)から施行することとされた。

これにより、衆議院比例代表選出議員の選挙の公職の候補者等又は当該公職の候補者等に係る後援団体が掲示することができる政治活動に関する立札及び看板の類の総数は、選挙区内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区数が減少して一となる四国選挙区については、従前どおり、公職の候補者等にあつては二、後援団体にあつては三とされた(改正後の公職選挙法施行令第百十条の五第一項第二号関係)。

※区割り改定法及び緊急是正法(区割り改定法による改正後)の条文規定、画定審議会の勧告文等の勧告内容及び審議状況、改定後の衆議院小選挙区選出議員の選挙区等については、

・選挙時報第六二巻第五号、第六号及び第九号の掲載資料

・総務省ホームページ・衆議院小選挙区の区割り改定等について(http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/index.html)を参照。

【参考資料4】衆議院小選挙区の一票の較差是正等を巡る経緯
(平成23年～25年)

【平成23年】

2月25日	平成22年国勢調査人口(速報値)公表 ※確定値は10月26日に公表
3月23日	最高裁が平成21年執行の衆議院小選挙区選挙に係る一票の較差訴訟(較差2.304倍)を違憲状態と判示 画定審議会が区割りの改定案の審議を中断
5月13日	自民党が、党・政治制度改革本部で「0増5減」案をとりまとめ
7月28日	民主党が、政治制度改革本部で「0増5減」案をとりまとめ
10月19日	「衆議院選挙制度に関する各党協議会」(座長:橋本徹、幹事長:長谷川清)を設置(B24.4まで計16回開催)
10月21日	各党協議会(第2回)に各党の考え方を提示 ※一票の較差是正 ・民主党:「5増9減」案、「6増6減」案を提示 ・自民党:「0増5減」案を提示 ※今後の進め方 ・民主党・自民党:較差是正にまず着手し、定数削減・抜本改革は引き続き協議すべきと主張(二段階論) ・その他の政党:較差是正・定数削減・抜本改革を一体で協議すべきと主張(一体論)

【平成24年】

1月18日	民主党が、政治制度改革本部で「0増5減」・比例定数80削減(較差是正・定数削減・抜本改革の一体処理)を決定 →1月25日の各党協議会(第9回)に提示
2月15日	各党協議会(第12回)に座長とりまとめ私案(「0増5減」・比例定数80削減、民意の過度な集約を補正するための措置等)を提示
4月25日	各党協議会(第16回)に座長とりまとめ私案(「0増5減」・比例定数75削減、民意の過度な集約を補正するための措置等)を提示 衆議院選挙制度改革に関する各党協議会(案)を提示
6月14日	入(並立制部分105、連立制部分35)等) ⇒6月18日、民主党が法案(第一次法案)を国会(衆議院)提出 (6月26日衆・倫選特委に付託、8月27日衆・倫選特委で可決、8月28日衆・本会議で可決)
7月27日	自民党が自民党法案(緊急是正法案)(0増5減)を国会(衆議院)提出
9月8日	民主党第一次法案は廃案、自民党法案(緊急是正法案)は継続審議(第180回国会閉会)
11月14日	民主党法案再提出(同内容・第二次法案)、党首討論
11月15日	民主党第二次法案・自民党法案(緊急是正法案)が衆・倫選特委で趣旨説明、質疑、可決(民主党第二次法案は修正可決)、本会議で可決
11月16日	自民党法案(緊急是正法案)が衆・倫選特委で趣旨説明、質疑、可決 自民党法案(緊急是正法案)が参・本会議で可決・成立、民主党第二次法案は廃案

11月26日	民自公3党国対委員長が定数削減に関する合意 衆議院解散(12月16日第46回衆議院議員総選挙執行) 緊急是正法が公布・施行 画定審議会が区割りの改定案の審議を再開
【平成25年】	
3月14日	自民党が衆議院選挙制度改革及び定数削減案をとりまとめ ・区割り改定法案を定数削減や抜本改革と切り離して速やかに成立させる ・定数削減は比例代表180→150(▲30、11→8ブロック、150のうち60は第2党以下に配分)
3月28日	自民党と公明党が定数削減と選挙制度改革について合意 ※自民党の衆議院選挙制度改革及び定数削減案による 画定審議会が内閣総理大臣に区割りの改定案を勧告
4月11日	区割り改定案の勧告について、衆・倫選特委で画定審議会の参考人から説明聴取・質疑
4月12日	政府が区割り改定法案を国会(衆議院)に提出 (4月16日衆・倫選特委に付託)
4月16日	民主党が法案を国会(衆議院)に提出 ※総定数480→400(▲80)、小選挙区300→270(▲30、5増35減(人口比例配分))、比例代表180→130(▲50)
4月18日	画定審議会は1年以内に区割り改定案勧告 区割り改定法案が衆・倫選特委で趣旨説明、質疑
4月19日	第1回与野党選挙制度改革等実務協議会開催(10党が参加、6月25日まで計9回開催)
4月23日	区割り改定法案が衆・倫選特委で質疑、可決
5月16日	区割り改定法案が衆・本会議で可決 日本維新の会が法案を国会(衆議院)に提出 ※総定数480→336(▲144)、小選挙区300→240(▲60、0増60減)、比例代表180→96(▲84)
5月17日	画定審議会は1年以内に区割り改定案勧告 みんなの党が法案を国会(参議院)に提出 ※小選挙区300→295(▲5、18増23減(人口比例配分))、画定審議会は6月以内に区割り改定案勧告
6月10日	平田参議院議長のおっせんにより、区割り改定法案及びみんなの党法案(18増23減)が参・倫選特委に付託
6月17日	参・倫選特委理事會開催、19日に区割り改定法案及びみんなの党法案(18増23減)の委員会審議をセット→開催されず
6月20日	参・倫選特委理事會開催、21日に委員会審議をセット→開催されず
6月22日	区割り改定法案が参議院に送付されてから60日経過 (衆議院再議決が可能に)
6月24日	衆・本会議において、区割り改定法案について、 ・憲法第59条第4項による参議院が否決したもののみならず議決 ・憲法第59条第2項による再可決・成立
6月25日	第9回与野党選挙制度改革等実務協議会開催、与野党10党で議決事項を合意 (参議院選挙後速やかに各党間の協議を再開)。

【参考資料6】衆議院議員選挙区画定審議会の審議経過

	審議内容等
平成24年 11/16	・ 0増5減による緊急是正法成立【11月26日公布・施行】 第1回 ● 緊急是正法の説明 ● 今後の審議会の進め方について
11/26	第2回 ● 緊急是正法に基づき区割りの改定案の作成方針（案案）の審議
12/10	第3回 ● 緊急是正法に基づき区割りの改定案の作成方針（案案）の審議 ● 鳥取県の選挙区等のレビュー ● 鳥取県知事への意見照会
12/27	第4回 ● 定数削減案（5県）の選挙区等のレビュー等 第5回 ● 鳥取県知事意見の聴取結果報告 一 鳥取県の区割りの改定案の審議、改定原案の決定 ● 改定対象選挙区の確認 ● 鳥取県以外の関係16都県知事への意見照会
平成25年 1/15	第6回・第7回 ● その他の関係都県の選挙区等のレビュー
1/21	第8回 ● 鳥取県以外の関係16都県知事意見の聴取結果報告 ● 緊急是正法に基づき区割りの改定案の作成方針の審議
1/29・2/5	第9回 ● 緊急是正法に基づき区割りの改定案の作成方針の審議
2/12	第10回 ● 緊急是正法に基づき区割りの改定案の作成方針の審議・決定 ● 具体的な区割りの改定案の審議
2/18	第11回～第14回 ● 具体的な区割りの改定案の審議
2/26	第15回 ● 区割り改定案の勧告の決定 ● 内閣総理大臣への勧告
3/5・3/12・ 3/19・3/26	
3/28	
3/28	

〔平成25年
5/26〕
・ 区割りの改定案の勧告期限
緊急是正法附則第3条第3項
「勧告は、施行の日から6月以内においてできるだけ速やかに行う」

6月26日	安倍総理が第183回国会閉会後記者会見で、定数削減を含む衆議院選挙制度改革について、国会への第三者機関の設置を提案
6月28日	区割り改定法が公布・施行
7月28日	緊急是正法の公職選挙法改正規定（区割り規定等）が施行
10月3日	3党（自民党・公明党・民主党）の実務者協議開始

【参考資料5】衆議院議員選挙区画定審議会委員（平成25年3月28日現在）

会長	村松 夫	京都大学名誉教授
総理	吉田 弘	（財）自治総合センター顧問
	稲葉 肇	東北大学大学院法学研究科教授
	大石 眞	京都大学大学院法学研究科教授
	小田原 満知子	弁護士（元横浜家庭裁判所長）
	早川 正徳	元衆議院法制次長
	眞柄 秀子	早稲田大学政治経済学部教授

(イ) 1 (3) 及び (4) に掲げる選挙区の改定において、現在分割されている市区町村の区域を一つの選挙区に属することとする改定では、当該市区町村以外の各選挙区の区域の異動を必要最小限とすることができない場合

(ニ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合

(ホ) 1 (2) に掲げる選挙区の改定において、当該県の人口最大の市（当該市の区域をもって単独の選挙区とすることができる場合に限る。）の区域をもって又は当該市及び他の市区町村の区域をもって選挙区を設けることでは、各選挙区の位置、形状等及び地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮すると、合理的に改定を行うことができない場合

(6) 選挙区の改定に当たっては、郡の区域は、分割しないことを原則とする。ただし、次の場合には、郡の区域は分割することができるものとする。

(イ) (1) の基準に適合する選挙区を設けるために必要な場合

(ロ) (2) の基準に沿った選挙区を設けるために必要な場合

(ハ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合

(ニ) 郡の区域が現に他の郡市により分断されている場合又は郡の区域に能島を含む場合

(7) 地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するものとする。

3. 改定案作成の作業手順

以下の作業手順に沿って改定作業を行うものとする。

(1) まず、1 (1) に掲げる選挙区について、2 に掲げる改定対象選挙区の区割り基準（以下「区割り基準」という。）に適合するように改定原案を作成するものとする。

(2) 1 (2) に掲げる県については、当該県の区域内にある選挙区のうち、その人口が最も少ないものを手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。

(3) 1 (3) 及び (4) に掲げる選挙区については、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。

(4) 作業の結果得られた区割りの改定案が、合理的かつ整合性のとれたものになっているかどうかの総合的な検討を行うものとする。

【参考資料7】緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針

平成 25 年 2 月 26 日
総務省議員選挙区画定審議会

1. 改定対象選挙区

(1) 人口の最も少ない県の区域内の選挙区

(2) 選挙区の数が減少することとなる県の区域内の選挙区

(3) 2 (1) の基準に適合しない選挙区

(4) (3) に掲げる選挙区を 2 (1) の基準に適合させるために必要最小限の範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区
具体的には、(3) に掲げる選挙区に隣接する選挙区に限るものとする。

2. 改定対象選挙区の区割り基準

(1) 各選挙区の人口は、人口の最も少ない県の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口以上であって、かつ、当該人口の 2 倍未満とする。

(参考) 鳥取県の改定原案における新 2 区の人口
H22 国調人口
291,103 人
" の 2 倍未満
582,205 人

(2) 1 (1) に掲げる選挙区の改定案の作成に当たっては、当該県の区域内の各選挙区の人口の均値を図るものとする。

(3) 1 (3) 及び (4) に掲げる選挙区の改定案の作成に当たっては、選挙区の区域の異動は、(1) の基準に適合させるために必要最小限とするものとする。

(4) 選挙区は、飛地しないものとする。

(5) 選挙区の改定に当たっては、市（指定都市にあっては行政区）区町村の区域は、分割しないことを原則とする。

ただし、次の場合には、市区町村の区域は分割するものとする。

(イ) 選挙区が一つの市区（市区の区域が分割されている場合を含む。）で構成され、当該選挙区の人口が、人口の最も少ない県の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口の 2 倍以上である場合

(ロ) 1 (3) 及び (4) に掲げる選挙区の改定において、市区町村単位の改定では、各選挙区の人口を (1) の基準に適合させることができない場合

○ 人口最小選挙区との較差が2倍以上となる選挙区の数

改定後 (平成22年国勢人口) 0選挙区	改定前 (平成22年国勢人口) 97選挙区	前回区割り改定時 (平成12年国勢人口) 9選挙区
----------------------------	-----------------------------	---------------------------------

○ 最大人口較差

改定後 (平成22年国勢人口) 最大：東京16区 581,677人 最小：鳥取2区 291,103人 1.998倍	改定前 (平成22年国勢人口) 千葉4区 609,040人 兵衛6区 553,947人 高知1区 270,743人 2.064倍	前回区割り改定時 (平成12年国勢人口) 兵衛6区 553,947人 高知1区 270,743人 2.064倍
---	---	---

○ 都道府県間の議員1人当たり人口の較差

改定後 (平成22年国勢人口) 最大：東京都 526,376人 最小：鳥取県 294,334人 1.788倍	改定前 (平成22年国勢人口) 東京都 526,376人 東京都 482,369人 高知県 271,327人 1.778倍	前回区割り改定時 (平成12年国勢人口) 東京都 482,369人 高知県 271,327人 1.778倍
--	--	---

(参考) 今回の改定案における分県市区

・ 分県が選出される市区町村の数

福井県：福井市、越前市
山梨県：甲府市、笛吹市、中央市、南巨摩郡坂田町
徳島県：徳島市
愛媛県：喜多郡内子町
高知県：香川郡の町
佐賀県：佐賀市、武雄市、神埼市

新たに分割される市区の数

千葉県：船橋市
神奈川県：川崎市中原区
長野県：佐世保市

分県の区域が変更される市区の数

宮城県：大崎市
東京都：世田谷区、江戸川区
高知県：高知市

※ 今回の改定により、分県市区の総数は88(▲9)となる。
(平成25年3月28日現在の分県市区町村の総数は97)

[参考資料8] 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定の概要

- 都道府県別選挙区数の異動 5県(いずれも選挙区数1減)
福井県(3→2) 山梨県(3→2) 徳島県(3→2) 高知県(3→2) 佐賀県(3→2)
- 改定される選挙区数 (改定後：17都県37選挙区)
17都県42選挙区

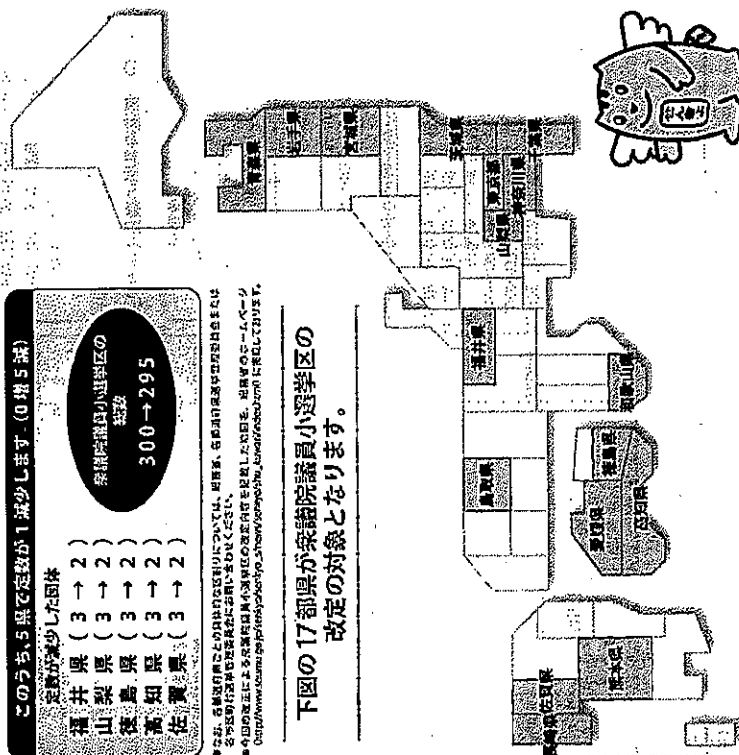
【緊急正法で定める区分による内訳】

	改正前	選挙区数	改正を行う選挙区
1 人口の最も少ない県の区域内の選挙区の改定に伴うもの 【緊急正法附則第3条第2項第2号イ】	1	2	鳥取県(1区、2区)
2 選挙区の数が増加することとなる県の区域内の選挙区の改定に伴うもの 【緊急正法附則第3条第2項第2号ロ】	5	15 (改定後10)	福井県(1区、2区、3区) 山梨県(1区、2区、3区) 徳島県(1区、2区、3区) 高知県(1区、2区、3区) 佐賀県(1区、2区、3区)
3 較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区(1.2に該当する選挙区を除く。)の改定に伴うもの 【緊急正法附則第3条第2項第2号ハ・ニ】	11	25	
(内訳)			
下限人口を下回る選挙区の改定に伴うもの	8	17	岩手県(2区、3区) 山梨県(2区、3区) 徳島県(2区、3区) 高知県(2区、3区) 佐賀県(2区、3区) 熊本県(2区、3区)
上限人口を上回る選挙区の改定に伴うもの	3	8	千葉県(4区、13区) 東京都(5区、6区、16区、17区) 神奈川県(10区、18区)
合 計	17	42 (改定後37)	

※1 改定後の鳥取1区：297,561人、鳥取2区：291,103人
(較差：1.02倍、都道府県内の選挙区間較差：全国最少)
【較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区】とは、緊急正法で定める人口最小選挙区(改定後の鳥取県第2区)の人口以上当該人口の2倍未満の基準(291,103人～582,205人)に適合しない選挙区である。

衆議院議員小選挙区の区割りが変更されました

衆議院議員小選挙区の区割りが 17都県42選挙区で変わります。



このうち、5県で定数が1減少します。(0増5減)

定数が減少した国体	定数
福井県 (3 → 2)	300 → 295
山梨県 (3 → 2)	
徳島県 (3 → 2)	
高知県 (3 → 2)	
佐賀県 (3 → 2)	

※なお、各選挙区ごとの区割りについては、国勢調査、国勢調査速報型調査結果などは、各都府県選挙区ごとの区割りに合わせて決定します。国勢調査の結果が確定した時点で、国勢調査の結果に基づいて決定します。

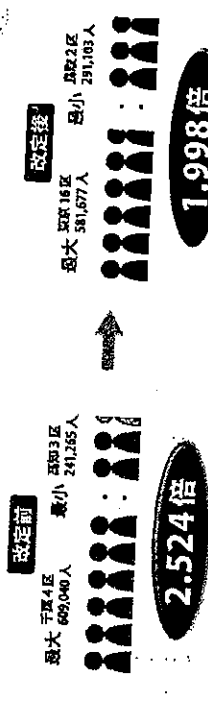
下図の17都県が衆議院議員小選挙区の
改定の対象となります。

小選挙区制の区割り(平成22年国勢調査)は、国勢調査の結果に基づいて決定します。国勢調査の結果が確定した時点で、国勢調査の結果に基づいて決定します。

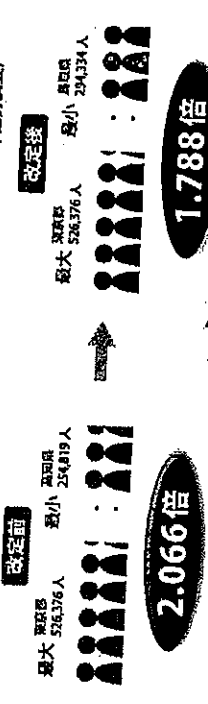
改定による人口最小選挙区との較差が2倍以上の選挙区の数(平成22年国勢調査)



改定による最大人口較差(平成22年国勢調査)



改定による都道府県間の議員1人当たり人口の較差(平成22年国勢調査)



【参考】全国の一選挙区当たりの平均人口(改定後)は434,093人です。(平成22年国勢調査)

適用は
上記の改定は、公布の日から起算して1月を超えた日から施行し、施行の日以後初めて
その期日を公示される衆議院議員総選挙から適用されます。

今回の区割りと定数の改定について
今回の区割り改定は、一連の改定を契機に改正するための改正法(案2)により行われました。
改正法(案2)により行われました。
改正法(案2)により行われました。

総務省

【参考資料 9】衆議院の選挙制度改革の状況と各党案の概要（第 183 回国会まで）

	総定数	小選挙区	比例代表	備 考
◎ 現行憲法・区割り改定法による制度改正の概要				
改正前	480	300	180	・小選挙区の都道府県間較差 2.066 倍、選挙区間較差 2.524 倍
改正後	475 (5 減)	295 (5 減)	180	・小選挙区を 0 増 5 減（福井、山梨、徳島、高知、佐賀を各 1 減）で較差是正（都道府県間較差 1.788 倍、選挙区間較差 1.998 倍）
◎ 各党案の概要				
自民党・公明党 （比例代表は現行の 11 ブロックを 8 ブロックに再編（北海道・東北、北陸信越・東海、中国・四国を統合）、 第一比例枠 90（各党にドント配分）、 第二比例枠 60（2 位以下の政党にドント配分））	445 (35 減)	295 (5 減)	150 (30 減)	・小選挙区は 0 増 5 減 （都道府県間較差 1.788 倍、選挙区間較差 1.998 倍） ・比例代表は、現行の 11 ブロックを 8 ブロックに再編 （北海道・東北、北陸信越・東海、中国・四国を統合）、 第一比例枠 90（各党にドント配分）、 第二比例枠 60（2 位以下の政党にドント配分）
民主党 （比例代表は現行の 11 ブロックを 8 ブロックに再編（北海道・東北、北陸信越・東海、中国・四国を統合）、 第一比例枠 90（各党にドント配分）、 第二比例枠 60（2 位以下の政党にドント配分））	400 (80 減)	270 (30 減)	130 (50 減)	・小選挙区は 5 増 35 減 （各都道府県に人口比例配分、都道府県間較差 1.877 倍） ・画定審議会は施行日から 1 年以内に区割り改定案勧告
革新党 （比例代表は現行の 11 ブロックを 8 ブロックに再編（北海道・東北、北陸信越・東海、中国・四国を統合）、 第一比例枠 90（各党にドント配分）、 第二比例枠 60（2 位以下の政党にドント配分））	475 (5 減)	295 (5 減)	180	<「0 増 5 減緊急改定法案」> ・小選挙区を 18 増 23 減 （各都道府県に人口比例配分、都道府県間較差 1.641 倍） ・画定審議会は施行日から 6 月以内に区割り改定案勧告
日本維新の会 （比例代表は現行の 11 ブロックを 8 ブロックに再編（北海道・東北、北陸信越・東海、中国・四国を統合）、 第一比例枠 90（各党にドント配分）、 第二比例枠 60（2 位以下の政党にドント配分））	300 (180 減)	廃止	300	<「一人一票比例代表制法案」> 投票はブロック単位（11）、議席は全国集計、各党のブロック ごとの当選人はブロックの党内得票比率で決定（非拘束名簿式）
生活の党 （比例代表は現行の 11 ブロックを 8 ブロックに再編（北海道・東北、北陸信越・東海、中国・四国を統合）、 第一比例枠 90（各党にドント配分）、 第二比例枠 60（2 位以下の政党にドント配分））	336 (144 減)	240 (60 減)	96 (84 減)	・小選挙区は 0 増 60 減（都道府県間較差 1.671 倍） ・画定審議会は施行日から 1 年以内に区割り改定案勧告
大改革	400 (80 減)	270 (30 減)	130 (50 減)	・画定審議会は施行日から 1 年以内に区割り改定案勧告 （その後は 5 年ごとの国勢調査に基づき勧告）
大改革	480	廃止	480	・現行の 11 ブロックに議席を人口比例配分した比例代表

大改革	480	一人別枠方式廃止	基本的に比例得票率で議席配分	・現行の 11 ブロックによる併用制又は連用制
大改革	405 (75 減)	中選挙区制	—	・135 選挙区、選挙区定数各 3 名 ・都道府県の枠は維持し、第三者機関が公正に区割り
大改革	—	295 (5 減)	—	<緊急避難> 較差是正を優先（0 増 5 減）
大改革	—	中選挙区制	—	<抜本改革> 抜本改正（中選挙区制）の枠組づくりをする中で定数削減 （最終目標：半減）・較差是正（目標：0 増 5 減等より小さく）

※ 提出法案・衆議院選挙制度等に関する与野党実務者協議公表資料等をもとに作成。

※ 都道府県間較差・選挙区間較差は、平成 22 年国勢調査人口（確定値）による。

※ 民主党は、第 23 回参議院議員通常選挙後、平成 25 年 10 月 3 日に開催された 3 党の実務者協議（自民党・公明党・民主党）において、次期衆議院議員総選挙までに更なる改革が必要不可欠であるとして、

1. 選挙制度は現行の小選挙区比例代表並立制を当面維持する

2. 具体的な選挙区割りにあたっては、憲法の要求する投票価値の平等を徹底する

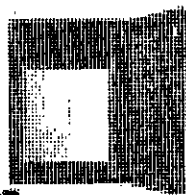
3. 小選挙区と比例代表の定数をそれぞれ削減する。その際、小選挙区制度の民意集約機能が行き過ぎたものとならないよう、現行制度創設時の小選挙区と比例代表の定数の比率に配慮する

との基本的な考え方を提示した。

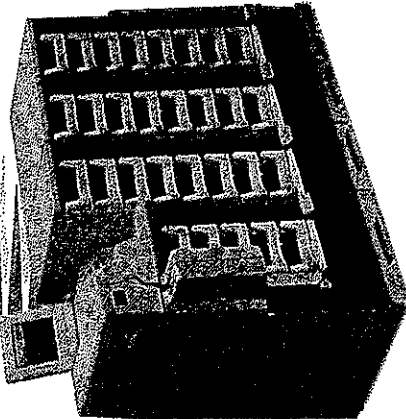
自書式投票用紙読取分類機

テラック(CRS-11)

- 大幅なスピードアップ
- 両面スキャナー搭載で天地表裏混合票そのほか分類!
- 最大125段スタッカーで細分化処理間票作業を一気にスピードアップします
- 環境に配慮した省電力設計
- 消費電力は13段でわずか250W。低消費電力を実現しました。
- 軽量コンパクトで簡単設置

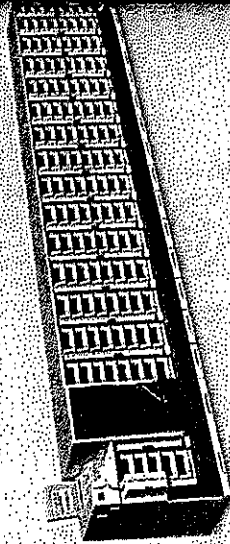


増設ユニットの重量は
1台あたり21kgと非常に軽量。
設置・取付は
職員の方が簡単にできます。



新機能オプション発売!

天地表裏反転ユニット
増設ユニット(5台(125段スタッカー)+天表裏反転ユニット)
最大125段スタッカーで
開票分類がスピードアップ。



株式会社
テラック

第一営業本部
〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36/TEL.03-3546-7769/<http://www.teratech.co.jp>
【支店】札幌・仙台・北沢・東京・横浜・大阪・名古屋・福岡・広島・岡山・高松

リジェクト機能搭載!!ノンストップカウンター

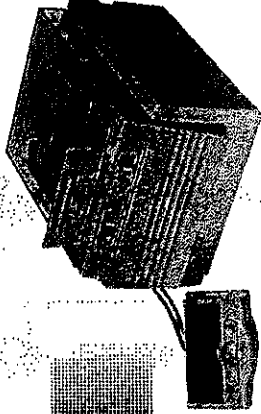
MUSASHI



電子用紙読取機

テラック

電子の目で結果にチェックする。



テラック

株式会社
ムサシ

○予約購読について

- ▽予約の注文は必ず何月号よりと明記して下さい。
- ▽ご送金は現金書留・振替または小為替書留をご利用下さい。
- ▽申込は全国市区選挙管理委員会連合会または最寄りの市区選挙管理委員会へ。

選挙時報

第六十二号
第十一号

定価二八〇円(本体価格二六七円)

(送料別)

平成十五年十二月二十日印刷
平成十五年十二月二十五日発行

全国市区選挙管理委員会連合会

編集 秋 野 論

発行所 東京都江東区潮見二ノ五ノ三

印刷所 株式会社 松本文恒堂

代表者 芝 崎 達 哉

発行所 全国市区選挙管理委員会連合会

〒100 東京都千代田区飯田橋三丁五十一

東京区政会館内

電話東京 (三三六)五四六五(直通)

(三三三)三五二四(主線)

振替 〇〇一〇一七五九〇九番

RESEARCH BUREAU

論究

Journal of the Research Bureau of
the House of Representatives

第13号 2016.12

特別企画

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて／
為末大 元陸上競技選手・世界選手権大会銅メダリスト

寄稿論文

代議制民主主義と政治参加／
待鳥聡史 京都大学大学院法学研究科教授
我が国の高等教育の課題／
小林雅之 東京大学大学総合教育研究センター教授

論文

「6次産業化」における農林漁業者の主体性の確保
パリ協定採択後の地球温暖化対策の行方
環境法の政策決定過程における環境保護団体の参画の在り方
構造改革特区における株式会社・NPO法人による学校設置事業に関する
経緯と現状

研究

英国、フランス、ドイツ及び日本の統治制度—議会の解散を中心として—

調査

特定国立研究開発法人制度について
中国における都市交通の現状
オーストラリアの国防制度、国防政策及び我が国との防衛協力

解説

民法の一部を改正する法律案について
雇用保険法等の一部を改正する法律について
衆議院選挙制度改革

衆議院調査局

衆議院選挙制度改革

— 一票の較差是正と定数削減に係る区画審設置法及び公選法改正案について —

衆議院調査局調査員

毛 木 克 典

安 達 良 二

(第二特別調査室)

《構 成》

- I 区画審設置法及び公選法改正案提出の経緯
- II 区画審設置法及び公選法改正案の概要
- III 審議経過
- IV 主な質疑・答弁の概要
- V 今後見込まれる動き

I 区画審設置法及び公選法改正案提出の経緯

1 衆議院小選挙区選出議員選挙の一票の較差

(1) 第45回衆議院議員総選挙に係る平成23年最高裁判決と緊急是正法の成立

平成23年3月23日、最高裁大法廷は、第45回衆議院議員総選挙(平成21年8月30日執行)の小選挙区選挙に係る一票の較差訴訟(選挙時の有権者数比率で最大2.304倍)について、従来採られていた一人別枠方式¹とこれによる選挙区割りを違憲状態とする判決を出した。

¹ 「衆議院議員選挙区画定審議会設置法」(平成6年法律第3号)(以下「区画審設置法」という。)は、審議会は、必要があると認めるときは、10年ごとに行われる大規模な国勢調査の人口が最初に官報で公示された日から1年以内に、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとしている(第4条第1項)。

区画審設置法は、改定案の作成の基準については、選挙区間の人口の最大較差が2倍以上としないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない(第3条第1項)と規定した上で、改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数、各都道府県にまず1を配当した上で(いわゆる一人別枠方式)、これに人口に比例して配当した数を加えた数とする(第3条第2項)と規定していた(緊急是正法による廃止前の旧第3条第2項)。

その後、この問題について与野党間で協議が続けられていたものの結論が得られないまま、第181回国会(臨時会)の会期末に至り、平成24年11月14日の党首討論における一票の較差、定数削減と解散をめぐる野田内閣総理大臣(当時)と安倍自由民主党総裁のやり取り²を経て、同月16日、一票の較差是正に向け、一人別枠方式を廃止した上で、都道府県ごとの選挙区の数について「0増5減」の改正を行うことを内容とする「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律(平成24年法律第95号)」(以下「緊急是正法」という。)が成立し、同日、衆議院は解散された。

緊急是正法の成立を受け、衆議院議員選挙区画定審議会は、同法に基づいた区割り改定作業を開始し、平成25年3月28日に安倍内閣総理大臣に対して、選挙区の改定案についての勧告を行い、これに基づいて政府が提出した衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定³等を行う「衆議院小選挙区選出議員の選挙

² 野田内閣総理大臣は、一票の較差の問題は違憲状態であり、最優先で解決しなければならないと述べるとともに、定数削減は次の通常国会で必ずやり遂げる旨の発言をして自民党及び公明党に協力を求め、両党がその決断をすれば衆議院を解散してもよいと述べた。自民、公明両党はそれぞれ対応を協議し、野田内閣総理大臣の提案を受け入れる方針を決定した。

³ 選挙区割りの改定案の作成は、緊急是正法が、福井県、山梨県、徳島県、高知県、佐賀県の5県の定数を3から2に1減(0増5減)していることを踏まえて最小限度の見直しを行う形で行われ、その結果、17都県42選挙区(定

区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が第183回国会（常会）中の6月24日に成立した⁴（平成25年6月28日公布、法律第68号（以下「区割り法」という。）。）。

これにより、平成22年国勢調査人口を基にした選挙区間の最大人口較差は、2.524倍から1.998倍に縮小した。

なお、選挙区間の最大人口較差が2倍を切るとは、小選挙区比例代表並立制導入後初めてであった。

(2) 第46回衆議院議員総選挙に係る平成25年最高裁判決

前述の解散を受けて平成24年12月16日に執行された第46回衆議院議員総選挙は、緊急是正法による区割り改定が間に合わず、区割り法による改正前の区割りに基づいて行われたものであるが、これに対し、小選挙区選挙における一票の較差を是正しないで行われた選挙（選挙時の有権者数比率で最大2.425倍）は違憲であるとして、訴訟が提起された。

平成25年11月20日、最高裁大法廷は、選挙区割りには違憲状態にあるとしつつも、平成23年大法廷判決を受けて、立法府が、本件選挙前の時点において是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正を実現していたことなどを挙げ⁵、是正のための合理的期間は未

経過として合憲の判決を行った。

(3) 第47回衆議院議員総選挙に係る平成27年最高裁判決

平成26年11月21日に衆議院が解散され、12月14日に執行された第47回衆議院議員総選挙は、区割り法による改正後に実施された初めての選挙であり、選挙区間の最大較差は同法により平成22年国勢調査人口で1.998倍であったが、選挙時の有権者数比率で最大2.129倍あり違憲であるとして、訴訟が提起された。

これに対し、平成27年11月25日、最高裁大法廷は、0増5減の措置の対象とされた県以外の都道府県について、改正前の区割り基準に基づいて配分された定数の見直し及び改正後の区割り基準に基づく再配分がされておらず、これを主な要因として選挙区間の選挙人数の最大較差が1対2.129（当日有権者数）となる投票価値の較差が生じたなどとして選挙区割りは違憲状態にあるとしつつも、平成23年大法廷判決を受けて、立法府が法改正及びこれに基づく選挙区割りの改定を実現していたこと、その改定後も引き続き選挙制度の見直しが行われ、衆議院に設置された検討機関⁶において検討が続けられていることなどを挙げ、是正のための合理的期間は未経過であるとして合憲の判決を行った。

なお、この判決により一票の較差に関して3回連続の違憲状態判決となった。

数5減に伴い改定後は37選挙区に減少）について選挙区の区割りの変更が行われた。これにより、較差が2倍以上となる選挙区は解消され、最大人口較差は1.998倍（最大は東京16区（581,677人）、最小は鳥取2区（291,103人））となった。

⁴ 同法案は、平成25年4月23日、衆議院で可決され、参議院に送付されたが、参議院送付後60日が経過したにもかかわらず、参議院において同法案に係る議決が行われなかったことから、衆議院本会議において、憲法第59条第4項の規定により同法案を参議院が否決したものと同みなす議決が行われ、続いて同条第2項の規定に基づき、出席議員の3分の2以上の多数をもって衆議院の議決案が再可決され、成立した。

⁵ 同判決は、「本件選挙前に成立した平成24年改正法の定めた枠組みに基づき、本来の任期満了時まで、区画審の

改定案の勧告を経て平成25年改正法が成立し、定数配分の上記0増5減の措置が行われ、平成22年国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口較差を2倍未満に抑える選挙区割りの改定が実現されたところである。このように、平成21年選挙に関する平成23年大法廷判決を受けて、立法府における是正のための取組が行われ、本件選挙前の時点において是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正が成立に至っていたものといえることができる。」と述べている。

⁶ 後述の「衆議院選挙制度に関する調査会」（座長：佐々木毅明、元選挙推進協会会長、元東京大学総長）を指す。

2 衆議院議員の定数削減を含む選挙制度の抜本的な改革をめぐる議論

(1) 小選挙区比例代表並立制導入後の定数の変遷

衆議院議員の総定数は、平成6年に現行の小選挙区比例代表並立制を導入した当初は500人（小選挙区選出議員300人、比例代表選出議員200人）であった。その後、平成12年の公職選挙法改正により、比例代表選出議員の定数が20人削減され、総定数は480人（小選挙区選出議員300人、比例代表選出議員180人）となった。次いで、平成25年の区割り法の成立により小選挙区選出議員の定数が5人削減され、総定数は475人（小選挙区選出議員295人、比例代表選出議員180人）となった⁷。

(2) 各党の選挙制度改革に関する動き

平成21年8月の第45回衆議院議員総選挙に際し、複数の政党が衆議院の定数削減を公約に掲げた⁸ことを一つの契機として、衆議院議員の定数削減の議論が高まった。

平成23年10月（第179回国会（臨時会））に、一票の較差是正、定数削減を含む衆議院の選挙制度改革を議論するため衆議院選挙制度に関する各党協議会が設置され、平成24年4月まで16回開催され、協議が重ねられたが、合意は得られなかった。

平成24年2月17日（第180回国会（常会））には、野田内閣が「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定し、政治改革・行政改革への取組について、「議員定数削減や公務員総人件

費削減など自ら身を切る改革を実施した上で、税制抜本改革による消費税引上げを実施すべきである」とした。

同年11月14日（第181回国会（臨時会））の野田内閣総理大臣（当時）と安倍自由民主党総裁の党首討論を経て、緊急是正法が成立し、衆議院が解散された同月16日、民主党、自由民主党、公明党の3党の国対委員長は、衆議院選挙制度に関し、「衆議院議員の定数削減については、選挙制度の抜本的な見直しについて検討を行い、次期通常国会終了までに結論を得た上で必要な法改正を行うものとする」との合意（以下「三党合意」という。）を行った。

12月16日に第46回衆議院議員総選挙が執行されたが、ここにおいても、複数の政党が衆議院の定数削減を公約に掲げた⁹。

同選挙の結果を受け、自由民主党と公明党による連立政権が発足した後、平成25年2月22日（第183回国会（常会））、自由民主党、公明党、民主党の3党の幹事長会談において、衆議院議員定数削減を含む選挙制度改革について、改めて三党合意を確認した。

3月28日、自由民主党、公明党の両党は与党案（比例定数を現行180から30削減して150とした上で、第1配分枠90、第2配分枠60とし、第2配分枠60については、得票率2位以下の政党に配分するもの）を合意した。

4月16日の与野党幹事長・書記局長会談において実施が合意された「選挙制度に関する与野党実務者協議」は、10政党¹⁰が参加して同月18日から9回開催されたが、協議は調わず、6月24日に区割り法案が成立するという

⁷ 緊急是正法による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙については、「区割り法」の公布の日（平成25年6月28日）から起算して1月を経過した日（同年7月28日）以後初めてその期日を公示される総選挙から適用するものとされ、平成26年12月14日執行の第47回衆議院議員総選挙から適用された。

⁸ 自民：総定数1割以上削減、民主：比例定数80削減、公明：新しい中選挙区制を導入し、定数大幅削減、みんなの党：総定数300人（180減）

⁹ 自民：三党合意に基づく定数削減、民主：選挙制度の抜本改革及び定数75削減、公明：定数削減及び選挙制度改革、日本維新の会：定数3から5割削減、みんなの党：総定数300人（180減）、国民新党：定数半減及び比例廃止、新党改革：中選挙区制及び定数半減、新党大地：小選挙区100削減

¹⁰ 自民、公明、民主、日本維新の会、みんなの党、生活の党、共産、社民、みどりの風、新党改革

状況の中で、会期終了日前日の翌 25 日の与野党実務者協議で、定数削減を含む抜本改革については「(7 月執行の) 参院選後速やかに各党間の協議を再開し、結論を得る」との確認文書が取りまとめられた¹¹。

第 23 回参議院議員通常選挙(平成 25 年 7 月 21 日執行)後の 10 月 3 日、自由民主党、公明党、民主党の 3 党は、実務者協議を開催し、自由民主党は、安倍内閣総理大臣が提起した選挙制度改革を検討する第三者機関の国会設置を提案したが、民主党は難色を示し、当面は 3 党の実務者で検討を続けることになった。

3 党の実務者協議において合意が得られない中、平成 26 年 2 月 7 日(第 186 回国会(常会))、自由民主党、公明党、民主党、日本維新の会、みんなの党、結いの党、生活の党の与野党 7 党による実務者協議が開かれ、野党 5 党(民主党、日本維新の会、みんなの党、結いの党、生活の党)は衆議院小選挙区の定数を「5 増 30 減」(A 案)、「3 増 18 減」(B 案)とする 2 案¹²を与党に提示したが、与党はこれを持ち帰った。また、同月 14 日、与野党実務者協議において、野党 5 党は日本共産

党、社会民主党及び新党改革の各党に対しても同案を提示した。

(3) 衆議院選挙制度に関する有識者による第三者機関の設置

2 月 27 日、野党 5 党の実務者協議において、野党 5 党は、衆議院議長の下に選挙制度に関する有識者による第三者機関を設置することで一致、3 月 5 日、与野党 7 党の実務者協議において、野党 5 党から自由民主党、公明党の両党に対し、衆議院議長の下に選挙制度に関する有識者による第三者機関を設けることが提案され、両党は応じる考えを示した。各党は、日本共産党、社会民主党、新党改革の各党にも参加を呼びかけ、第三者機関の設置について全党で協議する方針を示した¹³。

4 月 4 日、与野党 10 党¹⁴の幹事長・書記局長が会談し、衆議院選挙制度に関する有識者による第三者機関の設置について協議したが、日本共産党、社会民主党の両党の反対があり、意見の一致が見られなかったため、その後、伊吹衆議院議長(当時)が各党の意見を聴取した上で、5 月 15 日、自由民主党及び民主党の幹事長と会談し、第三者機関については、衆議院議院運営委員会の議決により衆議院に設けることを求める考えを示した¹⁵。

5 月 20 日、与野党 10 党の国対委員長が会談し、日本共産党、社会民主党の両党を除く 8 党は、第三者機関を衆議院に設置する方針を確認し、会談後、逢沢議院運営委員長(当時)に第三者機関の設置を要請した¹⁶。

6 月 19 日、議院運営委員会の決定により、衆議院に、有識者による議長の諮問機関「衆議院選挙制度に関する調査会」(以下「調査会」

¹¹ 第 183 回国会に、衆議院議員の定数削減に係る法案として、民主党から衆議院議員の定数を 80 人削減して 400 人とする「公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」(海江田万里君外 6 名提出、衆法第 8 号)が提出され、また、日本維新の会から、衆議院議員の定数を 3 割削減して 336 人とする「公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」(園田博之君外 11 名提出、衆法第 13 号)が提出され、いずれも衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において継続審査となっていたが、第 187 回国会の平成 26 年 11 月 21 日の衆議院解散により審査未了となった。第 47 回衆議院議員総選挙後、第 188 回国会に維新の党(平成 26 年 9 月 21 日、日本維新の会と結いの党が合併)は同内容の法案を提出し、第 190 回国会まで同特別委員会において継続審査となっていたが、同国会閉会とともに審査未了となった。なお、同国会中に民主党と維新の党は合併し民進党を結党した。

¹² A 案は、あらかじめ都道府県に 1 議席を配分する一人別枠方式を名実ともに廃止し、小選挙区の定数を現行の 295 から 25 削減し、270 とした上で、各都道府県に人口比例により議席を配分するもの。B 案は、人口 50 万人あたりに 1 議席ずつ配分する方法で小選挙区の定数を 15 減らし、280 とするもの。

¹³ 『朝日新聞』『毎日新聞』(2014. 3. 6)

¹⁴ 自民、公明、民主、日本維新の会、みんなの党、結いの党、生活の党、共産、社民、新党改革

¹⁵ 『日本経済新聞』『産経新聞』(2014. 5. 16) 等

¹⁶ 『朝日新聞』『毎日新聞』(2014. 5. 21) 等

という。)が設置され、①現行制度を含めた選挙制度の評価(長短所、理想論と実現性)、②各党の総選挙公約にある衆議院議員定数削減の処理、③一票の較差を是正する方途、④現行憲法の下での衆参議院選挙制度の在り方の問題点、を諮問することとし、各会派は調査会の答申を尊重するものとした(後掲【参考】1「衆議院選挙制度に関する調査会」について参照)。

調査会は、9月11日(第186回国会閉会中)に初会合を開き、座長に佐々木毅明るい選挙推進協会会長、元東京大学総長が就任するとともに運営細則が承認され、議長への答申は現議員の任期¹⁷を念頭に立法作業や周知期間を考慮して行うこととした。その後、11月20日までに4回開かれたが、同月21日に衆議院が解散され、調査会は中断されることとなった。

第47回衆議院議員総選挙(平成26年12月14日執行)後、第188回国会(特別会)における12月26日の議院運営委員会理事会の協議により、調査会については引き続き存置させ、議論を継続させることとなった¹⁸。

なお、第47回衆議院議員総選挙に際して、複数の政党が衆議院の定数削減又は調査会答申の尊重を公約に掲げた¹⁹。

3 衆議院選挙制度に関する調査会答申の提出とその後の動き

(1) 衆議院選挙制度に関する調査会答申の提出

平成27年2月9日(第189回国会(常会))に調査会が再開され、佐々木座長は会合後の

記者会見において、小選挙区選挙の一票の較差是正のため、都道府県への議席配分方式について、人口比をより反映しやすい「アダムズ方式²⁰」と呼ばれる手法がふさわしいとの考えを表明した²¹。その後、調査会は12月16日(第189回国会閉会中)の第16回会合まで議論を続け、この間、第7回(3月25日)及び第8回(4月8日)に、自由民主党、民主党、維新の党²²、公明党、日本共産党、次世代の党²³、生活の党と山本太郎となかまたち²⁴、社会民主党、新党改革の各党からそれぞれ意見を聴取し、第15回(12月7日)には、11月25日の一票の較差に関する最高裁判決の説明が行われるとともに、各党から同判決を受けての意見を聴取した(後掲【参考】2「衆議院選挙制度に関する調査会」経過参照。なお、調査会の議事概要は衆議院ホームページ「衆議院選挙制度に関する調査会」を参照²⁵)。第16回会合後の記者会見において、佐々木座長は、アダムズ方式の導入とともに、衆議院議員の定数を10削減(小選挙区6減、比例代表4減)する答申をまとめると表明した²⁶。

調査会は、平成28年1月14日(第190回国会(常会))に開かれた第17回会合において答申を決定し、同日、大島衆議院議長に「衆

²⁰ アダムズ方式による都道府県への議席配分は、各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致するように行う方式である。

なお、改正前の人口比例配分は、法律に明記されていないが、ヘア式最大剰余法により行われていた。ヘア式最大剰余法による配分とは、都道府県の人口を全国の議員1人当たり人口で除し、商の小数点以下の数値が大きい順に定数に達するまで切り上げる方式である。

²¹ 『毎日新聞』『日本経済新聞』(2015.2.10)

²² 平成26年7月31日、日本維新の会は、日本維新の会と次世代の党に分割、9月21日、日本維新の会は結いの党を吸収合併し、翌22日維新の党に名称変更した。

²³ 平成26年7月31日、日本維新の会が分割して設立。

²⁴ 平成26年12月26日、生活の党から名称変更。

²⁵ 衆議院ホームページ「衆議院選挙制度に関する調査会」
<http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/senkyoseido_index.html>

²⁶ 『朝日新聞』『産経新聞』(2015.12.16)等

¹⁷ 調査会発足当初の衆議院議員の任期は平成28年12月15日。

¹⁸ 第188回国会衆議院議院運営委員会議録第3号3頁(平成26.12.26) 林議院運営委員長報告

¹⁹ 自民：調査会の答申尊重、民主：較差是正及び定数削減実現、維新の党：定数3割削減、公明：答申尊重、次世代の党：定数削減、改革：答申尊重

議院選挙制度に関する調査会答申」(以下「答申」という。)を提出した(後掲【参考】3衆議院選挙制度に関する調査会答申参照)。

答申の主な内容は、①小選挙区比例代表並立制を維持する、②衆議院議員の定数を10人削減して465人とし、小選挙区選挙の定数を6人削減、比例代表選挙の定数を4人削減する、③一票の較差是正のため、都道府県への議席配分方式をいわゆるアダムズ方式とし、10年ごとの大規模国勢調査の結果により見直すとともに、中間年の簡易国勢調査の結果によっては都道府県内の区画を見直す、というものであり、アダムズ方式を採用した場合に平成22年国勢調査人口を基にした都道府県間の最大人口較差は、1.788倍(最大：東京都、最小：鳥取県)から1.621倍(最大：愛媛県、最小：鳥取県)に縮小するものであった。

同日、大島議長は各会派の代表者を集め、答申の尊重を要請した上で、「1か月後に各党の結論、方向性を示して欲しい」と求め²⁷、後日、各党から見解を聴取することとなった。

なお、同月19日には佐々木座長から各会派代表者への説明会が行われた。

(2) 各党の答申への対応

2月3日、衆議院予算委員会において、岡田民主党代表(当時)は、民主党が調査会の答申を受け入れる考えを示した上で、安倍内閣総理大臣に自由民主党の受入れについて質問したのに対し、安倍内閣総理大臣は「答申が出された以上、尊重していく、我が党が尊重していくということは、これは当然のことであろうと思います。」と答弁し²⁸、翌4日の同委員会において、松野維新の党代表(当時)の質問に対して、「自民党においても、まずは

議論をさせてくださいよ。その上において、最終的に私が決めますよ、(中略)自民というのは、しっかりと落ちついた議論もしますし、決めるべきときにはちゃんと決めていきます。」と答弁した²⁹。

同月10日、自由民主党は選挙制度改革問題統括本部・選挙制度調査会合同会議を開いて平成32年の国勢調査に基づいて衆議院の議員定数を10削減することを柱とする改革案の同党原案を了承した³⁰。

同月19日、衆議院予算委員会において、同日の朝のニュースとして、衆議院の定数削減に関して安倍内閣総理大臣が大幅に削減時期を前倒しするよう指示を出したとの報道について自由民主党の田村憲久委員が質問したのに対し、安倍内閣総理大臣は「間もなく公表されます平成27年国勢調査³¹(中略)に基づく区割りの見直しを行う際に、あわせて10の削減を実施いたします。そして、平成32年の国勢調査まで先送りをするということは決してしない。これが自由民主党の総裁としての私の方針でございます。この方針の上に党内において議論をしていただきたい、こう思う次第でございます。」と表明し、同日の午後に行われた民主党の野田佳彦委員(前内閣総理大臣)の質問に対しても同様の答弁を行った³²。

同月22日、大島議長は、自由民主党、民主党、公明党、維新の党、日本共産党、おおさか維新の会³³、改革結集の会³⁴、生活の党と山

²⁹ 第190回国会衆議院予算委員会議録第7号4頁(平成28.2.4)安倍内閣総理大臣答弁

³⁰ 『読売新聞』夕刊(2016.2.10)等

³¹ 平成27年国勢調査は、平成27年10月1日現在で行われ、平成28年2月に速報値が公表された。

³² 第190回国会衆議院予算委員会議録第15号2頁及び21頁(平成28.2.19)安倍内閣総理大臣答弁

³³ 平成27年11月2日、維新の党を離党した議員により設立された。なお、同党は平成28年8月23日に日本維新の会に名称変更した。

³⁴ 平成27年12月21日、維新の党を離党した議員により設立された。

²⁷ 『読売新聞』(2016.1.15)等

²⁸ 第190回国会衆議院予算委員会議録第6号26頁(平成28.2.3)安倍内閣総理大臣答弁

本太郎となかまたち、社会民主党、日本のここを大切にす党³⁵、新党改革の11党から答申に対する意見を順次聴取した。

各党の意見は、定数削減については、日本共産党、社会民主党以外の政党は賛成であった。また、一票の較差是正のため小選挙区定数の都道府県への議席配分方式にアダムズ方式を導入することについては、日本共産党が反対、自由民主党が明言せず、それ以外の政党が賛成であったが、いつの国勢調査で行うかについて各党に違いがあり、民主党及び維新の党は平成22年大規模国勢調査で議席配分した上で平成27年簡易国勢調査で区割りを行う、公明党は平成27年簡易国勢調査で議席配分及び区割りを行うというものであった。なお、自由民主党は平成27年簡易国勢調査で都道府県内の区割りを見直すとともに0増6減するというもので、都道府県への議席配分方式については平成32年大規模国勢調査までに議論するとした³⁶。

(3) 平成27年簡易国勢調査人口（速報値）の公表

2月26日、総務省統計局は平成27年国勢調査人口速報集計結果を公表し、同時に総務省は同結果に基づいて選挙区別人口等を試算した結果の概要を公表した³⁷。

同概要によれば、衆議院小選挙区間の最大較差は2.334倍（最大：東京1区、最小：宮城5区）で、較差が2倍以上となる選挙区は37選挙区あった。また、都道府県間の最大較差は1.885倍（最大：東京都、最小：鳥取県）であった。

(4) 各党の答申へのその後の対応

2月29日、衆議院予算委員会において、岡田民主党代表（当時）がアダムズ方式を導入するの質問したのに対し、安倍内閣総理大臣は「ここはまずは我が党の中において議論していくというのは当然のことだろう。その中で、今ここで私が私の考え方として、（平成）32年の国調において行われる改正においてはアダムズ方式を中心に議論がなされる、このように申し上げているところでございます。」と答弁し、これに対して岡田代表が「2010（平成22）年の国勢調査に基づいて都道府県間の配分をまず行う（中略）、それがまさしくこの答申の述べているところじゃないですか。」とアダムズ方式の即時導入を求めたのに対し、安倍内閣総理大臣は平成27年簡易国勢調査の結果が出ていることを強調した上で、「5年前の国調からして今それを変えていく（中略）。それはやはり求められていないし、そもそもこの第三者委員会のものをしっかりと読んでいけば、そういう結論が導き出される。」と答弁し、アダムズ方式を法律に明記するかについての質問に対しては、「このアダムズ方式というものをどのように例えば法文に書いていくかどうかということについて、今議論もなされているわけでありまして。」と答弁した³⁸。

3月4日から8日まで、大島議長は各党から答申に対する2回目の意見聴取を行った。自由民主党は、アダムズ方式の導入について「まだ議論していないが、安倍総理の発言の枠内で考えていく。」とし³⁹、民主党及び維新の党の両党は、平成22年国勢調査の人口に基づくことを主張するものの、公明党が主張する平成27年簡易国勢調査での議席配分を容

³⁵ 平成27年12月21日、次世代の党から名称変更。

³⁶ 『朝日新聞』（2016.2.23）等

³⁷ 総務省ホームページ「平成27年国勢調査人口（速報値）に基づく試算結果の概要」〈http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei14_02000030.html〉

³⁸ 第190回国会衆議院予算委員会議録第17号7頁及び8頁（平28.2.29）安倍内閣総理大臣答弁

³⁹ 『日本経済新聞』（2016.3.5）

認する考えも示した⁴⁰。

同月 14 日、大島議長は谷垣自由民主党幹事長（当時）に対し、週内にアダムズ方式導入について自由民主党の結論を出すよう求め、自由民主党は、17 日に選挙制度改革問題統括本部・選挙制度調査会合同会議を開いて党内で意見交換を行った後、18 日、谷垣幹事長は大島議長にアダムズ方式を平成 32 年大規模国勢調査に基づき導入する方針を伝達した⁴¹。

同月 22 日、大島議長は、日本共産党の幹部と、また、改革結集の会、生活の党と山本太郎となかまたち、社会民主党、日本のこころを大切にする党、新党改革の各党幹部と会談し、議院運営委員会の理事・オブザーバー会派のうちアダムズ方式導入で一致している 5 党（自由民主党、民主党、維新の党、公明党、おおさか維新の会）で意見集約を急ぎ行うこととする方針を伝えた⁴²上で、翌 23 日、自由民主党、民主党及び維新の党⁴³、公明党、おおさか維新の会の各党幹事長等と個別に会談し、アダムズ方式の導入等の 4 項目の指針（「選挙制度改革についての思い」）を文書で提示した⁴⁴。4 項目の指針は、①選挙制度の信頼性を確保するためには、客観性のある制度の運用原則を定める必要があり、都道府県への議席配分については、アダムズ方式を導入する、②制度の安定性を勘案し、アダムズ方式による都道府県への議席配分の見直しは、10 年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行うこととする、③答申が求める定数の 10 減については、透明性のある方法をもって、小選挙区 6 減、比例代表 4

減をそれぞれ行う、④いずれにしても、最高裁判所判決の要請及び答申の求めるところに応えるように考えていくことが肝要である、であった。

同月 28 日、大島議長は、自由民主党、民進党、公明党、日本共産党、おおさか維新の会の各党幹部と会談し、アダムズ方式の導入時期について協議したが、自由民主党は平成 32 年大規模国勢調査に基づいて導入することを関連法案に明記する考えを表明し、公明党は大島議長の指針を全面的に尊重するとし、民進党は平成 22 年大規模国勢調査に基づいて導入して定数削減も実施する案を主張して、各党は折り合わなかったため、大島議長は来たる 4 月 7 日に再び協議した後、議長として最終的な判断をする考えを表明した⁴⁵。

大島議長は、4 月 4 日に日本共産党の幹部と、また、生活の党と山本太郎となかまたち、社会民主党、日本のこころを大切にする党、新党改革の各党幹部と会談し、来たる 6 日に自由民主党、民進党、公明党、おおさか維新の会と会談して、自由民主党、民進党の両党から関連法案骨子の提示を受け、これを基に 7 日に全党で最終的な協議をする旨を伝えた⁴⁶。

同月 7 日の全党による協議において、自由民主党、民進党からそれぞれの法案骨子が提示されたが、合意に至らなかったため、大島議長は、自由民主党案、民進党案の両案は、答申及び議長の指針を尊重した内容であるとした上で、自由民主党、民進党にそれぞれ法案を翌週中に国会に提出して、①速やかに衆院本会議で趣旨説明を行う、②議運理事・オブザーバー会派以外の会派にも委員会で発言の機会を与える、③今国会中に立法府の意思決定をする、との 3 点を要請（「調整経過を踏

⁴⁰ 『朝日新聞』（2016. 3. 8）、『毎日新聞』（2016. 3. 9）等

⁴¹ 『読売新聞』（2016. 3. 15、2016. 3. 18、2016. 3. 19）等

⁴² 『読売新聞』（2016. 3. 23）

⁴³ 民主党と維新の党は、平成 28 年 3 月 27 日に合併し、民進党を結党する予定であったため、この日の会談は一緒に行った。なお、民進党結党に伴い、改革結集の会は、国会議員 5 名中 4 名が民進党結党に参加し、1 名がおおさか維新の会に入党した。

⁴⁴ 『産経新聞』『毎日新聞』（2016. 3. 24）等

⁴⁵ 『毎日新聞』『読売新聞』（2016. 3. 29）等

⁴⁶ 『読売新聞』（2016. 4. 5）

また衆議院選挙制度改革に当たっての私からの要請」し、「今国会で改正案の成立を図り、結論を出すのがわれわれの責務だ」と述べた。

自由民主党案、民進党案の両案は、いずれも定数削減した上で、都道府県への議席配分にアダムズ方式を導入するものであったが、大きな相違点は、自由民主党案は平成 32 年大規模国勢調査から導入することとし、当面は平成 27 年簡易国勢調査の結果に基づきアダムズ方式を準用して 0 増 6 減を行った上で、平成 27 年簡易国勢調査の結果に基づき区割りの見直しを行うこととするものであり、一方、民進党案は平成 22 年大規模国勢調査の結果に基づきアダムズ方式により都道府県への議席配分を行って 7 増 13 減を行った上で、平成 27 年簡易国勢調査の結果に基づき区割りの見直しを行うこととするものであった。

その他の政党は、公明党は自由民主党案に賛同する考えを表明、日本共産党はいずれの案にも反対する意向を示し、おおさか維新の会は今後党内議論で両案への賛否を決める方針を表明した⁴⁷。

4 両法律案の提出

平成 28 年 4 月 15 日、民進党・無所属クラブから「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（今井雅人君外 2 名提出、衆法第 25 号）」が、自由民主党及び公明党の共同提案により「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（細田博之君外 4 名提出、衆法第 26 号）」が、それぞれ衆議院に提出された。

II 区画審設置法及び公選法改正案の概要

両法律案はいずれも、衆議院小選挙区選出

議員の選挙区間における人口較差に係る累次の最高裁判所大法廷判決及び平成 28 年 1 月 14 日に行われた衆議院選挙制度に関する調査会の答申を踏まえ、衆議院議員の定数を 10 人削減するとともに、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差の是正措置について、各都道府県の区域内の選挙区の数を平成 22 年以降 10 年ごとに行われる国勢調査の結果に基づきいわゆるアダムズ方式により配分することとするもので、それぞれの主な内容は次のとおりである。

1 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（細田博之君外 4 名提出、衆法第 26 号）※自由民主党及び公明党共同提出

(1) 区画審設置法改正関係（小選挙区へのアダムズ方式導入）

ア 都道府県別定数配分は、いわゆる「アダムズ方式」により行う。

イ 「アダムズ方式」による都道府県別定数配分は、制度の安定性を勘案し、10 年に 1 度の大規模国勢調査でのみ行う。

※ この「アダムズ方式」導入に係る改正については「公布の日から施行する」としており、施行後直近の大規模国勢調査である平成 32 年国勢調査から適用されることとなる。

ウ イの中間年に実施される簡易国勢調査に基づく改定案の作成に当たっては、各都道府県の選挙区の数は変更せず、較差が 2 倍以上となったときに区割り改定で対応する。

エ イ及びウに係る勧告は、国勢調査の速報値が官報で公示された日から 1 年以内に行う。

オ 各選挙区の人口について、「日本国民の人口」に限る。

⁴⁷ 『読売新聞』『毎日新聞』『産経新聞』（2016. 4. 8）

(2) 公職選挙法改正関係（定数削減、比例ブロックへのアダムズ方式導入）

ア 衆議院議員の定数を 10 減する（小選挙区 6 減、比例代表 4 減）。

イ 比例ブロックの定数配分についても、いわゆる「アダムズ方式」により行うことを明記する。

(3) 附則関係（平成 27 年国勢調査に基づく小選挙区の 0 増 6 減、比例代表の 0 増 4 減に係る措置、見直し条項、施行期日）

ア 小選挙区定数 6 減の対象県は、平成 27 年簡易国勢調査に基づき「アダムズ方式」により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員 1 人当たり人口の最も少ない都道府県から順に 6 県とする旨のルールを明記する。

イ 平成 27 年簡易国勢調査に基づく改定案の作成については、各小選挙区の人口に関し、将来見込人口を踏まえ、次回の見直し（平成 32 年大規模国勢調査に基づく見直し）までの 5 年間を通じて較差 2 倍未満となるように区割りを行う。

ウ イに係る勧告は、この法律の施行の日から 1 年以内においてできるだけ速やかに行う。

エ 比例定数 4 減の対象ブロックについても、平成 27 年簡易国勢調査に基づき「アダムズ方式」によりブロック別定数を計算した場合に減員対象となるブロックのうち、議員 1 人当たり人口の最も少ないブロックから順に 4 ブロックとする旨のルールを明記する。

オ この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、不断の見直しが行われるものとする旨の検討条項を置く。

カ この法律は、公布の日から施行する。た

だし、(2)に係る規定については、平成 27 年の国勢調査の結果に基づいて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う法律の施行の日から施行する。

2 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（今井雅人君外 2 名提出、衆法第 25 号）※民進党・無所属クラブ提出

(1) 衆議院議員の定数削減

衆議院議員の定数を 10 人削減し、小選挙区選出議員の定数を 289 人、比例代表選出議員の定数を 176 人とする。こと。

(2) 一票の較差の是正

ア 衆議院議員の小選挙区に係る一票の較差是正〔平成 22 年及び平成 27 年国勢調査から実施〕

(ア) いわゆる大規模国勢調査の結果に基づく改定案の作成に当たっては、都道府県への議席配分方式は、いわゆる「アダムズ方式」とすること。

(イ) いわゆる簡易国勢調査の結果に基づく改定については、小選挙区間の較差が 2 倍以上となった場合に限り、改定案の作成及び勧告を行うものとする。こと。この場合においては、都道府県への議席配分は、変更しないものとする。こと。

(ウ) 平成 22 年の国勢調査の結果に基づいて、削減後の定数（289 人）を「アダムズ方式」により都道府県に配分した上で（いわゆる「7 増 13 減」）、平成 27 年の国勢調査の結果に基づいて都道府県内の小選挙区の改定案の作成及び勧告を行うものとし、当該勧告は、この法律の施行日から 1 年以内においてできるだけ速やかに行うものとする。こと。

イ 衆議院議員の比例代表ブロックに係る一票の較差是正〔平成 22 年国勢調査から実

施]

(7) 各ブロックへの定数配分方式は、いわゆる「アダムズ方式」とすること。

※ 定数配分の見直しは、現行どおり、いわゆる大規模国勢調査の結果による。

(4) 平成 22 年の国勢調査の結果に基づいて、削減後の定数 (176 人) を、「アダムズ方式」により各ブロックに配分すること。(いわゆる「1 増 5 減」)

(3) その他

ア 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、(1) 及び (2) のイは、平成 22 年及び平成 27 年の国勢調査の結果に基づく区割り改定法の施行日から施行すること。

イ 見直し

この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、不断の見直しが行われるものとし、この見直しにおいては、「特に人口が急激に減少している地域の民意を適切に反映させることに留意するとともに、更なる国会議員の定数削減を図るよう努めるものとする」旨の検討条項を置くこと。

III 審議経過

1 衆議院における審議経過

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案 (今井雅人君外 2 名提出) (以下「民進案」という。)、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案 (細田博之君外 4 名提出) (以下「自公案」という。) は、いずれも平成 28 年 4 月 15 日にそれぞれ衆議院に提出された。

両法律案は、同月 22 日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別

委員会に付託された。

同委員会においては、同日、両法律案について順次提案理由の説明を聴取し、25 日から質疑に入り、26 日には佐々木毅元衆議院選挙制度に関する調査会座長及び田中隆弁護士・自由法曹団常任幹事の 2 名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、27 日に質疑を終局した。次いで、討論を行い、順次採決した結果、民進案は賛成少数をもって否決すべきものと議決され、自公案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

なお、自公案に対し、下記の附帯決議が付された。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(平成 28 年 4 月 27 日衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)

今日、我が国の社会は、人口動態を含め様々な要因により大きな変動期に入っている。このような中で、国会には、国権の最高機関として、その求められる役割は一層重要となり、国会を構成する国会議員の選挙制度の在り方を検討するに当たっては、時代の要請に対応できるよう、国会の改革を含め検討することが望ましい。

そこで、本改正案附則第 5 条に規定する選挙制度の見直しに際しては、一票の較差の是正、定数等の在り方の検討という課題への対応のみにとどまらず、国会の果たすべき役割といった立法府の在り方についても議論を深め、全国民を代表する国会議員を選出するためのより望ましい制度の検討を行うものとする。

同月 28 日の本会議において、討論の後、民進案は否決され、自公案は可決され、自公案が参議院に送付された。

なお、衆議院における審議に際しては、大島議長からの要請⁴⁸を踏まえ、議運理事・オブザーバー会派以外で、政治倫理の確立及び

⁴⁸ 前掲 248-249 頁本文の「調整経過を踏まえた衆議院選挙制度改革に当たっての私からの要請」参照。

公職選挙法改正に関する特別委員会の委員の割当がない生活の党と山本太郎となかまたち及び社会民主党・市民連合の両会派について、本会議の趣旨説明に対する質疑において、質疑の機会が与えられるとともに、本会議採決時の討論においても社会民主党・市民連合に発言の機会が与えられ（生活の党と山本太郎となかまたちは討論を辞退した）、また、委員会審査においても委員外議員発言として両会派に質疑の機会が与えられ、少数会派に配慮された法案審査が行われた。

2 参議院における審議経過

参議院においては、5月17日に、衆議院から送付された自公案が政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託された。

同委員会においては、同月18日、自公案について提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、質疑終局後、討論を行い、採決した結果、自公案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

同月20日の本会議において、自公案は可決され、成立した。

IV 主な質疑・答弁の概要⁴⁹

1 小選挙区の都道府県別定数配分へのアダムズ方式の導入について

(1) 導入の時期を、自公案では平成32年大規模国勢調査から、民進案では平成22年大規模国勢調査からとした理由

自公案提出者から、調査会答申では、都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき行うとされる一方、導入の時期は明らかにされていないが、現時点では今回の直近の大規模国勢調査は平成32年で

あり、成立した法律をあえて遡及適用することは例外的であると考え、導入は平成32年の大規模国勢調査以降とするのが自然であり、また、制度の安定性を勘案するよう求める議長の「思い」⁵⁰にも沿う旨の答弁があった⁵¹。

民進案提出者から、調査会答申には導入の時期は明記されていないが、過去に一票の較差について3度違憲状態という判決を受け、最高裁から5年前に一人別枠方式の撤廃を求められていることを真摯に受け止めれば、調査会答申を受けて迅速に改革を実現するために、平成32年の大規模国勢調査を待つのではなく、平成22年の大規模国勢調査を用いることがごく自然である旨の答弁があった⁵²。

(2) 自公案が一票の較差是正及び一人別枠方式の廃止を求めた最高裁判決の要請に応えているかについて

自公案提出者から、平成32年以降の大規模国勢調査ごとに人口比例配分を行うアダムズ方式を適用して都道府県への定数配分を行うことを本則に明記し、平成32年までの間については、平成27年の国勢調査の結果に基づき区割りの調整をして選挙区間の較差を2倍未満に収め、なおかつ、その後の人口変動も考慮して2倍未満に収まるように区割り調整を行うことも明記しており、漸次的な見直しを行うことも国会の立法裁量の範囲内という最高裁判決の趣旨から考えると、その趣旨に十分に適合する旨の答弁があった⁵³。

⁵⁰ 前掲248頁本文の「選挙制度改革についての思い」参照。

⁵¹ 第190回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第7号2頁（平28.4.25）提出者細田博之君答弁

⁵² 同特別委員会議録第9号2頁（平28.4.27）提出者今井雅人君答弁

⁵³ 同特別委員会議録第7号3頁（平28.4.25）提出者北側一雄君答弁

⁴⁹ 衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における質疑を基にした。

(3) 民進案で、試算によれば、平成 22 年大規模国勢調査に基づき今回減員となる県の一部が、次の平成 32 年大規模国勢調査による見直しに際しては増員となっており、現行定数に戻る可能性が高いことについて、制度の安定性の観点からの問題の有無

民進案提出者から、指摘された現象が起きる可能性は承知しているが、民進案は、3 度の違憲状態判決への対応の迅速性を重視し、アダムズ方式を採用しない形で次の選挙を迎えたときに、違憲訴訟が起きて混乱が生じる可能性があるため、法的な安定性と制度の安定性のトータルで考えた上で、法案にしている旨の答弁があった⁵⁴。

(4) 小選挙区の都道府県別定数配分及び区割りの基準となる人口を、自公案が「日本国民の人口」に限るとした理由

自公案提出者から、最近、日本国民の人口が減少しているのに対し、外国人の居住者の数は増加しているため、定数配分の基準となる人口を日本国民に限るか、外国人人口を含めるかにより、都道府県別定数や各選挙区間の較差に影響が及ぶ可能性が以前にも増して高まっている中で、日本国民のみが国政選挙の選挙権を有することは憲法上も明らかであることから、日本国民に限ることとした旨の答弁があった⁵⁵。

2 定数削減の時期、理由等について

(1) 削減の時期

自公案提出者及び民進案提出者からそれぞれ、法案が成立すれば、公布の日から施行され、衆議院議員選挙区画定審議会の審議が行われ、公布日から 1 年以内に区割り改定案の

勧告が出された後に、区割りを定める公職選挙法別表第 1 を改正する区割り法が成立し施行された時であるとの同じ答弁があった⁵⁶。

(2) 自公案において、定数 10 減を平成 32 年大規模国勢調査後のアダムズ方式導入に先行して、平成 27 年簡易国勢調査に基づいて行うこととした理由

自公案提出者から、調査会答申では、「都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、10 年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行う。」とされており、平成 32 年の大規模国勢調査に基づいて定数削減を行うのが自然だが、これとは別に、安倍総理・総裁の政治的な決断により、定数削減については先送りせず、平成 27 年の簡易国勢調査に基づいて先行して行う、すなわち、定数削減については国民との約束を早期に果たすという判断をした旨の答弁があった⁵⁷。

(3) 民進案における定数 10 減の理由

民進案提出者から、定数を削減する理由は、各党とも公約で定数削減を掲げているということであるが、その背景は、日本の財政も厳しい中で、今後国民に負担をお願いすることもあるだろう、また大幅な歳出削減をやっているといかなければならないという中で、我々議員の数、我々の身分もやはり聖域ではないということで、政治改革も同時にやらなければならない。そういう意味で、定数削減を行うということであり、民進党としては、今回の削減幅は決して十分ではないが、調査会答申を忠実に受け止めて、迅速に実現することとし、附則に示したとおり更なる定数削減も今後検

⁵⁴ 同特別委員会議録第 9 号 2-3 頁（平 28. 4. 27）提出者今井雅人君答弁

⁵⁵ 同特別委員会議録第 7 号 5 頁（平 28. 4. 25）提出者中野洋昌君答弁

⁵⁶ 同特別委員会議録第 9 号 1-2 頁（平 28. 4. 27）提出者細田博之君答弁及び提出者今井雅人君答弁

⁵⁷ 同特別委員会議録第 7 号 2 頁（平 28. 4. 25）提出者岩屋毅君答弁

討を続けていく旨の答弁があった⁵⁸。

(4) 調査会答申が「削減する積極的な理由や理論的根拠は見出し難い」としたことを踏まえた衆議院議員の総定数の在り方の基準について

自公案提出者から、新聞、テレビ等の世論は、行政改革と同じように捉え、議員の数は少ない方がいいというところが多い一方で、できるだけ多くの国会議員が選ばれ、できるだけ多くの政党が当選し、多彩な議論が行われる方がいい面もある旨の答弁があった⁵⁹。

また、他の自公案提出者から、調査会答申の趣旨は大変重いものがあるが、人口減少時代の中であって、議会だけではなく行政も含めてどう効率化していくかは当然考えなければならない課題である旨の答弁もあった⁶⁰。

(5) 「身を切る改革」の議論や経費削減を理由として定数削減を行うことの是非

自公案提出者から、衆議院議員の定数について調査会答申も、「絶対的基準があるわけではない」と言っていることや、大幅に定数を削減すると選挙区間の較差の縮小が難しくなる、事実関係として諸外国との人口比において我が国の国会議員は決して多くないといったことからすると、身を切る改革イコール定数削減という考え方にはくみすべきではなく、国民の声を代弁する貴重な国会の議席は、国会議員のものではなく国民のものだという大前提に立たなくてはならないが、人口が減少していくほか、通信・交通手段の利便性が高まり、国民との対話のツールが充実するとともに、国民の税金で賄われている国会議員の

活動は、経費面で効率が求められることを踏まえると、限られた財源でパフォーマンスを上げていく努力は求められており、その全体を考へて、定数 10 削減するとした旨の答弁があった⁶¹。

民進案提出者から、身を切る改革とは、政治家が自らにとって不都合なことをすることによって、難しい問題への対応について国民の理解を求めるという意味合いであり、定数削減を行うと現行の議員が次の選挙で当選しづらくなる可能性は高くなるという意味で、身を切るという言葉を使っていると思うが、議員定数を減らしていけばいくほど、国会議員がさまざまな法案に接する機会が減っていくのであり、議員定数の問題は、今の国会にかかっている案件の数・重さと比較して妥当かといったことも、国会議員自らが国民に説明した上で、最小の経費で最大の効果を上げる、あるいは、議員の数は多いという国民の声にどう応えていくかが大事である旨の答弁があった⁶²。

3 定数削減に伴う削減対象都道府県、区割りの変更について

(1) 自公案における削減対象となる都道府県・ブロックの選定基準

自公案提出者から、小選挙区 6 減について、制度の安定性を確保するために、定数の削減による影響を受ける都道府県を極力減らす観点から、6 つの都道府県について定数を 1 ずつ削減する 0 増 6 減方式をとることとし、削減対象となる都道府県については、透明性のある、客観的に理解可能な具体的な方法を定めて選定するとともに、アダムズ方式の考え方と基本的な方向性を同じくする整合性のあ

⁵⁸ 同特別委員会議録第 9 号 1 頁 (平 28. 4. 27) 提出者今井雅人君答弁

⁵⁹ 同特別委員会議録第 9 号 11 頁 (平 28. 4. 27) 提出者細田博之君答弁

⁶⁰ 同特別委員会議録第 9 号 11 頁 (平 28. 4. 27) 提出者北側一雄君答弁

⁶¹ 同特別委員会議録第 9 号 12 頁 (平 28. 4. 27) 提出者逢沢一郎君答弁

⁶² 同特別委員会議録第 9 号 12-13 頁 (平 28. 4. 27) 提出者逢坂誠二君答弁

る方式をとる必要を踏まえると、小選挙区定数6減(289)の上、平成27年の簡易国勢調査の結果に基づいて仮にアダムズ方式により都道府県別定数を計算した場合に、現行の定数よりも減員となる都道府県について議員1人当たりの人口を算定し、少ないところから6都道府県を選ぶという方式が合理的であり、条文に明記した旨の答弁があった。また、比例代表についても、0増4減(比例定数176)で同じ考え方により行い、条文に明記した旨の答弁があった⁶³。

(2) 自公案において小選挙区定数6減の対象を仮の計算による議員1人当たり人口の少ない都道府県から選ぶとする理由

自公案提出者から、6減の対象都道府県は、仮に今回定数を削減しなかったとしても、平成32年の議席配分の見直しの際に減員される都道府県となる蓋然性の高いものから6つを選ぶという計算の仕方になっており、見直しに伴う定数の増減幅を小さくし、制度を安定させる観点からも合理的である旨の答弁があった⁶⁴。

(3) 区割りを変更される可能性のある小選挙区の数

自公案提出者から、自公案において区割りの変更がされる可能性のある選挙区の数について、おおよそ80から90程度であり、その内訳は、人口の最も少ない都道府県(鳥取県)が2、6減の対象となる都道府県の区域内の選挙区で27、鳥取2区(鳥取県で人口の最も少ない選挙区)よりも議員1人当たりの人口の少ない選挙区及びその隣接選挙区で10、較差2倍未満基準に適合しない選挙区で17、そ

の隣接選挙区で26、これを足すと82になるが、90ぐらいまで増える可能性がある旨の答弁があった⁶⁵。

民進案提出者から、民進案において区割りの変更される可能性のある選挙区の数について、最大で150程度と見込んでおり、その内訳は、13減の対象となる都道府県の区域内の選挙区が62、7増の対象となる都道府県の区域内の選挙区が86、7増13減の対象となる都道府県以外の都道府県において、較差2倍未満基準に適合しない選挙区が若干ある旨の答弁があった⁶⁶。

4 見直し条項関係

両法律案はともに、国会議員の選挙制度の在り方について「不断の見直し」が行われるものとするとの検討条項を置くこととしている。両法律案における検討条項を比較すると、次のとおりである(執筆者において相違部分に下線を付した。)

自公案	民進案
附 則 (不断の見直し) 第5条 この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、民意の集約と反映を基本としその間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう、不断の見直しが行われるものとする。	附 則 (不断の見直し) 第4条 この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、<u>両院制の下で各議院が果たすべき役割を踏まえるとともに</u>、民意の集約と反映を基本としその間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう、不断の見直しが行われるものとする。 2 前項の見直しにおいては、<u>特に人口が急激に減少している地域の民意を適切に反映させることに留意するとともに、更なる国会議員の定数削減を図るよう努めるものとする。</u>

⁶³ 同特別委員会議録第7号5頁(平28.4.25)提出者中野洋昌君答弁

⁶⁴ 同特別委員会議録第7号5頁(平28.4.25)提出者中野洋昌君答弁

⁶⁵ 同特別委員会議録第9号4頁(平28.4.27)提出者岩屋毅君答弁

⁶⁶ 同特別委員会議録第9号4頁(平28.4.27)提出者今井雅人君答弁

自公案では「民意の集約と反映を基本としその間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう」にすることが規定される一方で、民進案では、自公案に「両院制の下で各議院が果たすべき役割を踏まえる」ことを付け加えるとともに、更に別の項を設け、「特に人口が急激に減少している地域の民意を適切に反映させることに留意するとともに、更なる国会議員の定数削減を図るよう努めるものとする」とした。

質疑においては、特に民進案に規定された点について、民進案提出者だけでなく自公案提出者に対しても質問が行われた。

(1) 民進案が、見直しにおいて「両院制の下で各議院が果たすべき役割を踏まえる」としたことについて

民進案提出者から、衆議院と参議院の在り方は非常に重要なテーマであり、軽々にこうであるべしということとはできないが、既に参議院では決算の重視を模索している動きもあると承知しており、衆議院と参議院の役目が同じでいいののかも含めて、深い議論が必要である旨の答弁があった⁶⁷。

(2) 民進案が、見直しにおいて「特に人口が急激に減少している地域の民意を適切に反映させることに留意するとともに、更なる国会議員の定数削減を図るよう努めるものとする」としたことについて

民進案提出者から、「人口が急減している地域の民意」の反映と「更なる国会議員の定数削減」の実現の在り方に関して、今後の選挙制度の在り方については、定数削減は当然今後も議論していかなければならないだろう、

また、人口減少が非常に厳しい選挙区の民意をどう反映していくのかというテーマも当然出てくるが、これをどう両立させるかは非常に難しいテーマであり、この2つのことは今後の選挙制度を考えるに当たってはとても重要な課題であると思っており、あえて附則に書くこととした旨の答弁があった⁶⁸。

また、自公案提出者からも、「人口が急減している地域の民意」の反映の仕方に関して、人口が減少していく中で、どうやってその民意を反映させることのできる選挙制度を作るかは重要な問題であり、不断の見直しを行っていかなければならず、各党間の協議を続けていく必要がある旨の答弁があった⁶⁹。

他の自公案提出者から、「更なる国会議員の定数削減」に関連した将来の定数削減の方向性に関して、定数削減については、長く議論され、かつ、野田政権の時の党首討論等でも議論され、その後、安倍政権は定数削減を実現しないことが大きな政治的課題になり続けてきたところであるが、定数10減の結果生じることとなる効果を見ながら、どういう声が国民の間から起こってくるのかを十分見極め、更に国会議員は無駄であるから減らせという世論になるのか、よく見ていかなければならない旨の答弁があった⁷⁰。

V 今後見込まれる動き

1 平成27年簡易国勢調査に基づく区割り改定

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成28年法律第49号)は、平成28年5月27日に公布され、そのうち区画審議会改正及び本法附則

⁶⁷ 同特別委員会議録第9号6-7頁(平28.4.27)提出者今井雅人君答弁

⁶⁸ 同特別委員会議録第9号7頁(平28.4.27)提出者今井雅人君答弁

⁶⁹ 同特別委員会議録第9号18頁(平28.4.27)提出者岩屋毅君答弁

⁷⁰ 同特別委員会議録第9号15頁(平28.4.27)提出者細田博之君答弁

が同時に施行された。これにより、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は本法附則に基づいて、平成 27 年簡易国勢調査に基づく区割り改定作業を開始し、勧告期限である 1 年以内の平成 29 年 5 月 27 日までに、できるだけ速やかに、内閣総理大臣に区割り改定案の勧告を行うこととなった。

なお、本法附則により、当該区割り改定作業は、平成 27 年簡易国勢調査人口を基にした選挙区間の人口較差を 2 倍未満にするとともに、平成 22 年大規模国勢調査と平成 27 年簡易国勢調査の人口増減率を用いて、次回の大規模国勢調査が実施される平成 32 年においても、選挙区間の人口較差が 2 倍未満であることを基本とするとされている。

区画審は、平成 28 年 6 月 8 日に本法成立後最初の審議会を開き、本法の説明が行われるとともに、今後の審議会の進め方について議論した⁷¹。

区割り改定作業の基となる人口は、本法による区画審設置法改正により日本国民の人口とされたため、10 月 26 日に公表された平成 27 年簡易国勢調査の確定値を受けて、6 減となる対象の都道府県が、青森県、岩手県、三重県、奈良県、熊本県、鹿児島県と確定するとともに、区割り改定作業が本格化した。

今後、区画審は平成 29 年 5 月 27 日までに内閣総理大臣に区割り改定案を勧告し、政府は、当該勧告に基づき、速やかに、区割り改定に係る公職選挙法改正案（以下「区割り法案」という。）⁷²を国会に提出し、国会において同法案が成立すれば、過去の例から公布の 1 か月後に施行されることが想定されるため、その施行日以後に執行される衆議院議員総選挙において、0 増 6 減が行われた新しい区割

りが適用されることになる。

なお、区割り法の施行日に、本法による比例ブロックの定数配分にアダムズ方式を導入する公選法改正法⁷³も施行され、比例代表選挙においても 0 増 4 減が行われた上での新たな比例ブロックへの定数配分が適用されることとなるが、4 減となる対象のブロックについては、小選挙区選挙と同様に、10 月 26 日に公表された平成 27 年簡易国勢調査の確定値を受けて、東北、北関東、近畿、九州と確定した。

2 平成 32 年大規模国勢調査に基づく区割り改定

次の大規模国勢調査は平成 32 年に行われることになっており、過去の例に従えば、同年 10 月に調査が実施され、翌 33 年 2 月に速報値の公表、同年 10 月に確定値の公表が見込まれ、これによれば、新区画審設置法に基づく区割り改定作業は次のとおりと想定される。

平成 33 年 2 月に大規模国勢調査の速報値が公表された後、区画審は区割り改定作業に着手し、この時から都道府県への定数配分にアダムズ方式が採用されることとなるため、同年 10 月に確定値が公表されると同時に、アダムズ方式による都道府県への定数配分が行われ、速報値公表から 1 年以内の平成 34 年 2 月までに区画審は区割り改定案を内閣総理大臣に勧告することとなる。

その後、政府は区割り法案を国会に提出、国会で成立した後、公布され、前例から想定される 1 か月の周知期間を経て施行されれば、その施行日以後に執行される衆議院議員総選挙において、アダムズ方式による都道府県への定数配分に基づく初めての区割りが適用されることになる。

⁷¹ 総務省ホームページ「衆議院議員選挙区画定審議会」
<http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/senkyoku/senkyoku_shingi.html>

⁷² 区割りは公職選挙法別表第 1 に規定される。

⁷³ 衆議院議員定数の 10 削減もこの公選法改正法によるものである。

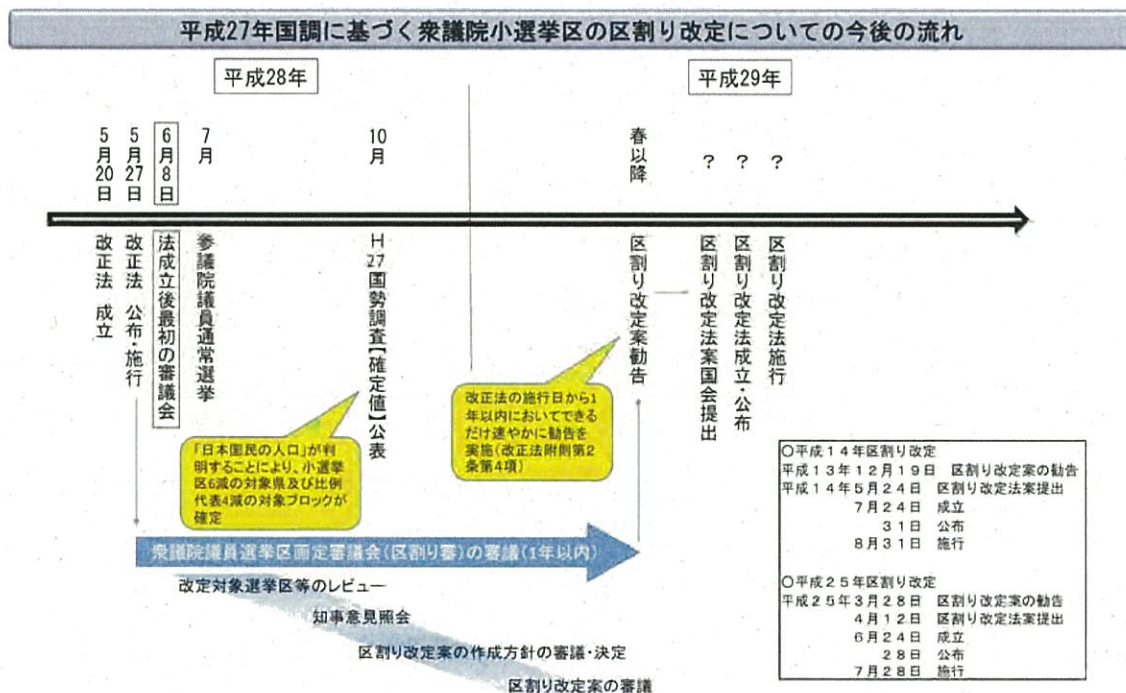
3 それ以降の区割り改定作業について

平成 32 年大規模国勢調査の次は、平成 42 年に大規模国勢調査が実施され、上記 2 と同様の過程を経て区割り改定が行われることとなるが、新区画審設置法第 4 条第 2 項により、中間年（次は平成 37 年）に実施される簡易国勢調査において、選挙区間の人口較差が 2 倍以上となったときは、各都道府県の選挙区の数に変更せずに、当該簡易国勢調査の速報値の公表から 1 年以内に区割り改定案の勧告が行われることとなる。

4 附則第 5 条による見直し

前述（Ⅳ 4）のとおり、本法附則第 5 条に、「この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、民意の集約と反映を基本としその間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう、不断の見直しが行われるものとする。」との検討条項が置かれている。

本法による各改正に留まらず、今後も、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方について、引き続き政党間において議論されていくものと思われる。



（出所）衆議院議員選挙区画定審議会 会議資料（平成 28 年 6 月 30 日）

〔参 考〕衆議院選挙制度に関する調査会

1 「衆議院選挙制度に関する調査会」について（平成26年6月19日議院運営委員会）

平成26年6月19日
議 院 運 営 委 員 会

「衆議院選挙制度に関する調査会」について

一、調査会の設置

衆議院に、衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うため、有識者による議長の諮問機関を置く。

二、構 成

- 1 調査会は、委員15名程度をもって組織する。
- 2 委員は、議員以外の学識経験のある者のうちから、議長がこれを委嘱する。

三、諮問事項

- 1 現行制度を含めた選挙制度の評価（長短所、理想論と実現性）
- 2 各党の総選挙公約にある衆議院議員定数削減の処理
- 3 一票の較差を是正する方途
- 4 現行憲法の下での衆参議院選挙制度の在り方の問題点

四、運 営

議院運営委員長はオブザーバーとして陪席し、各会派の代表は求めに応じて出席し、参考意見を述べることができる。

五、答 申

- 1 調査会は、諮問事項について調査、検討し、その意見を集約し議長に答申する。
- 2 各会派は、調査会の答申を尊重するものとする。
- 3 答申の時期については、現議員の任期を念頭に、立法作業や周知期間を考え答申願う（従って、答申が累次のものとなることも予想される）。

2 「衆議院選挙制度に関する調査会」経過

〈平成26年〉

- | | | |
|------------|-------|-----------------|
| 9. 11 (木) | 第 1 回 | 「座長の互選等」 |
| 10. 9 (木) | 第 2 回 | 「衆議院小選挙区の一票の較差」 |
| 10. 20 (月) | 第 3 回 | 「衆議院小選挙区の一票の較差」 |
| 11. 20 (木) | 第 4 回 | 「衆議院小選挙区の一票の較差」 |

〈平成27年〉

- | | | |
|------------|-------|----------------------------------|
| 2. 9 (月) | 第 5 回 | 「衆議院小選挙区の一票の較差」 |
| 3. 3 (火) | 第 6 回 | 「各選挙制度の利害得失、
各党の選挙公約」 |
| 3. 25 (水) | 第 7 回 | 「各党からの意見聴取」
(自民、民主、維新、公明) |
| 4. 8 (水) | 第 8 回 | 「各党からの意見聴取」
(共産、次世代、生活、社民、改革) |
| 5. 20 (水) | 第 9 回 | 「各党の意見、衆院選一票の較差訴訟
高裁判決のまとめ」 |
| 6. 15 (月) | 第10回 | 「小選挙区比例代表並立制の検証」 |
| 7. 13 (月) | 第11回 | 「小選挙区比例代表並立制の検証」 |
| 9. 30 (水) | 第12回 | 「論点整理」 |
| 10. 19 (月) | 第13回 | 「論点整理」 |
| 11. 19 (木) | 第14回 | 「答申素案討議」 |
| 12. 7 (月) | 第15回 | 「衆院選一票の較差訴訟最高裁判決、
各党からの意見聴取」 |
| 12. 16 (水) | 第16回 | 「答申案討議」 |

〈平成28年〉

- | | | |
|-----------|------|--------------|
| 1. 14 (木) | 第17回 | 「答申決定、議長へ提出」 |
|-----------|------|--------------|

3 衆議院選挙制度に関する調査会答申

平成28年1月14日

衆議院議長

大 島 理 森 殿

衆議院選挙制度に関し、別紙のとおり答申いたします。

衆議院選挙制度に関する調査会

座 長	佐々木 毅
座長代理	曾 根 泰 教
委 員	荒 木 毅
同	岩 崎 美紀子
同	大 石 眞
同	大 竹 邦 実
同	加 藤 淳 子
同	萱 野 稔 人
同	櫻 井 敬 子
同	佐 藤 祐 文
同	並 木 泰 宗
同	平 井 伸 治
同	堀 籠 幸 男
同	山 田 孝 男

本調査会は、平成 26 年 9 月 11 日に諮問のあった下記の事項について、調査・検討し、以下の結論を得たので答申する。

- 諮問事項
- 1 現行制度を含めた選挙制度の評価（長短所、理想論と実現性）
 - 2 各党の総選挙公約にある衆議院議員定数削減の処理
 - 3 一票の較差を是正する方途
 - 4 現行憲法の下での衆参議院選挙制度の在り方の問題点

答 申

1. 衆議院議員の選挙制度の在り方

現行の小選挙区比例代表並立制を維持する。

ただし、制度の信頼性を確保するため、人口動態に合わせて、選挙区間の一票の較差、選挙区の区割りなどを定期的に見直す仕組みとする必要がある。その点からして、較差是正は喫緊の最重要課題である。

2. 定数削減

(1) 現行の衆議院議員の定数は、国際比較や過去の経緯などからすると多いとは言えず、これを削減する積極的な理由や理論的根拠は見出し難い。

(2) 一方、衆議院議員の定数削減は多くの政党の選挙公約であり、主権者たる国民との約束である。

(3) このことから、削減案を求められるとするならば、以下の案が考えられる。

- ① 衆議院議員の定数を 10 人削減して 465 人とする。
- ② 小選挙区選挙と比例代表選挙のそれぞれの定数は、小選挙区選挙の定数を 6 人削減して 289 人とし、比例代表選挙の定数を 4 人削減して 176 人とする。

3. 一票の較差是正

(1) 小選挙区選挙

- ① 選挙区間の一票の較差を 2 倍未満とする。
- ② 小選挙区選挙の定数を、各都道府県に人口に比例して配分する。
- ③ 都道府県への議席配分方式については、満たすべき条件として、(ア) 比例性のある配分方式に基づいて都道府県に配分すること、(イ) 選挙区間の一票の較差を小さくするために、都道府県間の一票の較差をできるだけ小さくすること、(ウ) 都道府県の配分議席の増減変動が小さいこと、(エ) 一定程度将

来にわたっても有効に機能しうる方式であること、とする。

- ④ この諸条件に照らして検討した結果、都道府県への議席配分は、各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式(いわゆるアダムズ方式)により行うこととし、各都道府県の議席は、その人口を当該数値(除数)で除した商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数とする。
- ⑤ 都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行う。
- ⑥ 大規模国勢調査の中間年に実施される簡易国勢調査の結果、較差2倍以上の選挙区が生じたときは、衆議院議員選挙区画定審議会は、各選挙区間の較差が2倍未満となるように関係選挙区の区画の見直しを行うものとする。なお、この見直しについては、本来の選挙区の区画の見直しが10年ごとに行われることを踏まえ、必要最小限のものとし、都道府県への議席配分の変更は行わない。

(2) 比例代表選挙

- ① 現行の11ブロックを維持する。
- ② 各ブロックへの議席配分は、いわゆるアダムズ方式により行う。
- ③ 各ブロックへの議席配分の見直しは、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行う。

4. 現行憲法下での衆参両議院選挙制度の在り方

選挙制度は、民意の集約と反映を基本とし、その間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的を具現化するために適切な制度を実現するよう、不断に見直していくべきものである。

憲法の定める二院制の下において、衆参両議院にはそれぞれ期待される役割や機能があり、今後も、将来における我が国の代表民主制のあるべき姿を念頭に、「国権の最高機関」としての国会の在り方や「全国民を代表する」議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方を、広く国民の意見を踏まえ、明治以来長い歴史とともに発展してきた我が国民主政治における意思決定過程の制度と運用を見据えて、国会として継続的に考えていくべきである。

本答申(答申・説明・参考資料)については、衆議院ホームページの「衆議院選挙制度に関する調査会」に掲載されている。<http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/senkyoseido_index.html>

RESEARCH BUREAU 論究 第13号

平成28年12月

編集・発行 衆議院調査局

〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館内

TEL 03 (3581) 6664

- 本誌の掲載論文等において、意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。
- 本誌に掲載された記事を全文又は長文にわたり抜粋して転載される場合には、必ず事前に調査局調査情報課へ連絡をお願いします。

衆議院小選挙区選出議員の
選挙区の改定案についての勧告

平成25年3月28日

衆議院議員選挙区画定審議会

平成25年3月28日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

衆議院議員選挙区画定審議会会長 村 松 岐 夫

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案について、別紙のとおり勧告する。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の 改定案についての勧告

衆議院議員選挙区画定審議会

○ 本審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（以下「緊急是正法」という。）が平成24年11月26日に施行されて以来、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第2条及び緊急是正法附則第3条の規定に基づき、平成22年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議を進めてきた。

○ その結果、次のとおり選挙区の改定案を作成したので、ここに勧告する。

青 森 県

第二区及び第三区の区域に次の二
選挙区を設ける。

第 二 区

十和田市
三 沢 市
む つ 市
上 北 郡
下 北 郡
三 戸 郡

五 戸 町

第 三 区

八 戸 市
三 戸 郡
三 戸 町
田 子 町
南 部 町
階 上 町
新 郷 村

岩 手 県

第二区及び第三区の区域に次の二
選挙区を設ける。

第 二 区

盛 岡 市
玉 山 区
宮 古 市
久 慈 市
二 戸 市
八 幡 平 市
岩 手 郡
下 閉 伊 郡
岩 泉 町
田野畑村
普 代 村
九 戸 郡
二 戸 郡

第 三 区

大 船 渡 市
遠 野 市

一 関 市

陸前高田市
釜 石 市
西 磐 井 郡
気 仙 郡
上 閉 伊 郡
下 閉 伊 郡
山 田 町

宮 城 県

第四区、第五区及び第六区の区域
に次の三選挙区を設ける。

第 四 区

塩 竈 市
多 賀 城 市
宮 城 郡
黒 川 郡
加 美 郡

第 五 区

石 巻 市
東 松 島 市
大 崎 市

大崎市松山総合支所管内

大崎市三本木総合支所管内

大崎市鹿島台総合支所管内

大崎市田尻総合支所管内

遠 田 郡
牡 鹿 郡

第 六 区

気 仙 沼 市
登 米 市
栗 原 市
大 崎 市

第五区に属しない区域

本 吉 郡

茨 城 県

第四区及び第五区の区域に次の二
選挙区を設ける。

第 四 区

常陸太田市
ひたちなか市
常陸大宮市
本庁管内
山方総合支所管内
美和総合支所管内
緒川総合支所管内

那珂市
久慈郡

第五区

日立市
高萩市
北茨城市
那珂郡

千葉県

第四区及び第十三区の区域に次の二選挙区を設ける。

第四区

船橋市
本庁管内
船橋市二宮出張所管内
船橋市芝山出張所管内
船橋市高根台出張所管内
船橋市習志野台出張所管内
船橋市西船橋出張所管内
船橋市船橋駅前総合窓口センター管内

第十三区

船橋市
第四区に属しない区域
柏市
沼南支所管内
鎌ヶ谷市
印西市
白井市
富里市
印旛郡

東京都

1 第五区及び第六区の区域に次の二選挙区を設ける。

第五区

目黒区

世田谷区

世田谷区池尻まちづくりセンター管内
世田谷区下馬まちづくりセンター管内
世田谷区上馬まちづくりセンター管内
世田谷区奥沢まちづくりセンター管内
世田谷区九品仏まちづくりセンター管内
世田谷区等々力出張所管内
世田谷区上野毛まちづくりセンター管内
世田谷区用賀出張所管内
世田谷区深沢まちづくりセンター管内

第六区

世田谷区

第五区に属しない区域

2 第十六区及び第十七区の区域に次の二選挙区を設ける。

第十六区

江戸川区

本庁管内（上一色三丁目に属する区域を除く。）
江戸川区小松川事務所管内
江戸川区葛西事務所管内
江戸川区東部事務所管内
江戸川区鹿骨事務所管内

第十七区

葛飾区

江戸川区

第十六区に属しない区域

神奈川県

第十区及び第十八区の区域に次の二選挙区を設ける。

第十区

川崎市

川崎区

幸区

中原区

新丸子町、新丸子東一丁目、
新丸子東二丁目、新丸子東
三丁目、丸子通一丁目、丸
子通二丁目、上丸子山王町
一丁目、上丸子山王町二丁
目、上丸子八幡町、上丸子
天神町、小杉町一丁目、小
杉町二丁目、小杉町三丁目、
小杉御殿町一丁目、小杉御
殿町二丁目、小杉陣屋町一
丁目、小杉陣屋町二丁目、
等々力、木月一丁目、木月
二丁目、木月三丁目、木月
四丁目、西加瀬、木月祇園
町、木月伊勢町、木月大町、
木月住吉町、荻宿、大倉町、
市ノ坪、今井上町、今井仲
町、今井南町、今井、今井
西町、井田一丁目、井田二
丁目、井田三丁目、井田三
舞町、井田杉山町、井田中
ノ町、上平間、田尻町、北
谷町、中丸子、下沼部、上
丸子、小杉

第十八区

川崎市

中原区

第十区に属しない区域

高津区

宮前区

福井県

福井県の区域に次の二選挙区を設

ける。

第一区

福井市

大野市

勝山市

あわら市

坂井市

吉田郡

第二区

敦賀市

小浜市

鯖江市

越前市

今立郡

南条郡

丹生郡

三方郡

大飯郡

三方上中郡

山梨県

山梨県の区域に次の二選挙区を設ける。

第一区

甲府市

韮崎市

南アルプス市

北杜市

甲斐市

中央市

西八代郡

南巨摩郡

中巨摩郡

第二区

富士吉田市

都留市

山梨市

大月市

笛吹市

上野原市

甲 州 市
南 都 留 郡
北 都 留 郡

和 歌 山 県

第二区及び第三区の区域に次の二選挙区を設ける。

第 二 区

海 南 市
橋 本 市
有 田 市
紀 の 川 市
岩 出 市
海 草 郡
伊 都 郡

第 三 区

御 坊 市
田 辺 市
新 宮 市
有 田 郡
日 高 郡
西 牟 婁 郡
東 牟 婁 郡

鳥 取 県

鳥取県の区域に次の二選挙区を設ける。

第 一 区

鳥 取 市
倉 吉 市
岩 美 郡
八 頭 郡
東 伯 郡
三 朝 町

第 二 区

米 子 市
境 港 市
東 伯 郡
湯 梨 浜 町
琴 浦 町

北 栄 町
西 伯 郡
日 野 郡

徳 島 県

徳島県の区域に次の二選挙区を設ける。

第 一 区

徳 島 市
小 松 島 市
阿 南 市
勝 浦 郡
名 東 郡
名 西 郡
那 賀 郡
海 部 郡

第 二 区

鳴 門 市
吉 野 川 市
阿 波 市
美 馬 市
三 好 市
板 野 郡
美 馬 郡
三 好 郡

愛 媛 県

第二区及び第四区の区域に次の二選挙区を設ける。

第 二 区

松 山 市
北 条 支 所 管 内
中 島 支 所 管 内
今 治 市
東 温 市
越 智 郡
上 浮 穴 郡
伊 予 郡

第 四 区

宇 和 島 市

八幡浜市
大洲市
伊予市
西予市
喜多郡
西宇和郡
北宇和郡
南宇和郡

高知県

高知県の区域に次の二選挙区を設ける。

第一区

高知市

上町一丁目、上町二丁目、上町三丁目、上町四丁目、上町五丁目、本丁筋、水通町、通町、唐人町、与力町、鷹匠町一丁目、鷹匠町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、升形、帯屋町一丁目、帯屋町二丁目、追手筋一丁目、追手筋二丁目、廿代町、永国寺町、丸ノ内一丁目、丸ノ内二丁目、中の島、九反田、菜園場町、農人町、城見町、堺町、南はりまや町一丁目、南はりまや町二丁目、弘化台、桜井町一丁目、桜井町二丁目、はりまや町一丁目、はりまや町二丁目、はりまや町三丁目、宝永町、弥生町、丸池町、小倉町、東雲町、日の出町、知寄町一丁目、知寄町二丁目、知寄町三丁目、青柳町、稻荷町、若松町、高埴、杉井流、北金田、南金田、札場、南御座、北御座、南川添、北川添、北久保、南久保、海老ノ丸、

中宝永町、南宝永町、二葉町、入明町、洞ヶ島町、寿町、中水道、幸町、伊勢崎町、相模町、吉田町、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、愛宕町三丁目、愛宕町四丁目、大川筋一丁目、大川筋二丁目、駅前町、相生町、江陽町、北本町一丁目、北本町二丁目、北本町三丁目、北本町四丁目、新本町一丁目、新本町二丁目、昭和町、和泉町、塩田町、比島町一丁目、比島町二丁目、比島町三丁目、比島町四丁目、栄田町一丁目、栄田町二丁目、栄田町三丁目、井口町、平和町、三ノ丸、宮前町、西町、大膳町、山ノ端町、桜馬場、城北町、北八反町、宝町、小津町、越前町一丁目、越前町二丁目、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、八反町一丁目、八反町二丁目、東城山町、城山町、東石立町、石立町、玉水町、縄手町、鏡川町、下島町、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、赤石町、中須賀町、旭駅前町、元町、南元町、旭上町、水源町、本宮町、上本宮町、大谷、岩ヶ淵、鳥越、塚ノ原、西塚ノ原、長尾山町、旭天神町、佐々木町、北端町、山手町、横内、口細山、尾立、蓮台、福井町、福井扇町、福井東町、池、仁井田、種崎、十津一丁目、十津二丁目、十津三丁目、十津四丁目、十津五丁目、十津六丁目、吸江、五台山、屋頭、高須、葛島一丁目、葛島二丁目、葛島三丁目、葛島四

丁目、高須新町一丁目、高須新町二丁目、高須新町三丁目、高須新町四丁目、高須砂地、高須本町、高須新木、高須一丁目、高須二丁目、高須三丁目、高須東町、高須西町、高須絶海、高須大谷、高須大島、布師田、一宮、薊野、重倉、久礼野、薊野西町一丁目、薊野西町二丁目、薊野西町三丁目、薊野北町一丁目、薊野北町二丁目、薊野北町三丁目、薊野北町四丁目、薊野東町、薊野中町、薊野南町、一宮西町一丁目、一宮西町二丁目、一宮西町三丁目、一宮西町四丁目、一宮しなね一丁目、一宮しなね二丁目、一宮南町一丁目、一宮南町二丁目、一宮中町一丁目、一宮中町二丁目、一宮中町三丁目、一宮東町一丁目、一宮東町二丁目、一宮東町三丁目、一宮東町四丁目、一宮東町五丁目、一宮徳谷、愛宕山、前里、東秦泉寺、中秦泉寺、三園町、西秦泉寺、北秦泉寺、宇津野、三谷、七ツ淵、加賀野井一丁目、加賀野井二丁目、愛宕山南町、秦南町一丁目、秦南町二丁目、東久万、中久万、西久万、南久万、万々、中万々、南万々、柴巻、円行寺、一ツ橋町一丁目、一ツ橋町二丁目、みづき一丁目、みづき二丁目、みづき三丁目、みづき山、大津甲、大津乙、介良甲、介良乙、介良丙、介良、潮見台一丁目、潮見台二丁目、潮見台三丁目、鏡大河内、鏡小浜、鏡大利、

鏡今井、鏡草峰、鏡白岩、鏡狩山、鏡吉原、鏡的湊、鏡去坂、鏡竹奈路、鏡敷ノ山、鏡柿ノ又、鏡横矢、鏡増原、鏡葛山、鏡梅ノ木、鏡小山、土佐山菖蒲、土佐山西川、土佐山梶谷、土佐山、土佐山高川、土佐山桑尾、土佐山都網、土佐山弘瀬、土佐山東川、土佐山中切

室戸市
安芸市
南国市
香南市
香美市
安芸郡
長岡郡
土佐郡

第二区

高知市

第一区に属しない区域

土佐市
須崎市
宿毛市
土佐清水市
四万十市
吾川郡
高岡郡
幡多郡

佐賀県

佐賀県の区域に次の二選挙区を設ける。

第一区

佐賀市
鳥栖市
神埼市
神埼郡
三養基郡

第二区

唐 津 市
多 久 市
伊 万 里 市
武 雄 市
鹿 島 市
小 城 市
嬉 野 市
東 松 浦 郡
西 松 浦 郡
杵 島 郡
藤 津 郡

長 崎 県

第三区及び第四区の区域に次の二
選挙区を設ける。

第 三 区

佐 世 保 市

佐世保市役所早岐支所管内

佐世保市役所三川内支所管内

佐世保市役所宮支所管内

大 村 市

対 馬 市

壱 岐 市

五 島 市

東 彼 杵 郡

南 松 浦 郡

第 四 区

佐 世 保 市

第三区に属しない区域

平 戸 市

松 浦 市

北 松 浦 郡

熊 本 県

第四区及び第五区の区域に次の二
選挙区を設ける。

第 四 区

熊 本 市

南 区

城南町赤見、城南町阿高、

城南町碓、城南町出水、城
南町今吉野、城南町隈庄、
城南町坂野、城南町沈目、
城南町島田、城南町下宮地、
城南町陳内、城南町高、城
南町千町、城南町築地、城
南町塚原、城南町永、城南
町丹生宮、城南町東阿高、
城南町藤山、城南町舞原、
城南町宮地、城南町六田、
城南町鰐瀬、富合町榎津、
富合町大町、富合町御船手、
富合町碓江、富合町上杉、
富合町清藤、富合町木原、
富合町小岩瀬、富合町莎崎、
富合町古閑、富合町国町、
富合町菰江、富合町志々水、
富合町釈迦堂、富合町新、
富合町杉島、富合町田尻、
富合町西田尻、富合町平原、
富合町廻江、富合町南田尻

天 草 市

宇 土 市

上天草市

宇 城 市

上 益 城 郡

御 船 町

嘉 島 町

益 城 町

甲 佐 町

山 都 町

本庁管内

山都町清和総合支所管内

天 草 郡

第 五 区

八 代 市

人 吉 市

水 俣 市

下 益 城 郡

八 代 郡

葦 北 郡
球 磨 郡

- 備考1 行政区画その他の区域は、平成25年3月28日現在による。
- 2 ここに記載していない選挙区については、従前の区域とする。
- 3 「本庁管内」とは、市区町村の区域のうち、支所又は出張所の所管区域及び地域自治区の区域に属しない区域をいう。